# 郵政民営化の進捗状況 (暫定版)

【平成 21 年 1 月 14 日】

# 目 次

Ι [	国民の利便向_	ニ及び経済の活性イ	化に向けた取組
-----	---------	-----------	---------

〇 経	営状況とサービスの維持・向上
I — 1	日本郵政の経営状況とサービスの維持・向上・・・・・・・1
I - 2	郵便事業会社の経営状況とサービスの維持・向上 ・・・・・ 10
I - 3	郵便局会社の経営状況とサービスの維持・向上 ・・・・・・30
I — 4	ゆうちょ銀行の経営状況とサービスの維持・向上 ・・・・・44
I — 5	かんぽ生命保険の経営状況とサービスの維持・向上 ・・・・・65
〇 郵信	更局ネットワーク
	郵便局ネットワークの水準の維持 ・・・・・・・・・87
I — 7	郵便局における一元的対応 ・・・・・・・・・・・93
Ⅱ その作	也
<b>I</b> − 1	職員が安心して働ける環境づくり ・・・・・・・・・98
<b>I</b> − 2	国債市場への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・105
II - 3	上場に向けた体制整備・・・・・・・・・・・・113
<b>I</b> − 4	敵対的買収防衛策・・・・・・・・・・・・・・117
<b>I</b> − 5	社会・地域貢献基金の整備・・・・・・・・・・・120
II-6	旧契約者の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・126
II — 7	郵貯施設・簡保施設の譲渡等・・・・・・・・・・・135
	考となる事実
II - 8	株式の連続的保有・・・・・・・・・・・・・・・138

略称	本来の名称
【法律等】	
民営化法	郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)
日本郵政株式会社法	日本郵政株式会社法(平成 17 年法律第 98 号)
郵便事業株式会社法	郵便事業株式会社法(平成 17 年法律第 99 号)
郵便局株式会社法	郵便局株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)
機構法	独立行政法人郵便貯金・簡易保険管理機構法(法律第 101 号)
整備法	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平
	成 17 年法律第 102 号)
郵政民営化法案等に対する附帯決	郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法
議	案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保
	   険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整
	備等に関する法律案に対する附帯決議
【組織】	
民営化推進本部	郵政民営化法第 10 条に規定する郵政民営化推進本部
民営化委員会	郵政民営化法第 18 条に規定する郵政民営化委員会
日本郵政	日本郵政株式会社法第1条に規定する日本郵政株式会社
郵便事業会社	郵便事業株式会社法第1条に規定する郵便事業株式会社
郵便局会社	郵便局株式会社法第1条に規定する郵便局株式会社
ゆうちょ銀行	郵政民営化法第94条の規定により設立された郵便貯金銀行
かんぽ生命保険	郵政民営化法第 126 条の規定により設立された郵便保険会社
機構	独立行政法人郵便貯金・簡易保険管理機構法第1条に規定する
	独立行政法人郵便貯金・簡易保険管理機構
承継会社	日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式
	会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険
承継会社等	日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式
	会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険及び独立行政法人
	郵便貯金・簡易保険管理機構
三事業会社	郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ
	生命保険
金融二社	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険
公社	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第
	2条の規定により廃止された日本郵政公社法(平成 14 年法律第
	97号)第1条の規定により設立された日本郵政公社
【その他】	
基本計画	「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」(郵政民営化
	法第161条第1項に規定する基本計画)
実施計画の骨格	日本郵政株式会社から内閣総理大臣及び総務大臣に提出された
	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格」
実施計画	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」(郵政民営化
	法第163条第1項に規定する実施計画)
承継計画	郵政民営化法第 163 第 3 項の認可を受けた実施計画

- I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組
  - I-1 日本郵政の経営状況とサービスの維持・向上

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(基本理念)

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、 創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便 の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に 配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社 の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民 経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

(郵政民営化の推進及び監視に関する組織の設置)

第九条 準備期間 (附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。) 及び移行期間における郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を設置するものとする。

(業務の特例)

- 第四十八条 日本郵政株式会社は、平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 実施計画の作成
  - 二 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びにこれらの株式会社の株主としての権利 の行使
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の特例)

- 第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第百四条第一号及び第百三十四条第一号において同じ。)の処分
  - 二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 〇 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)

(会社の目的)

第一条 日本郵政株式会社(以下「会社」という。)は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式会社の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。

(業務の範囲)

- 第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有

- 二 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- 三 前二号に掲げるもののほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株主としての権利の行使
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

# 2 背景·必要性等

# (1) 背景・必要性

郵政事業については、その4つの機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡保保険)を分社化することにより、それぞれの業務に特化し、専門性を高め、潜在力を十分発揮させるとともに、市場の中で自立し、効率的な経営が行われることとなる。さらに、金融二社については、その株式を完全に処分することで、他の民間金融機関と同一の条件の下、自由な経営を行わせることとする。

他方、郵政事業がこれまで永年にわたり三事業一体で行われて来た経緯にかんがみれば、民営化後も郵便局ネットワークを活用して、郵便、貯金、保険の事業が一体感をもって運営されることは経営上の要請でもあると考えられ、また、利用者の利便にも資するものと考えられる。

このため、四分社化した新会社の上に、グループ全体の経営戦略を立てるヘッドクォータ機能を 有する持株会社を設立することとする。

# (2) 法令等により予定された事項の概要

日本郵政は、主な業務として、平成19年9月30日までの間に実施計画を作成し(民営化法第48条)、郵便事業会社及び郵便局会社の発行する株式の引受け及び保管並びに当該株式に係る株主としての権利の行使、郵便事業会社及び郵便局会社の経営の基本方針の策定及びその実施を確保し(日本郵政株式会社法第4条)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分並びに郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利を行使する(民営化法第61条)。

### (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネット ワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供 されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の 利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラールの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総

#### 務委員会) 抜粋

- 四、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、 適切な指導に努めること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社においても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。
  - 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。
  - 五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンス を徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体 制を構築すること。

### 3 進捗状況

### (1) 民営化までの経緯

平成 18 年 1 月 25 日、基本計画が民営化推進本部で決定され、これに則り日本郵政は同年 7 月 31 日に実施計画の骨格を作成し内閣総理大臣及び総務大臣に提出した。

同年8月31日、民営化委員会は実施計画の骨格に対して、グループ経営における経済合理性と 投資家の信任を確保すること等を内容とする所見をとりまとめた。同年9月1日、民営化推進本部 は、実施計画の具体化に当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、実施計画の骨格に対する民営 化委員会の所見に十分留意する旨の指示を行うこととした。

平成19年4月27日、日本郵政は実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に対し認可の申請を行った。同年6月8日、民営化委員会は、実施計画は基本計画に適合していること等を内容とする意見を提出した。実施計画は、平成19年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得た。

### (2) 日本郵政グループの経営方針等

日本郵政が作成した実施計画は、日本郵政グループの経営方針及びグループ経営管理並びに承継 会社各社の事業戦略を示している。以下はその要旨である。

### ① 日本郵政グループの経営方針

- ・顧客の要望を最大限に生かした商品・サービスを全国ネットワークで提供する。
- ・各社が自立した企業経営を行うための体制を整備し、コンプライアンスを徹底する。
- ・適切な情報開示等により経営の透明性を実現する。
- ・ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式の早期上場・処分を実施する。

・地域住民をはじめとする関係者と互いに協力する。

# ② 日本郵政によるグループ経営管理

- ・経営戦略の遂行と内部管理態勢実現の両面における各社への支援・指導を実施する。
- ・経営の重要事項に関するグループ基本方針に基づくグループ全体に重大な影響を与える事項や 経営の透明性の確保に必要な事項につき、個別に承認又は報告を求める。
- ・中期経営計画に基づき重要な経営課題へ取り組むことによりグループ経営戦略を着実に遂行する。
- ・グループ各社の年度事業計画と中期経営計画を連動させ管理会計に基づく月次管理による適切な収益管理を実施する。

また、日本郵政は、各事業年度の開始前に以下のとおり事業計画を定めた。

# ③ 平成 19 事業年度事業計画

日本郵政は、平成19年4月1日から同年9月30日までの間は、実施計画の作成及び認可申請等民営化の準備に必要な行為を行い、同年10月1日から平成20年3月31日までの間は、事業子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保、事業子会社の業務支援、病院の運営並びに宿泊施設の運営を行うこととし、平成19年3月30日に総務大臣の認可を得た(民営化以後の事業経営の内容等の確定に伴い同年9月10日変更認可)。

# ④ 平成 20 事業年度事業計画

日本郵政は、前事業年度に引き続き、事業子会社の運営の基本方針の実施の確保等、事業子会社の業務支援、病院の経営並びに宿泊施設の運営を行うこととし、平成20年3月31日に総務大臣の認可を得た(旧郵便貯金周知宣伝施設に係る定期建物賃貸借契約の締結に伴い同年9月30日変更認可)。

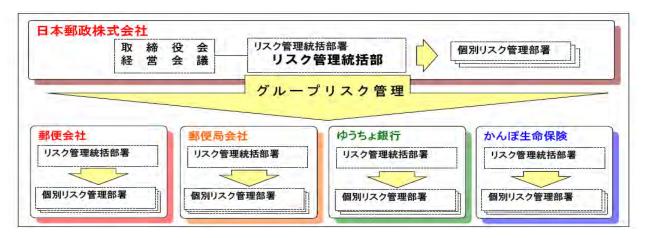
### (3) 具体的な取組

日本郵政は、郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の全議決権を保有することから、各社を適正に統制するため以下のような取組を行っている。

### ① 経営方針に基づく取組

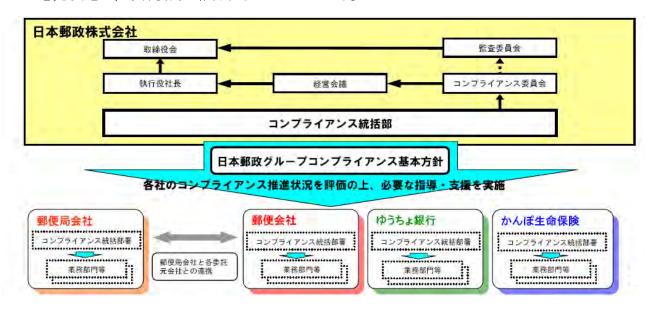
コーポレート・ガバナンス態勢の整備として、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る「日本郵政株式会社内部統制システムの構築に係る基本方針」を定めるとともに、内部監査、リスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の内部統制について、日本郵政がグループの基本方針を示し、各社の態勢の整備を求めた。

例えばリスク管理については、グループ各社が行うリスク管理に関する事項について、報告・協議を通じてグループ各社のリスク管理を実施するフレームワークを整備し、グループにおけるリスクの把握を的確に行う態勢を構築した。日本郵政は、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告し、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢等を協議することとしている。



(出典:日本郵政資料(平成20年11月6日 郵政民営化委員会へ提出))

また、コンプライアンスについては、日本郵政の定めた「日本郵政グループコンプライアンス基本方針」に基づき、日本郵政グループ各社は具体的な推進計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して重点課題に取り組むとともに、違反事案に対しては厳正に対処し、再発防止の徹底に努めている。日本郵政は、グループコンプライアンス基本方針に基づき、コンプライアンス委員会で日本郵政グループ各社のコンプライアンス推進状況を評価の上、必要な指導・支援を実施し、取締役会に報告することとしている。



(出典:日本郵政資料(平成20年11月6日 郵政民営化委員会へ提出))

情報開示については、平成 20 年7月に日本郵政グループのディスクロージャー誌を公表し、 グループ各社の財務、事業の概要等を示した。

# ② グループ経営管理に基づく取組

日本郵政は、郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険とグループ経営管理契約を締結し、経営の重要事項に関してグループ基本方針を定めて各社にその遵守を求め、グループ経営管理を行っている。

グループ全体の中期経営計画については、現在検討中である。

なお、グループとしての一体感の醸成を図るため、国営、公社の時代を通じて長年使用されてきた「〒」マークについては、民営化後も「変わらないもの・残すべきもの」の象徴として、郵便局のサイン、郵便ポストその他ユニバーサルサービスを表すものに使用することとした。このほか、日本郵政グループの統一マークとして「**プア** 日本郵政グループ」マークを策定し、これを用いて各社のロゴマークを策定した。

# 4 関連する意見

# (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、日本郵政グループ各社の経営の自主性・創造性・効率性等に関しては、主に以下のような意見があった。

# ① 自主性・創造性・効率性等に関する意見

ア 現時点での評価は尚早とする意見

- ・ 民営化後、まだ1年を経過したばかりであり、民営化によって種々の制約がなくなり、自 主性等は向上したであろうが「民営化の匂い」を感じさせるものも散見されるが、現在はそ れらの実効性を検証することができるタイミングではない。
- ・ 民営化の結果が良いか、悪いかはまだ判断できない。一般論としては、民営化はよいと思 うが、郵政民営化は小泉改革の過程で象徴的なテーマとして判断されたものであり、高齢者 や地方の利便等を考慮すると、経済的な評価だけで判断するのは難しい。

#### イ 民営化は順調に進んでいるとする意見

- ・ 民営化に基づく分社化により意思決定のスピードアップ及び権限委譲が進められており、 自主性、効率性が高まっていると考える。民営化後、他社との協働も含めた新規業務を開始しており、創造性が高まっている。この点も民営化による部分が大きいものと考えられる。
- ・ 創造性については、民営化後、宅配事業や物流事業、金融機関とのネットワーク拡大、金融商品等の開発が行われており、従来民間で行われているのと同レベルだと思うが、公社時と比べては向上したと思う。

### ウ 経営上の問題を懸念する意見

- ・ 郵政事業における郵便局ネットワークは「大動脈」とも言うべきものであり、これを郵便 事業会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険という「肉体」と切り離して進められている現在 の民営化では、合理的で一貫した意思決定や経営行動が可能なのか疑問である。
- ・ 今後、金融二社の株式を完全に処分し、日本郵政グループから切り離す予定になっているが、金融二社が郵便局から撤退してしまうと、郵便局の経営が成り立つのかどうか難しい問題だ。今は民営化後1年しか経っていないので何とも言えないが、今後3年毎に見直す中で事態の推移を見極めつつ慎重に議論する必要がある。
- ・ 郵政民営化を機に、民間企業たる日本郵政グループとして具体的に何を目指していこうと しているのかが明瞭でなく、力強いメッセージが伝わってこない。我々外部の人間だけでな く、当事者自身が分かっていないのではないか。

### エ その他

・ 経営理念が掲げられたことにより、経営の自主性、業務の効率性、コンプライアンスの徹底に向けたメッセージが発信できている。

# ② 国民の利便の向上に関する意見

- ア サービスに関する不満等に関する意見
  - ・ 民営化して目に見えて良くなったものはないように思われる。郵便局が四分割され、各会 社間の連携が取れていないのではないかとの利用者の不満もある。また、公社時代のサービ スが廃止されたり、簡易局の一時閉鎖局が増えたり、逆に、利便性が低下しているのではな いか。
- イ 変化は感じられないとする意見
  - ・ 利用者の立場から見れば、民営化前後でサービスはほとんど変わっていないとの印象。
  - ・ 民営化後も、従来のサービス内容をほぼ継続しており、利用者から見て大幅なサービス向上は未だ実感できない。
  - ・ 民営化前後で明示的に変化を感じるところはない。多くの人は、民営化後もそれまでの郵 便局と変わって欲しくないと考えているのではないか。
- ウ サービスが維持・向上されているとする意見
  - 新しいサービスを始めるなどサービス向上に努力していると思われる。

# ③ 適正な競争の促進に関する意見

- 日本郵政グループ
  - ・ 現在のところ、巨大な日本郵政グループによる民業圧迫という状況は見られず、むしろ民営化前後において、民間の運輸会社等によるサービス向上・利用促進等の営業が活発化された。ある程度の自由競争の促進に繋がっていると思う。
  - ・ 日本郵政グループの動きに刺激され、宅配業・銀行業等の競合各社で新規事業や業務提携 が進み、業界全体に良い影響と緊張感を与え始めていると思われる。
  - ・ 日本郵政グループと他の民間企業との間のイコールフッティングを図りつつ自由競争に進むことが望ましい。
  - ・ まだ実質的に競合するサービスは提供されていない。実際の業務範囲が拡大された時点の 変化を見なければ判断できない。

# (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、民営・分社化に関しては、主に以下のような意見があった。

- 郵政グループサイドの観点から、
  - ①(ア)民営・分社化に伴い、各社間の利益配分が大きな関心事。特に郵便局会社は、郵便事業会社及び金融二社からの手数料が収益源であるため、手数料配分が他社と利害反する状況。郵便局会社にとっては、経営基盤が脆弱な要因となり、平成20年3月期決算も最終利益46億円と150億円の計画比7割減となる。
    - (4) 年賀状に代表されるように、同じ商品をグループ各社で販売し合い、顧客を奪い合う現象 が発生。
  - ② ゆうちょ銀行、かんぼ生命の上場を意識し、その金融代理店である郵便局会社は「事務、システム、情報などのオペレーション」がコンプライアンスとして強く求められている。

しかし2~5人程度の少人数局が多い郵便局会社の郵便局店舗に求められるハードルとし

ては高く、実情と乖離しているのではないか。

③ 民営・分社化に伴い、システムは使いづらくなり事務手続は複雑化し、品質管理上は、反って後退しているのではないか。

いずれの観点からも、民営・分社化に伴うメリットデメリットを見た場合、マイナス面が多いというのが現状の評価である。

# (3) 関係業界の意見等

なし。

# 5 成果に対する評価

# (1) 主な指標の状況

<平成21年3月期中間決算の概要>

(単位:億円)

		営業収益	営業利益	経常収益	経常利益	当期純利益	純資産合計
【日本郵政グループ】	平成21年3月期中間決算	—	—	94, 868	4, 225	2, 224	84, 419
	承継計画		—	—		5, 080	—
	事業計画						
	平成20年3月期決算	—		100, 979	4, 387	2, 772	83, 114
	承継計画	—	—	—	5, 400	2, 150	79, 390
	事業計画			—	—		
【日本郵政】	平成21年3月期中間決算	1,712	763	1, 731	775	780	81, 161
	承継計画	—	—	3, 550	1, 430	1,430	—
	事業計画	3, 207	1,040	_	1,068	1, 129	_
	平成20年3月期決算	1, 329	343	1,371	378	425	80, 366
	承継計画	—	—	1,410	130	130	79, 390
	事業計画	_	_	1,407	127	127	_
【郵便事業会社】	平成21年3月期中間決算	8, 457	△ 298	—	△ 204	△ 189	2, 331
	承継計画	18, 880	280	—	570	340	—
	事業計画	18, 881	393	_	707	549	
	平成20年3月期決算	10, 536	1,037	—	1, 137	694	2, 694
	承継計画	10, 460	680	—	820	490	2,000
	事業計画	10,621	868	_	1,030	792	_
【郵便局会社】	平成21年3月期中間決算	6, 351	292	—	380	209	2, 244
	承継計画	13, 230	590	—	840	500	—
	事業計画	12, 768	287	_	379	315	
	平成20年3月期決算	6, 158	7,517	—	185	46	2,046
	承継計画	6, 630	90	—	250	150	2,000
	事業計画	6, 515	178	_	241	321	
【ゆうちょ銀行】	平成21年3月期中間決算	—	—	12, 803	2, 520	1,501	80, 501
	承継計画	—	—	24, 480	5, 350	3, 210	—
	事業計画	_		_	_		
	平成20年3月期決算	—	—	13, 289	2, 561	1,521	80, 768
	承継計画	—	—	12, 920	2, 170	1,300	76, 670
	事業計画	_	_	_	_	_	_
【かんぽ生命保険】	平成21年3月期中間決算 承継計画	—		73, 151 155, 180	1,063	247	10,010
		—	—	155, 180	4, 200	410	—
	事業計画			_			
	平成20年3月期決算	—	—	76, 868	119	76	9, 042
	承継計画 事業計画	—	—	75, 210	2, 030	80	10,000
	事業計画		—	—		—	

(出典:平成21年3月期中間決算、承継計画、事業計画)

<日本郵政グループ各社の役員の兼職状況 > 日本郵政とグループ各社との兼職状況

日本郵政		郵便局会社	郵便事業会社	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役 社長	西川善文	取締役	取締役	取締役	
取締役兼代表執行役 副社長	高木祥吉			取締役兼代表執 行役社長	
専務執行役	横山邦男				取締役
専務執行役	米澤友宏			執行役副社長	
常務執行役	白金郁夫		専務執行役員		
常務執行役	伊東敏朗		常務執行役員		
執行役	清水弘之	執行役員			

# グループ各社間の兼職状況

郵便局会社		郵便事業会社	ゆうちょ銀行	かんぽ生命保険	
常務執行役員	岩崎	明		常務執行役	
執行役員	伊藤	聖		執行役	

(出典:いずれも日本郵政グループ 2008 ディスクロージャー誌)

# <全国の郵便局数>

	H17年度末	H18年度末	民営化時	H19年度末	H20年9月末	H20年11月末
			(H19. 10. 1)			
直営郵便局	20, 221	20, 218	20, 241	20, 243	20, 246	20, 246
簡易郵便局	4, 410	4, 356	4, 299	4, 297	4, 295	4, 293
うち一時閉鎖局	222	307	417	438	417	404 (※)
合 計	24, 631	24, 574	24, 540	24, 540	24, 541	24, 539

※ 緊急対策として、渉外社員出張サービス (138 箇所)、移動郵便局 (2 箇所) を実施。

(出典:郵便局会社資料)

# <日本郵政グループ各社間における人事交流の実績>

人事交流全体	延べ約 1,740 人
うち 出向	延べ約 1,100 人
転籍	延べ約 640 人

※ 平成19年10月1日から平成20年10月1日の間の実績

(出典:日本郵政資料)

I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組

# I — 2 郵便事業会社の経営状況及びサービスの維持・向上

# 1 関係法律

〇 郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号)

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(業務の特例)

- 第二十九条 公社は、日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号。以下「公社法」という。)第十九条第一項及び 第二項並びに日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等 に関する法律(平成十六年法律第百六十五号)第三条に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範 囲内で、国際貨物運送(本邦と外国との間において行う貨物の運送をいう。以下この章において同じ。)に関する 事業を行うことを主たる目的とする公社子会社の委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
  - 一 国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送(本邦内の各地間において行う貨物の運送をいう。)
  - 二 国際貨物運送に関する事業に附帯する業務
- 2 公社は、前項に規定する業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項の「公社子会社」とは、公社がその総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第六十一条第一号を除き、以下同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、公社及び一若しくは二以上の公社子会社又は一若しくは二以上の公社子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、公社子会社とみなす。

(出資の特例)

第三十条 公社は、公社法第二十一条の規定による出資のほか、総務大臣の認可を受けて、国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社に出資をすることができる。

(日本郵政株式会社の意見の聴取)

第三十二条 総務大臣は、第二十九条第二項又は第三十条の認可の申請があったときは、日本郵政株式会社の意見を 聴かなければならない。

(民営化委員会の意見の聴取等)

- 第三十三条 総務大臣は、第二十九条第二項若しくは第三十条の認可の申請があったとき、又は次条第一項の規定により付した条件を変更しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 総務大臣は、第三十五条第二項又は公社法第六十一条第一項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(認可の条件)

- 第三十四条 総務大臣は、第二十九条第二項又は第三十条の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、認可の趣旨に照らして、又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮等)

第三十五条 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合、第三十条の規定により公社の出資が行われる場合又は同条の規定により公社が出資している会社の業務が行われる場合には、公社は、公社の当該業務又は当

該出資に係る会社の業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する場合において、公社の当該業務又は当該出資に係る会社の業務が、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害し、又は害するおそれがあると認めるときは、公社に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第二十九条第一項の規定により公社の業務が行われる場合又は第三十条の規定により公社の出資が行われる場合には、公社は、総務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該業務に関する収支の状況又は当該出資の状況を公表しなければならない。

(郵便事業株式会社法の特例)

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時において、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する 業務に該当しない業務であって、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、 同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(民営化委員会の意見の聴取)

第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第三項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たっては、郵便事業 株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に 害することのないよう特に配慮しなければならない。

(実施計画)

- 第百六十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の 承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきこと を指示しなければならない。
- 2 (略)
- 3 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指示があったときは、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

4~6 (略)

(公社の解散及び業務等の承継)

第百六十六条 公社は、この法律の施行の時において解散するものとし、承継会社等は、その時において、第百六十 三条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」と いう。)において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。

2 (略)

〇 郵便事業株式会社法 (平成十七年法律第九十九号)

(会社の目的)

第一条 郵便事業株式会社(以下「会社」という。)は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的 とする株式会社とする。

(業務の範囲)

- 第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
  - 一 郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号) の規定により行う郵便の業務
  - 二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便 葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を 受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)

第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに 関する業務を行うこと(以下「委託業務」という。)を郵便局株式会社に委託しなければならない。

2~4 (略)

### 2 背景·必要性等

# (1) 背景・必要性

公社は、郵便法等の関係法令に基づき、郵便及び印紙の売りさばきのサービスを全国一律に提供するとともに、高齢者への在宅福祉サービスを支援する「ひまわりサービス」等を提供してきた。平成16年9月10日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」においては、公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)について、民営化を通じてそれぞれの市場に吸収統合され、市場原理の下で自立させるため、それぞれ株式会社として独立させるとし、これらの会社を子会社とする純粋持株会社を設立するとした。このうち「郵便事業会社」については、従来の郵便事業に加え、広く国内外の物流事業への進出を可能にするとともに、郵便窓口業務を「窓口ネットワーク会社」に委託する等とした。その上で、引き続き郵便のユニバーサルサービスの提供義務を課し、このため特殊会社として郵便事業会社を設立することとした。

### (2) 法令等により予定された事項の概要

### ① 業務範囲

### ア 民営化前の準備期間

公社は、民営化法第 29 条等の規定により、民営化前の準備期間において、総務大臣の認可を受けて、国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする会社に対する出資等を行うことができる。公社から当該出資等に係る認可申請があったときには、総務大臣は、民営化法第 33 条第1項の規定により民営化委員会の意見を聴かなければならない。公社は、当該出資等が行われる場合には、当該出資等に係る業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

### イ 民営化後

郵便事業会社は、郵便事業株式会社法第3条第1項及び第2項の規定により、郵便の業務、 印紙の売りさばきに関する業務等を営まなければならず、お年玉付郵便葉書等の業務を営むこ とができる(目的内業務)。

また、郵便事業会社は、郵便事業株式会社法第3条第3項の規定により、目的内業務の遂行 に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、それ以外の業務(目的外業務)を営むこと ができる。移行期間中に郵便事業会社から当該認可の申請があったときには、総務大臣は、民 営化法第76条の規定により民営化委員会の意見を聴かなければならない。

ただし、国内の郵便小包(現在のゆうパック・ゆうメールに当たる。)については、郵便の 範囲から外れたことから、郵便事業株式会社法第3条第3項に規定する業務に該当するが、民 営化法第73条の規定に基づき、郵便事業会社が営むものとして承継計画において定められた 業務として、郵便事業株式会社法第3条第3項の認可を受けたものとみなされる。

さらに、郵便事業会社は、民営化法第77条の規定により、移行期間中に目的外業務を営むに当たっては、郵便事業会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。なお、郵便事業会社に対しては、出資制限に関する規制はない。

# ② その他業務に関する制度

郵便の業務については、郵便法の規定により、郵便事業会社に対して引き続きユニバーサルサービスの提供義務を課すとともに、特別送達又は内容証明の取扱いに係る認証事務を職務とする 郵便認証司に関する制度を創設した。

また、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務については、郵便窓口業務の委託等に関する法律第3条第1項の規定により、郵便事業会社は、郵便局会社に委託しなければならない。 なお、民営化以降、郵便事業会社は、民営化法、郵便事業株式会社法、郵便法(昭和22年法律第165号)等の規制のほか、原則として貨物運送関係法令等の一般の会社に課される規制が課される。

# (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した 場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋
  - 二、郵便業務については、IT化の進展や競争の激化等により収益の減少傾向が続いている中、 健全な経営が確保され、経営体質の強化が図られるよう努めること。また、ユニバーサルサー ビスを堅持するとともに、サービスの一層の多様化を図ることにより、国民への利益実現につ ながるよう、適切な措置を講ずること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社に

おいても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。

- 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。
- 五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンス を徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体 制を構築すること。

# 3 進捗状況

### (1) 民営化までの経緯

平成 18 年 1 月 25 日、基本計画が民営化推進本部で決定され、これに則り日本郵政は同年 7 月 31 日に実施計画の骨格を作成し内閣総理大臣及び総務大臣に提出した。

同年8月31日、民営化委員会は、実施計画の骨格に対して、承継会社のグループ経営において 経済合理性を確立する等を内容に含む意見をとりまとめた。同年9月1日、民営化推進本部は、実 施計画の具体化に当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、実施計画の骨格に対する民営化委員 会の所見に十分留意する旨の指示を行うこととした。

平成19年4月27日、日本郵政は、内閣総理大臣及び総務大臣に対し実施計画について認可の申請を行った。同年6月8日、民営化委員会は、基本計画に適合していること、特に郵便事業会社について「例えば、きめ細かなサービス展開や物流コストの削減などへの早急な取組が望まれる」こと等とする意見を提出した。実施計画は、同年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得た。

# (2) 郵便事業会社の実施計画等

#### ① 事業戦略

実施計画では、既述の経営理念のほかに、日本郵政グループの経営方針及びグループ経営管理 並びに承継会社各社の事業戦略が示されている。このうち、郵便事業会社の事業戦略の概要は次 のとおりである。

- (i)顧客ニーズを的確に把握し必要な商品・サービスを迅速に開発し提供
- (ii)郵便局窓口を通じた商品・サービスの提供の維持・向上等の営業体制の整備・強化及び採算性・効率性の観点を重視した経営管理体制の構築
- (iii)郵便事業に係る経営状況を構造的に転換するための経営体質の強化
- (iv)国際エクスプレス事業等の新規成長分野への進出
- (v) CSRの推進やCS活動の充実等による経営の信頼性・透明性の確保

### ② 事業計画

ア 平成19事業年度事業計画

郵便事業会社は、郵便の業務、印紙の売りさばき、お年玉年賀葉書等の発行、ゆうパック・ゆうメールに係る業務を行う等としたほか、広告業務を行うとした平成 19 事業年度事業計画を総務大臣に提出し、平成 19 年 11 月 21 日に総務大臣の認可を受けた。

### イ 平成20事業年度事業計画

郵便事業会社は、前年度に引き続き、郵便の業務、印紙の売りさばき、お年玉年賀葉書等の発行、ゆうパック・ゆうメールに係る業務等とともに広告業務を行う等とした平成20事業年度事業計画を総務大臣に提出し、平成20年3月31日に総務大臣の認可を受けた。その後、国際貨物運送に係る国際物流業務の実施等の内容の当該事業計画の変更認可を総務大臣に申請し、同年6月30日に総務大臣の認可を受けた。

# (3) 業務

# ① 業務の承継

平成19年10月1日、郵便事業会社等承継会社が設立された。民営化以前に、公社が営んでいた郵便の業務、印紙の売りさばきに関する業務等の業務については、民営化法第166条第1項の規定により、郵便事業会社が営むものとして承継計画において定められたところに従い、郵便事業会社に承継され、継続された。

承継された業務のうち、郵便事業会社の成立の時において、郵便事業株式会社法第3条第1項 又は第2項に規定する業務に該当しない業務であって、郵便事業会社が営むものとして承継計画 において定められたもの(民営化以前に、公社及び子会社が営んでいた国内郵便小包業務や郵便 関連業務やロジスティック業務等)については、民営化法第73条の規定に基づき、郵便事業株 式会社法第3条第3項の認可を受けたものとみなされ、郵便事業会社の営む業務として継続され ている。

# 【承継計画に記載された業務】

- ア 郵便法の規定により行う郵便の業務
- イ 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- ウ ア及びイに掲げる業務に附帯する業務
- エ お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律第224号)第1条第1項に規定するお年玉 付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行並びにこれらに附帯 する業務
- オ 国内貨物運送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びにこれらに附帯する業務であって、宅配便及びメール便の業務に相当するもの
- カ 国際貨物運送に関する貨物航空運送事業及び貨物航空運送代理店業に係る業務並びにこれ らに附帯する業務であって、郵便事業会社がその株式を承継する株式会社ANA&JPエクス プレスにおいて行うもの
- キ 他人の委託を受けて、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の貨物の流通に係る業務を一 体的に行う業務及び当該業務に係るコンサルティングに関する業務
- ク 他人の委託を受けて、カタログ等を利用して行う商品若しくは権利の販売又は役務の提供に 係る契約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務
- ケ 地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、ア又はオに掲げる業務と郵便事業会社 の外務員を活用して行う当該業務に附帯する業務を組み合わせ、これらを一体として行う高齢

者の福祉その他の社会福祉の増進に寄与する業務

- コ 地方公共団体の委託を受け、郵便事業会社の外務員を活用して行う地方公共団体の事務に係る業務
- サ 日本放送協会からの委託を受け、郵便事業会社の外務員を活用して行う放送受信契約の締結・変更・解約及び受信料の集金に関する業務等

# ② 新規業務への進出

ア 民営化前の準備期間中に公社が開始した新規業務

公社は、民営化前の準備期間中に、民営化法第30条の規定に基づく総務大臣の認可を受けて、全日空の子会社である国際航空貨物運送事業者に対し出資を行った。なお、当該出資に係る業務は、郵便事業会社が営むものとして承継計画に定められ、民営化以降も業務を継続している[関連会社: ANA&JPエクスプレス]。

イ 民営化以降に郵便事業会社が開始した新規業務

郵便事業会社は、民営化以降、郵便事業株式会社法第3条第3項の規定に基づき、総務大臣の認可を受けて、次の業務を開始した。民営化委員会は、総務大臣の要請を受け、各業務認可申請に対して意見を提出した。

・広告業務及びこれに附帯する業務

[平成20年3月23日意見提出、同2月6日認可、同2月業務開始]

「関連子会社: JPメディアダイレクト]

・貨物自動車運送事業、石油販売業、自動車分解整備事業及びこれらに附帯する業務 [平成20年2月22日意見提出、同2月29日認可、同3月業務開始]

「関連子会社:日本郵便輸送準備、日本郵便逓送 等]

・国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通 関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせて、荷主に対して行う国際物流業務 [平成20年2月18日意見提出、同6月30日認可、同7月業務開始]

[関連子会社: J P サンキュウグローバルロジスティクス]

# (4) サービス水準

### ① サービス水準の維持

郵便事業会社は、郵便のサービスについて、民営化時点においては承継計画に従って、公社と同等の水準で提供することとした。このうち郵便局の窓口を通じて提供していたサービスについては、引き続き郵便局の窓口において提供することとした。

また、郵便事業会社は、公社が民営化前に再編した集配網を承継するとともに、当該再編に伴 う一部の時間外窓口の閉鎖等への代替施策として公社が実施した、書留等の不在持戻りした郵便 物等の土日を含む毎日配達やゆうパック等の訪問集荷等のサービスも継続している。

なお、郵便事業会社は、特殊取扱のうち配達記録の廃止、これに代わるサービスの導入等を内容とする内国郵便約款変更認可申請を、平成20年8月25日付けで総務大臣に提出し、情報通信・郵政行政審議会の審議を経て、同年12月5日総務大臣の認可を受けた。

### ② サービス水準の向上

郵便事業会社は、民営化前から提供していた、引越しした際に旧住所あての郵便物等を1年間、

新住所に無料で転送するサービスについて、書面による申込みに加えて、平成 20 年 8 月からインターネットを用いた申込みを導入した。

### ③ 公的サービスの確保

#### ア 郵便認証司

郵便事業会社は、総務大臣が任命した郵便認証司(注)47,799 名(平成20年12月1日現在)を支店・集配センターに配置した。

(注)郵便認証司は、内容証明において郵便物の内容たる文書の内容の証明と引受けた日付の記載を行い、特別送達(訴訟上の書類の送達に用いられる送達方法)において民事訴訟法の定める方法により送達した事実を送達報告書により証明するものであり、民営化後も信用力を確保するため、郵便法に設けられた。

#### イ 良好な労働関係

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)においては、郵便の事業を公益事業に定め、公益 事業に関して争議行為を行おうとするときは遅くとも10日前までに労働委員会等に通知を要 すること等が定められている。

郵便事業会社は、日本郵政グループ労働組合と次の内容の条項を含む、労働協約を締結した。

- ・紛争が生じた時には労使双方が誠意をもって解決に努めること
- ・仮に争議行為が避けられない状態になった場合には、遅くとも 10 日前までにその概要を、 72 時間前までに形態、規模等の詳細を通知すること

# (5) コンプライアンス態勢

郵便事業会社においては、法令、諸規則、社内諸規程、社会規範及び企業倫理を遵守するコンプライアンスを経営上の重要事項と位置づけ、コンプライアンス違反事案の迅速な調査・報告体制の構築、集中的にコンプライアンスの徹底に取り組むためのコンプライアンス推進月間の設定、コンプライアンスに関する態勢強化等、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでいる。

そうした中で、内容証明及び特別送達に関して不適正な認証事務がなされたことが判明した。郵便事業会社は、直ちに必要な善後策を講じる一方で、取扱いの再点検、緊急訓練の実施、マニュアル改正、チェックポイントの掲出、郵便認証司の再確認等の再発防止策を講じた。その一方で、郵便事業会社は、総務省の求めに応えて、事実関係、原因分析、再発防止策等について総務省に対し報告を行った。

#### <郵便事業会社における不適正な認証事務の実施状況>

不適正事案の内容	報告年月日	内容証明	特別送達	計	
認証漏れ等による不適正認	平成 19.11.30	1.057	19.20	19.459	
証の件数 (通数)	十八八 19.11.50	1,057	12,395	13,452	
郵便認証司でない社員によ	平成 20.7.31	202	10 400	10 001	
る不適正認証の件数(通数)	十八八 20.7.31	393	10,488	10,881	

また、郵便局会社においても、同様の不適正な認証事務がなされたことが判明した(郵便局会社の経営状況及びサービスの維持・向上を参照のこと)。

さらに、平成20年9月23日に新越谷支店から新大阪支店に向け送られた郵便物を搭載したコン

テナ1台(郵便物 115,910 通。うち、社会保険庁差出し「年金特別便」45,000 通。) がJR梅田駅 構内に残っていることが、同年11月27日に判明した。郵便事業会社は、必要な善処策を講じる一 方で、同年12月12日、総務省・国土交通省の求めに応えて、事実関係、原因分析、再発防止策等 について両省に報告した。郵便事業会社は、同年12月15日、総務大臣による郵便事業株式会社法 第 12 条第 2 項の規定に基づく業務改善命令等を受け、万全な善処策を講じつつ、適正な業務運行 体制の確立等に取り組んでいる。

加えて、心身障害者用の低料第三種郵便物の不適正利用が判明したことから、郵便事業会社は、 その利用実態等を調査したところ、心身障害者用低料第三種郵便物 217 件(平成 20 年 10 月 1 日現 在)のうち、年間通数が際だって多い16件について承認条件を具備していないこと等が明らかに なり、平成 20 年 12 月 24 日、利用実態、原因分析、再発防止策及び既に起きている事案に対する 対象方針について総務省に報告した。郵便事業会社は、同年12月26日、総務大臣による郵便事業 株式会社法第 12 条第 2 項の規定に基づく業務改善命令等を受け、第三種郵便物に関する調査制度 の検証、郵便約款、業務マニュアル等の見直し等を行うとともに、社員に対する教育の徹底、定め られた業務手続の遵守体制の整備等に取り組んでいる。

#### 報告 取締役会 監査役会(監査役) 経営 Ť 報告 ↑ 報告 報告 報告 コンプライアンス 代表取締役 経営会議 委員会 指示 報告 連携 コンプライアンス・ライン 本社 法務・コンプライアンス部 事務リスク その他関連部署 指示 報告 管理統括 指示 指示 部署 指示 報告 コン イアンス室 報告 指示 監査担当 報告 報告 部署 支社・支店 本社 コンプライアンス 責任者 プライアンス 責任者 指示 指示 報告 報告 社員

<郵便事業会社のコンプライアンス体制>

(出典)日本郵政グループディスクロージャー誌

### (6) その他

### ① 運送関連会社の子会社化

郵便事業会社は、民営化後の競争力あるサービス提供の確保のため、その基盤を成す郵便物等 の運送業務において、長期安定的、高品質かつ効率的な運送基盤を保有することにより、臨機自 在のコントロールの利く運送業務の確立を目指して、既存の郵便物等の運送事業者の一部を子会 社化した。

[関連子会社:日本郵便輸送準備、日本郵便逓送 等]

# ② その他

郵便事業会社は、平成21年2月16日から原則として価格20万円超の国際郵便物が輸出入申告の対象となる等の通関手続の変更に伴い、当該変更について周知を図る等の必要な準備を行った。

### 4 関係する意見

# (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、郵便事業会社の経営状況及びサービスの維持・向上に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 創造性については、民営化後、宅配事業や物流事業、金融機関とのネットワーク拡大、金融商 品等の開発が行われており、従来民間で行われているのと同レベルだと思うが、公社時と比べて は向上したと思う。
- ・ 郵便サービスについては、民営化後、当ビルへの集荷が廃止されてしまった。また、普通郵便 で送ったアンケート調査が到着まで7日も要したため締切りに間に合わなかったとのクレーム が北海道、沖縄からあった。
- ・ 集配が再編された地域では、郵便の配達時間が遅れているという話は聞いていないが、休日の 郵便引き取りがなくなったり、ポストからの収集の回数が減ったりして、少しサービスが低下し たと感じる。
- ・ 多量の郵便物を差し出そうとする際、これまでは近くの特定局が車で集荷に来てくれたが、分 社化で来れなくなった。実際には集荷に来てくれる民間宅配に頼むことも増え、サービスダウン であるだけでなく顧客を失っている面もあると思われる。
- ・ 郵便の遅配、誤配も多少増えた気がする。特に年賀状の時は顕著だった。業務は定期的にやってくれるが、血が通っていない。
- ・ 当社の商品の品質の観点から未着、誤着などについて独自にデータを取っているが、いずれも、 公社化以降、数字が悪化している。顧客からのクレームにも現れている。
- ・ 僅かながら、国民の利便は改善、向上しつつある。具体的には①既存企業が、郵政民営化に対抗するため商品開発等を行い始めている、②ゆうちょ銀行が、クレジットカード、住宅ローンを市場に供給し始めている、③ゆうちょ銀行が、全銀システムに加盟する、といった点に見られ、今後消費者にとって利便性が高まるであろう。引き続き商品、サービスの提供について、期待したい。
- ・ 郵便事業においては、ユニバーサルサービスの確保など公的な面も維持しつつ、よくやっていると感じる。
- ・ 郵政事業にとって郵便局ネットワークは、財産として我々の生活にしっかり根付いている。郵 便物をポストに出せば必ず届くといった国民に広く浸透している郵便局への信頼は国と国民と の契約のようなものであるので、民営化後も是非維持してもらいたい。
- ・ 手紙には、通信にできないことができる。そこに愛情がある。これは通信にはできない。手紙を出すことで人と人の繋がりが続いていく。全国均一のはがき50円、封書80円は良い。
- ・ デジタルの時代になっても、はがきや封書はメールで代用することができても、イーコマース の場合は物の移動が伴うため、輸送の担う役割は変わらず大きい。民間になった利点を活かし、 機動的に利用者のニーズにあった良質なサービスを低料金で提供していただきたい。

- ・ 第三種・第四種郵便制度は是非維持してもらいたい。
- ・ 地元の特産である米の発送等の際に適用される、窓口への持込に対する割引は非常に評判がよい。このようなサービスを今後も拡大してほしい。
- ・ 地域密着のサービスと民間企業としての経営の両立を図るため、高齢者向けビジネスにチャンスを見出せないか。例えば、山間の限界集落で郵便配達を行いながら、独居老人宅を巡回して安 否確認の声掛けを行うということを、きちんとした「ビジネス」として行ってはどうか。
- ・ 日本郵政グループの動きに刺激され、ヤマト運輸、地方銀行など競合各社では新規事業や業務 提携が進み、業界全体に良い影響と緊張感を与え始めていると思われる。
- ・ 現在のところ、巨大な日本郵政グループによる民業圧迫という状況は感じられず、むしろ民営 化前後において、民間の運輸会社等が危機感を抱いて、各企業周りや消費者へのサービス向上・ 利用促進など営業が活発化された。ある程度の自由競争の促進につながっていると思う。
- ・ 物流では、競合他社が郵便事業会社に対抗したサービスを開始する等、民営化によって民間他 社が対抗するのが目に見えるものとなっており、競争原理を強化する効果が大きいのではないか。
- ・ 特に、民間企業が先行している事業領域に、独占領域で獲得した利益をもって進出することとなれば平等とは言えないため、そのようなことが生じないよう厳しく監視しなければならない。 そのためには、郵便事業とその他の事業の損益の状況の透明性を確保することが重要である。
- ・ 今後の郵便事業については、①競争条件の平等化、②新規参入に対する阻害要因の排除、③郵 便におけるユニバーサルサービスの提供義務の範囲、の3点が重要ではないか。
- 郵便事業がひまわりサービスやワンストップサービスを担うべき必然性に議論があるとしても、 これからますます高齢化が進む中で、地域が郵便事業に期待するものは大きい。
- ・ 望むサービスとしては、高齢化対策として、連絡の取次やサービスの仲介等の高齢者の生活支援をやってほしい。私の地元も高齢化率が40%近くとなっている。防犯については、すでに始めたと聞いている。
- 営利に直接、結びつかない「ひまわりサービス」などが縮小されるのは当たり前である。
- ・ 民営化が地域社会の健全な発展に貢献しているかは疑問。離島や過疎地域では不在郵便物の受取りが不便になったとの声もニュースで流れており、むしろ郵便サービスの低下など阻害要因となっているのではないか。
- ・ 特に郵便事業については、不在時に配達された郵便物の再配達を依頼しても受けてもらえない という話や、局前ポストに誤って投函した郵便物を取り戻したいと思ってもそれができなくなっ たという話を聞いている。これらの民営化に伴う郵便事業において生じた利便の低下を解消する ためには、少なくとも郵便事業会社と郵便局会社を一体化、統合しないといけない。
- ・ 環境に配慮したカーボンオフセット付き年賀状の取扱いは正しい方向性だと思うので、今後は 日本郵政の取組やその効果を分かり易く示し、購入を企業だけでなく広く個人に対しても拡大す る方策を考える必要がある。

### (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、郵便事業会社の経営状況及びサービスの維持・向上に関しては、主に以下のような意見があった。

・ 民営化により職業意識や企業意識が増したと感じられる。特に郵便事業については、配達員の 接遇や配達時の取扱いが向上した。その一方で、普通郵便物の配達が遅くなったことと、個々の 社員への負担が増したこと等問題に感じる。

- ・ 郵便配達員が挨拶して配達するようになり、気持ちがいい。
- ・ 旧日本郵政公社期に行った集配拠点の再編により、配達時間帯が遅くなった。
- ・ 郵便のユニバーサルサービスを提供していて採算がとれるとは思われない。
- ・ 小規模な集配センターでは、日中に職員が不在になることがあり、集荷・配達依頼への対応が 滞っている
- ・ これまでは顔なじみの配達員で安心だったが、今では毎回違う配達員なので、受取りに躊躇する。
- ・ 郵便配達員の高齢者宅訪問頻度が低下している。
- ・ 夜間、不在持ち帰り郵便物等を受取ろうとしても、最寄り郵便局の夜間窓口が廃止になったため、遠方の支店まで行くことが必要になった。
- 最寄りの郵便局による集荷が廃止になり、不便になった。
- 郵便配達員による金融取扱いの廃止は、地方の特に高齢者には不利益といえるサービス低下だ。
- ・ 配達員のアルバイト化等により誤配・遅配が頻発している。
- ゆうパック等の配達速度が速くなった。包装も簡易になり、便利になった。
- ・ ゆうパック等の配達時間が希望どおりに守られなくなった。
- 民間の宅配業者のほうが安いので、この際、民間の宅配便を利用することにした。
- 再配達の申込みのためコールセンターに電話をするが、なかなかつながらない。
- ・ 定形外郵便の料金を値下げしてほしい。
- ・ 後納郵便について、利用者側の支払い期限に合わせて請求書の訂正を迅速に行ってほしい。また、前月郵便料の確定事務には、年末年始・大型連休に配慮して、多少の猶予をできないか。
- ・ 配達記録の廃止等に当たっては、利用者が準備できるだけの十分な移行期間を設けるとともに、 早期に計量器の設定変更等に要する費用等を具体的な内容を提示してほしい。

### (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して関係業界団体等から ヒアリングを実施したが、郵便事業会社の経営状況及びサービスの維持・向上に関しては、主に以 下のような意見があった。

#### 【社団法人航空貨物運送協会】

- ・ 委員会は、郵便事業会社による国際物流業務の展開に際して、委員会意見が遵守されるととも に、対等な競争条件が確保されるよう今後とも厳重に監視してほしい。
- ・ 国際郵便のひとつである国際スピード郵便(以下、EMSという。)は、他の民間企業が提供しているサービスと競合する関係にあり、民間企業が提供する類似サービスにより代替可能である等の理由から、ユニバーサルサービスとして郵便事業で行うのではなく、一般の物流サービスとしてサービス提供されるべきである。

[Conference of Asia Pacific Express Cariers (CAPEC)]

- ・ EMSの公平な競争条件は未だに実現していないと認識している。
- ・ EMSは、郵便のユニバーサルサービスの範疇に入れるべきではない。
- ・ EMSは、類似する民間のサービスとは異なる規制の適用を受けており、優遇されていると認識している。

- ・ EMSについて、公表されている財務報告では、価格設定の適正さや他の郵便サービスとの間で内部相互補助が行われていないかどうか検証できない。
- ・ 郵便事業会社は、山九(さんきゅう)(株)との合弁会社との間における取引についてアームス・ レングスの原則によるべきとの民営化委員会意見を遵守すべきだ。

#### 【在日米国商工会議所】

- ・ EMSは民間企業と競合するサービスであるにも関わらず、郵便事業としてユニバーサルサー ビスに位置づけられている。
- ・ 通関については、来年2月から20万円超の郵便について「申告納税方式」に移行するが、20万円超の郵便は極めて少量。また、「保税運送」に関して郵便物には、特別な手続きが認められ、不公平である。
- ・ EMSとそれ以外の郵便とで内部相互補助が行われ、EMSが競争上有利になっていないか、 情報を公開すべき。

### 【欧州ビジネス協会】

- ・ EMSは、国際宅配便事業者と競合しており、郵便事業の一部としてユニバーサルサービスに 位置づけるべきでない。
- EMSだけの会計が明示されていないため、価格が適正かどうか判断できない。
- ・ 通関における「申告納税方式」の適用等、EMSについて同様の規制を課すべき
- ・ 国際物流業務について、民営化委員会はアームス・レングス原則の確保等を意見として提出したが、きちっとフォローアップすべき。

### 5 成果に対する評価

# (1) 主な指標の状況

(出典)特に注意書きのない限り、日本郵政公表資料又は郵便事業会社公表・提供資料を参照した。

### ① 指標

- ア 郵便事業会社の決算概要
  - ○平成20年3月期決算結果と計画との比較

<経営成績>

(単位:億円)	平成20年3月期	平成 19 事業年	承継計画
	決算	度事業計画	
営業収益	10,536	10,621	10,460
営業原価	8,936	9,247	9,270
営業総利益	1,600	1,374	1,190
販売費及び一般管理費	562	506	510
営業利益	1,037	868	680
営業外収益	146	165	150
営業外費用	46	3	10
経常利益	1,137	1,030	820

税引前当期純利益	1,125	1,030	820
当期純利益	694	792	490

営業収益は、郵便物(対前年比△2.8%)及びゆうパック(対前年比△2.8%)の減、ゆうメール(対前年比+12.5%)の増により、事業計画値より85億円減少となった。一方、営業費用は、民営・分社化後の事務繁忙等により人件費が増加したものの、効率的な事業運営に努め、事業計画値より311億円減少した。これらにより、経常利益は、事業計画値より107億円増となった。純利益は、法人税等の増加により事業計画値より98億円減となった。

(注)最初期の平成20年3月期は、設立された平成19年10月から平成20年3月までの期間であり、年賀郵便等の営業収入がある年度の下半期は利益率が高い傾向にある。

### <財政状態>

(単位:億円)	総資産	負債	純資産
平成 20 年度 3 月 31 日	21,495	18,801	2,694

総資産は 2,820 億円の増加。流動資産は 2,779 億円増加し 6,817 億円、固定資産は 40 億円増加し 1 兆 4,678 億円であり、このうち流動資産増加の主な要因は、現金・預金、営業未収金の増加などによるものである。

負債は、2,125 億円増加した。このうち流動負債は、2,444 億円増加し 8,057 億円、固定負債は 318 億円減少し1 兆 744 億円となった。流動負債増加の主な要因は、未払金や印紙販売代金の預かり金の増加等によるものである。固定負債減少の主な要因は、退職給付引当金減少等によるものである。

純資産は、当期純利益694億円を加えた結果、2,694億円に増加した。

#### <業績の見通し>

郵便事業会社は、平成 20 年度の業績見通しを営業収益 1 兆 8,880 億円、営業利益 390 億円、経常利益 700 億円、当期純利益 540 億円と見込んだ。

#### <経営指数>

自己資本	総資産	営業収益	総資本回転率
当期純利益率	経常利益率	営業利益率	
29.6%	5.7%	9.8%	0.52 回

(注)総資本回転率は事務局で試算。その他の指数は日本郵政グループディスクロージャー誌から引用。

# (参 考) 一般貨物自動車運送事業の経営状況

(平成17年度国土交通省調べによる333事業者実績。)

総資本	営業収益	総資本回転率
経常利益率	経常利益率	
1.99%	1.16%	1.07 回

### <平成19年度の業務区分別収支>(単位:百万円)(注1)

業務の区分	営業収益	営業費用	営業利益
-------	------	------	------

目的内業務(注2)	902,267	797,982	104,284
目的外業務(注3)	151,409	151,920	$\triangle 511$
合 計	1,053,676	949,902	103,774

- (注1)郵便事業株式会社法第11条の規定に基づく公表
- (注2)郵便事業株式会社法第3条第1項及び第2項に規定する郵便の業務、印紙の売り さばき業務及びお年玉付郵便葉書の発行の業務等
- (注3)ゆうパック等の荷物の取扱いやロジスティクス等の郵便事業株式会社法第3条第 3項の規定に基づき営む業務
- (注4)最初期の平成19年度は、平成19年10月から平成20年3月までの期間である。
- (注5)記載金額は、単位未満を四捨五入している。

# <平成19年度の郵便事業の収支の状況>(単位:億円)(注)

	種類別	営業収益	営業費用	営業利益
郵便	更物	8,665	7,618	1,047
	内国郵便	8,227	7,213	1,015
	第一種(封書)	4,050	3,292	758
	第二種 (はがき)	2,898	2,554	343
	第三種(雑誌、新聞)	112	179	Δ67
	第四種 (通信教育等)	5	15	Δ9
	特殊取扱 (速達、書留等)	1,162	1,173	Δ10
	国際郵便	438	405	33

### (参 考)

種類別	営業収益	営業費用	営業利益
荷物(ゆうパック等)	1,481	1,486	$\Delta 5$

- (注1)郵便法第67条第5項の規定に基づく公表
- (注2)最初期の平成19年度は、平成19年10月から平成20年3月までの期間である。
- (注3)記載金額は、単位未満を四捨五入している。

# ○平成21年度3月期中間決算結果と計画との比較

### <経営成績>

(単位:億円)	平成21年3月期	平成 20 事業年	承継計画
	中間決算	度事業計画	
営業収益	8,457	18,881	18,880
営業原価	8,282	17,520	17,620
営業総利益	175	1,361	1,250
販売費及び一般管理費	473	967	970
営業利益又は営業損失	riangle 298	393	280
(△)			
営業外収益	131	321	300
営業外費用	37	7	20

経常利益又は経常損失	$\triangle 204$	707	570
$(\triangle)$			
税引前中間(当期)純	riangle 206	661	570
利益又は税引前中間純			
損失 (△)			
中間(当期)純利益又	△189	549	340
は中間純損失 (△)			

営業収益は、郵便物(対前年比 $\triangle$ 3.0%)及びゆうパック(対前年比 $\triangle$ 0.8%)の減、ゆうメール(対前年比+3.1%)の増により、8,457 億円となった。営業費用は、人件費単価の上昇や原油価格の高騰等があったものの、効率的な事業運営に努め、8,755 億円となった。

(注)平成 21 年 3 月期中間決算は、第二四半期までの累計だが、平成 20 年度事業計画と承継計画 は通期のものである。なお、郵便事業会社は、営業の形態として下半期のウエイトが高く、利益 が下半期に偏る傾向にある。

### <財政状態>

(単位:億円)	総資産	負債	純資産
平成 20 年度 9 月 30 日	19,069	16,737	2,331

総資産は 2,429 億円減少した。流動資産は 2,156 億円減少の 4,660 億円、固定資産は 269 億円減少の 1 兆 9,069 億円となった。流動資産減少の主な要因は、現金・預金の減少、営業未収金の減少等によるものである。固定資産の主な減少要因は、建物の減価償却によるものである。

負債は、2,063 億円減少した。流動負債は、2,156 億円減少し 5,832 億円、固定負債は 161 億円増加し1 兆 905 億円となった。流動負債の減少の主な要因を印紙販売代金の預かり金の減少、未払金の減少等によるものである。固定負債増加の主な要因は、退職給付引当金の増加等によるものである。

純資産は、剰余金の配当 173 億円及び中間純損失当期純利益 189 億円を減額した結果、2,331 億円となった。

#### <業績の見通し>

郵便事業会社は、平成 20 年度の業績見通しを、法人税等について当初見通しより増額を見込み、営業収益 1 兆 8,880 億円、営業利益 490 億円、経常利益 700 億円、当期純利益 470 億円(70 億円減) の見込みとした。

### イ サービス水準の維持

# • 送達日数達成率

(%)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
全国平均	97.3	97.3	97.8
同一都道府県あて	98.0	98.1	98.3
隣接都道府県あて	96.6	96.5	97.0
その他	96.5	96.4	97.4

# • 年賀取扱物数

(百万通)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
引受物数(12/15~1/7)	3, 120	3, 035	2, 980
元旦配達物数	2, 057	1, 909	2, 036

# ・ 引受郵便物等の物数の推移

区別		平成 1	9 年度		平成 20 年度	
区別 (単位:千通・%)	上半	·期	下半	期	9月期末累計	
甲位:「理・70)	物数	増減率	物数	増減率	物数	増減率
総計	10,520,548	Δ0.1	10,920,006	Δ1.6	10,364,484	$\Delta 1.5$
郵便物	9,340,196	Δ1.0	9,572,493	Δ3.1	9,153,270	Δ2.0
内 国	9,308,614	Δ1.0	9,531,351	Δ3.1	9,122,366	Δ2.0
普通	9,020,398	Δ1.1	9,215,485	Δ3.4	8,833,533	Δ2.1
第一種	5,418,679	Δ1.9	5,310,816	Δ3.9	5,309,342	Δ2.0
第二種	3,328,890	1.5	3,617,110	$\Delta 2.6$	3,260,167	Δ2.1
第三種	259,132	Δ13.9	273,791	$\Delta 4.5$	250,618	Δ3.3
第四種	13,697	Δ11.2	13,769	$\Delta 4.3$	13,406	Δ2.1
特殊	288,216	2.9	315,865	8.0	288,834	0.2
書留	54,981	Δ7.0	59,441	$\Delta 5.7$	51,019	Δ7.2
配達記録	166,263	11.6	184,917	22.3	178,146	7.1
速達等	66,972	Δ7.0	71,508	Δ8.7	59,668	Δ10.9
国際 (差立)	31,582	$\Delta 2.6$	41,142	$\Delta 4.8$	30,904	Δ2.1
通常	25,814	$\Delta 3.9$	35,023	$\Delta 6.0$	25,161	$\Delta 2.5$
小 包	755	6.6	812	4.9	755	Δ0.1
EMS	5,013	3.2	5,306	1.9	4,989	Δ0.5
荷物	1,180,352	7.3	1,347,513	10.7	1,211,214	2.6
ゆうパック	133,643	6.1	138,066	$\Delta 2.8$	132,548	Δ0.8
ゆうメール	1,046,709	7.4	1,209,447	12.5	1,078,665	3.1

(注1)年賀郵便・選挙郵便を除く。

(注2)四捨五入の関係で計数が不一致の場合がある。

# ウ ユニバーサルサービスの提供

- ・一日当たり配達箇所数 約3200万カ所(注)
- ・一日当たり配達物数 約 6800 万通(注)(注)週 6 日配達。平成 20 年 2 月会社調査

# ・郵便ポスト設置数

(本)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
設置数	191,423	192,300	192,157

# ・拠点数

(箇所)	平 19.10.1	平 20.4.1	平 20.10.1
支店	1,093	1,093	1,091
集配センター	2,560	2,559	2,558

(備考) 不動産開発や道路拡幅計画等に対応するため、近隣拠点へ集配業務を統合

平成20年2月25日 水戸支店内原集配センター(赤塚支店へ)

同5月7日 丸の内支店(銀座支店へ)

同8月25日 六日町支店越後上田集配センター (六日町支店塩沢集配センターへ)

同9月22日 大阪福島支店(大阪支店へ)

### 工 社会貢献

・ひまわりサービス

(地方公共団体数)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
提携団体数	155	151	148

・地方公共団体からの委託を受けて、郵便外務員を活用して行っている高齢者等への生活状況 の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り等。

(地方公共団体数)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
委託団体数	26	27	27

### その他

○青い鳥はがきの配付

	(万通)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成20年度
配付通数		363	335	281	289

(備考) 重度の身体障害者・知的障害者に対するくぼみ入り通常郵便はがきの無償配付。

### ○寄付金寄附金配分状況

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	配分件数	配分額	配分件数	配分額	配分件数	配分額
	(件)	(万円)	(件)	(万円)	(件)	(万円)
活動配分事業	CO	10 471	8,471 68	12,265	92	13,185
(注1)	69	18,471				
施設改修配分	90	9,242		1 4 900	9.4	7 507
事業(注2)	30		55	14,323	34	7,597
機器購入配分	00	19,185	103	20,572	73	13,534
事業(注3)	82					
車両購入配分	153	05 040	101	00.010	0.0	10.040
事業(注4)		25,249	121	20,213	96	13,948
合計	334	72,149	347	67,373	295	48,264

(注1)社会福祉増進、青少年健全育成等の事業における個々の活動への助成

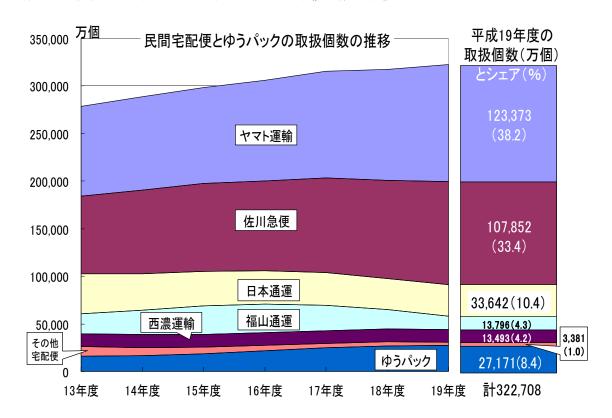
- (注2)幼児施設、障害者入所・通所施設、文化財保存施設等の施設改修への助成
- (注3)特殊浴槽、厨房機器、超音波診断装置、予防介護用マシン等の機器購入への助成
- (注4)施設送迎、病院通院・移送、訪問介護、授産活動等に用いる車両購入への助成

### オ 民営化に伴う他の民間企業が提供することとしたサービス例

- ・ 宅配便事業における付加サービスの導入によるサービス内容の多様化(オークション落札 品宅配サービスや会員限定サービス等)。
- ・ 物流事業における同業他社との提携促進(ヤマト運輸と西濃運輸の提携等)。
- 物流事業における異業種連携の促進(ヤマト運輸と丸井との配送業務連携等)。(注)事務局調べによる。

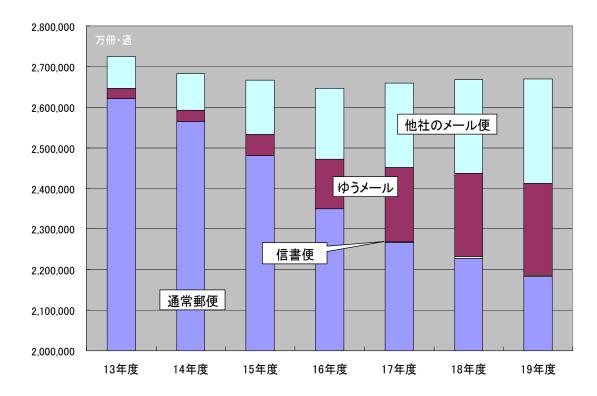
# ② 参考となる指標

<一般小包(ゆうパック)及び宅配便のシェア・取扱物数の推移>



(注)公社・国土交通省・郵便事業会社公表資料から事務局が作成した。

<通常郵便・冊子小包 (ゆうメール)・信書便・他社のメール便の取扱数の推移>



(注)公社・総務省・国土交通省・郵便事業会社公表資料から事務局が作成した。

- I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組
  - I-3 郵便局会社の経営状況及びサービスの維持・向上

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(郵便局株式会社法の特例)

第八十二条 郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便局株式会社法第四条第一項に規定する業務又は同条第 二項第一号に掲げる業務若しくはこれに附帯する業務に該当しない業務であって、郵便局株式会社が営むものとし て承継計画において定められたものについて、同条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

- 第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに 同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、郵便局株式会社が 公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもの である場合には、当該委託に係る業務を含む。)と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう 特に配慮しなければならない。
- 2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

(実施計画)

- 第百六十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、基本計画を定めたときは、日本郵政株式会社に対し、公社の業務等の 承継に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を内閣府令・総務省令で定めるところにより作成すべきこと を指示しなければならない。
- 2 (略)
- 3 日本郵政株式会社は、第一項の規定による指示があったときは、内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間内に基本計画に従い実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4~6 (略)

(公社の解散及び業務等の承継)

- 第百六十六条 公社は、この法律の施行の時において解散するものとし、承継会社等は、その時において、第百六十 三条第三項の認可を受けた実施計画(同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」と いう。)において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。
- 2 (略)
- 〇 郵便局株式会社法 (平成十七年法律第百号)

(会社の目的)

第一条 郵便局株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進 に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(業務の範囲)

- 第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
  - 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に 規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増 進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する 業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、 あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)

(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)

第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに 関する業務を行うこと(以下「委託業務」という。)を郵便局株式会社に委託しなければならない。

2~4 (略)

# 2 背景・必要性等

# (1) 背景・必要性

公社は、郵便局の窓口を通じて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等のサービスを提供するととも に、地方公共団体の特定事務を受託する等の役割を担ってきた。

平成 16 年 9 月 10 日に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」においては、公社の 4 機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)をそれぞれ株式会社として独立させるとし、これらの会社を子会社とする純粋持株会社を設立するとした。このうち「窓口ネットワーク会社」については、適切な受託料の設定及び新規サービスの提供により、地域の発展に貢献しつつ、収益力の確保を図るとし、そのため、郵便、郵便貯金、郵便保険の各事業会社から窓口業務を受託するとした。その上で、郵便窓口業務の実施及び郵便局ネットワークの確保という公共的な役割を担うことから、特殊会社として郵便局会社を設立することとした。

# (2) 法令等により予定された事項の概要

### ① 業務範囲

郵便局会社は、郵便局株式会社法第4条第1項の規定により郵便事業会社の委託を受けて行う 郵便窓口業務、印紙の売りさばきに関する業務等を営むとともに、同条第2項の規定により地方 公共団体の委託を受けて行う証明書交付事務等に係る業務並びに銀行業及び生命保険業の代理 業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことができる。

また、郵便局会社は、郵便局株式会社法第4条第3項の規定により、同条第1項及び第2項に 規定する業務の遂行に支障のない範囲内でそれ以外の業務を営むことができる。

郵便局会社は、これらの業務のうち、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用 して行う地域住民の利便の増進に資する業務並びに郵便局株式会社法第4条第3項の規定によ り他の業務遂行に支障のない範囲内で営むことができる業務(以下「新規業務」という。)を営 もうとするときは、総務大臣に対して事前に届け出なければならない。

さらに、郵便局会社は、民営化法第 92 条の規定により、移行期間中に新規業務を営むに当たっては、郵便局会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

なお、郵便局会社に対しては、出資制限に関する規制はない。

# ② その他業務に関する制度

郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務については、郵便窓口業務の委託等に関する 法律第3条第1項の規定により、郵便事業会社は郵便局会社に委託しなければならない。

また、民営化以降、郵便局会社に対しては、郵政民営化関係法令のほか、銀行法、保険業法等 金融関係法令が適用される。

# (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、 民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。ま た、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところ であり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)
  - 二、郵便業務については、IT化の進展や競争の激化等により収益の減少傾向が続いている中、 健全な経営が確保され、経営体質の強化が図られるよう努めること。また、ユニバーサルサー ビスを堅持するとともに、サービスの一層の多様化を図ることにより、国民への利益実現につ ながるよう、適切な措置を講ずること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会) 抜粋
  - 一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社に おいても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保するこ と。
  - 七、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、 民間における契約の状況を参考にしつつ、長期の契約とするなど適切な対応をすること。また、 特定郵便局の局舎の賃貸借料については、今後も適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持する こと。

### 3 進捗状況

## (1) 民営化までの経緯

平成 18 年 1 月 25 日、基本計画が民営化推進本部で決定され、これに則り日本郵政は同年 7 月 31 日に実施計画の骨格を作成し内閣総理大臣及び総務大臣に提出した。

同年8月31日、民営化委員会は、実施計画の骨格に対して、グループ経営における経済合理性と投資家の信任を確保し、「郵便局ネットワークの水準が維持され、郵便局が長年提供してきたサービスが引き続き提供されるよう配慮」するとともに、「郵便局別損益に基づく効率的な管理を行うこと及び地域に密着した創意工夫を行うこと」等により郵便局会社の健全経営を確保すること等を内容に含む意見をとりまとめた。同年9月1日、民営化推進本部は実施計画の具体化に当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、実施計画の骨格に対する民営化委員会の所見に十分留意する旨の指示を行うこととした。

同年12月20日、民営化委員会は、金融二社の新規業務の調査審議に関する所見をとりまとめた。 この中で、特に郵便局会社について「販売する金融商品の選択を含め、私的自治の原則の下で経済 合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが求められる」と指摘 した。

平成 19 年 4 月 27 日、日本郵政は、内閣総理大臣及び総務大臣に対し実施計画について認可の申請を行った。同年 6 月 8 日、民営化委員会は、実施計画は基本計画に適合していること、特に郵便局会社について、健全経営の確立に際し「郵便局別損益に基づく評価の活用や、地域の顧客との対話によるニーズの的確な把握が重要である」こと、サービスの多様化に際して「小規模局におけるコンプライアンス態勢の確立と新規業務の展開との調和が課題となる」こと、「郵便局ネットワークの活用に当たっては、地域の活性化に向けた取組の中で幅広い意見交換を行い、地域社会との協働を進めていくことが重要である」こと等とする意見を提出した。実施計画は、同年 9 月 10 日に内閣総理大臣及び総務大臣の認可を得た。

### (2) 郵便局会社の実施計画等

### ① 事業戦略

実施計画では、既述の経営理念のほかに、日本郵政グループの経営方針及びグループ経営管理 並びに承継会社各社の事業戦略が示されている。このうち、郵便局会社の事業戦略の概要は次の とおりである。

- (i)全国2万4千の郵便局ネットワークを生かしたハブアンドスポーク態勢の構築
- (ii)顧客ニーズに応じた多様な金融商品の積極販売
- (iii)地域発展への貢献や周辺環境との調和等のための不動産開発事業の実施
- (iv)高度なサービスの提供を可能とするための業務品質の向上等
- (v)窓口業務における顧客サービスの向上のための迅速、確実で効率的な事務処理態勢の構築
- (vi)人事・給与制度の改革
- (vii)郵便局別損益管理による自律的経営管理と本格システムの導入
- (viii)環境への配慮や地域公共への貢献を目指した局店舗の管理運営等の CSR の推進

# ② 事業計画

ア 平成19事業年度事業計画

郵便局会社は、郵便窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体の委託を受けて行う証明書

交付事務等、ゆうパック・ゆうメールに係る窓口業務、ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行 代理業務、かんぽ生命保険等を所属保険会社等として行う保険募集等を行うとしたほか、カタ ログ販売、承継不動産を活用して行う不動産業務等を行うとした平成19事業年度事業計画を、 平成19年11月7日に総務大臣に提出した。

#### イ 平成20事業年度事業計画

郵便局会社は、前年度に引き続き、郵便窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体の委託を受けて行う証明書交付事務等、ゆうパック・ゆうメールに係る窓口業務、ゆうちょ銀行の委託を受けて行う銀行代理業務、かんぽ生命保険等を所属保険会社等として行う保険募集等を行うとともに、カタログ販売、承継不動産を活用して行う不動産業務等を行うとしたほか、郵便局店頭スペース等の活用、窓口ロビーへのパンフレット掲載等の広告業務を開始するとした平成20事業年度事業計画を、平成20年2月29日に総務大臣に提出した。

## (3) 業務

# ① 業務の承継

平成 19 年 10 月 1 日、郵便局会社等承継会社が設立された。民営化以前に、公社の郵便局において営んでいた郵便窓口業務、金融関係窓口業務、証明書交付事務等の地方公共団体の委託業務等については、民営化法第 166 条第 1 項の規定により、郵便局会社が営むものとして承継計画において定められたところに従い、郵便局会社に承継され、継続されている。

これらのうち、郵便局会社の成立の時において、郵便局株式会社第4条第1項に規定する業務 又は同条第2項第1号に掲げる業務若しくはこれに附帯する業務に該当しない業務であって、郵 便局会社が営むものとして承継計画において定められたもの(ゆうパック及びゆうメールに係る 窓口業務、金融関係窓口業務、カタログ販売等)については、民営化法第82条の規定により、 郵便局株式会社法第4条第4項の規定による総務大臣への届出をしたものとみなされ、郵便局会 社の営む業務として継続されている。

### 【承継計画に記載された業務】

- ア 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務(郵便窓口業務の委託等に関する法律第 2条に規定する郵便窓口業務をいう。)
- イ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- ウ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号) 第3条第5項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第1項第1号に規定する郵便局取扱 事務に係る業務
- エ ア〜ウまでに掲げる業務に附帯する業務
- オ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う国内物流事業に係る窓口業務
- カ 郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行代理業(民営化法第84条第2項の規定により読み替えて適用する銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)及びこれに付随する業務(銀行法第10条第2項に規定する業務のうち、民営化法第110条第1項第3号及び第6号に掲げる業務以外のもの(同法第120条第1項の規定による届出をしなければならないものを除く。)に係るものに限る。)
- キ 郵便保険会社を所属保険会社等(保険業法(平成7年法律第105号)第2条第24項に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として行う保険募集(民営化法第87条第2項の規定により読み替えて適用する保険業法第2条第26項に規定する保険募集をいう。シ、チ及びツを除

- き、以下同じ。)及びこれに付随する業務
- ク 郵便保険会社の委託を受けて行う郵便窓口業務等受託者(整備法附則第67条第1項に規定する郵便窓口業務等受託者をいう。)等に対する教育・指導・管理に係る業務
- ケ 郵便貯金銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業(民営化法第85条第2項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第11項に規定する金融商品仲介業をいう。)
- コ 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第5項に規定する受託銀行等の委託を受けて行う同条第1項に規定する当せん金付証票の発売等の事務に係る業務
- サ ウに掲げるもののほか、地方公共団体の委託を受けて行う事務に係る業務
- シ 整備法第2条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成12年法律第69号)第5条第1項の規定による届出に係る損害保険会社(保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社をいう。以下同じ。)又は外国損害保険会社等(保険業法第2条第9項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)を所属保険会社等として行う保険募集(民営化法第83条第2項の規定により読み替えて適用する保険業法第2条第26項に規定する保険募集をいう。)及びこれに付随する業務
- ス 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から委託を受けて行う郵便局(郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便局をいう。以下同じ。)に設置された公衆電話の維持・管理業務
- セ 日本放送協会からの委託を受けて行う放送受信契約の締結・変更に関する業務
- ソ 郵便貯金銀行の再委託を受けて行う郵便貯金管理業務(機構法附則第2条第3項の規定により読み替えて適用する機構法第14条第2項に規定する郵便貯金管理業務をいう。)
- タ 郵便保険会社の再委託を受けて行う簡易生命保険管理業務(機構法第14条第3項に規定する 簡易生命保険管理業務をいう。)
- チ キに掲げるもののほか、生命保険会社(保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社をいう。)又は外国生命保険会社等(同条第8項に規定する外国生命保険会社等をいう。)を所属保険会社等として行う保険募集(同条第26項に規定する保険募集をいう。ツにおいて同じ。)及びこれに付随する業務
- ツ シに掲げるもののほか、損害保険会社又は外国損害保険会社等を所属保険会社等として行う 保険募集及びこれに付随する業務
- テ カタログ等を利用して行う商品又は権利の販売並びに商品の販売又は役務の提供に係る契 約の取次ぎ及び当該契約に係る代金回収を行う業務
- ト 郵便局を活用して、郵便等の利用促進につながる郵便等の関連商品及び郵便局利用者等の利 便の増進につながる文具、雑貨等を販売する業務
- ナ 承継会社が承継する不動産を活用して行う不動産業(不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、 土地売買業に限る。)

### ② 新規業務への進出

民営化以降、郵便局会社は、郵便局株式会社法第4条第2項及び第3項の規定に基づき、同条 第4項の規定による総務大臣への事前届出を行った上で、次の業務を開始した。

- · 広告業務 [平成 20 年 3 月 17 日届出、同 4 月 1 日業務開始]
- ・ クレジットカードの契約の締結の媒介業務及びこれに付随する業務[平成20年4月21日届出、同5月1日業務開始]

・ 郵便局を活用して、事業者の契約に係る収納代行を行う業務 [平成 20 年 7 月 25 日届出、同 8 月 1 日業務開始]

# (4) サービス水準

# ① サービス水準の維持

郵便局会社は、従来から郵便局の窓口において実施していた郵便窓口業務、金融関係窓口業務 等の業務について、承継計画に従い、三事業会社との間で長期安定的な業務委託契約を締結した。 これにより、郵便局において提供される商品・サービスは、郵便局会社において民営化以降も継 続されている。ただし、ゆうちょ銀行の営業所の窓口を郵便局会社の窓口に併設する場合には、 郵便局会社の窓口においてゆうちょ銀行に関わる窓口業務を行わないこととなった。

## ② サービスの向上

民営化以降、郵便局会社においては、新たな商品・サービスの提供を開始した。主なものは次のとおり。

※・自動車保険 [平成 19 年 10 月~首都圏 23 局]

→ 「平成 20 年 10 月~全国 303 局に拡大]

※・変額年金保険 [平成 20 年 5 月~全国 79 局]

→ 「平成 20 年 10 月~全国 166 局に拡大]

・コンビニエンスストア 「平成 20 年 8 月~首都圏 8 店舗]

・収納代行サービス [平成 20 年 8 月~首都圏 2 局]

※・第三分野保険商品[平成 20 年 10 月~全国 300 局]

※・法人(経営者)向け生命保険商品 [平成 20 年 10 月~55 局]

(注) ※印は、日本郵政グループ以外の会社から供給を受けているもの。なお、変額年金保険 はゆうちょ銀行、法人(経営者)向け生命保険商品はかんぽ生命保険でも日本郵政グルー プ以外の会社の商品を販売している。

# ③ 公的サービスの確保

### ア 郵便認証司

郵便局会社は、総務大臣が任命した郵便認証司(注)32,568 名(平成 20 年 12 月 1 日現在)を内容証明取扱郵便局(平成 19 年度末 6.145 局)等に配置した。

(注)郵便認証司は、内容証明において郵便物の内容たる文書の内容の証明と引受けた日付の記載を行い、特別送達(訴訟上の書類の送達に用いられる送達方法)において民事訴訟法の定める方法により送達した事実を送達報告書により証明するものであり、民営化後も信用力を確保するため、郵便法に設けられた。

#### イ 良好な労働関係

労働関係調整法(昭和 21 年法律第 25 号)においては、郵便の事業を公益事業に定め、公益事業に関して争議行為を行おうとするときは遅くとも 10 日前までに労働委員会等に通知を要すること等が定められている。

郵便局会社は、日本郵政グループ労働組合と次の内容の条項を含む、労働協約を締結した。

- ・紛争が生じた時には労使双方が誠意をもって解決に努めること
- ・仮に争議行為が避けられない状態になった場合には、遅くとも 10 日前までにその概要を、

# (5) コンプライアンス態勢

郵便局会社は、顧客の生活に根差した企業であり、顧客の信頼の確保が必要不可欠だとして、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、ハンドブックの作成、定期的な確認・評価、モニタリング・検査、研修等により推進している。

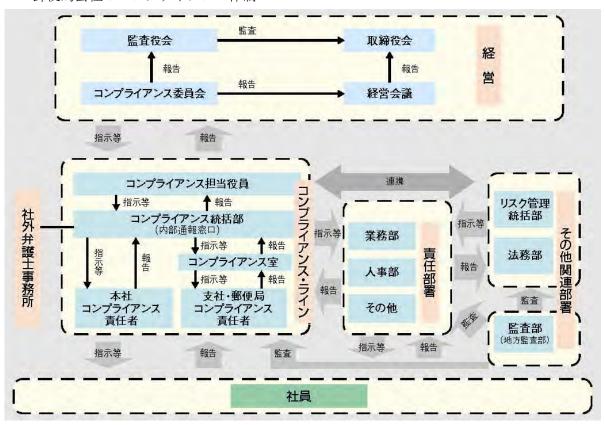
こうした中、内容証明及び特別送達に関して不適正な認証事務がなされたことが判明した。郵便 局会社は、直ちに必要な善後策を講じる一方で、取扱郵便局における再点検、緊急訓練、郵便認証 司の再確認等の再発防止策を講じ、総務省の求めに応えて、不適正な認証事務の実施状況及びその 原因とともに総務省に対し報告を行った。

# <郵便局会社における不適正な認証事務の実施状況>

不適正事案の内容	報告年月日	内容証明	特別送達	計	
認証漏れ等による不適正認	平成 19.11.30	01.00	0	01.00	
証の件数(通数)	平成 19.11.30	21,965	U	21,965	
郵便認証司でない社員によ	平成 20.7.31	7,000	0	7 100	
る不適正認証の件数(通数)	平成 20.7.31	7,092	8	7,100	

(出典) 郵便局会社提供資料

### <郵便局会社のコンプライアンス体制>



(出典)日本郵政グループディスクロージャー誌

## (6) その他

郵便局会社は、旧特定郵便局の局舎の借料算出基準や契約期間の適正化に関して、検討を続けて

# 4 関係する意見

## (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、郵便局会社の経営状況及びサービスの維持・向上に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 例えば郵便局内での商品・サービス等の提供、広告業務への進出、クレジットカード業務への 参入など、新たな分野への進出、新商品の開発など、民営化によるメリットを生かして、自主性、 創造性が高まっている。
- ・ 19 年度決算を見ると、郵便局会社の当期純利益が 46 億と少なく感じる。地元の局長も、例えば、局会社の手数料収入は売ったはがきや切手の値段の 10%しかなく、こんなことやっていては 郵便局会社は成り立たない、と言っていた。
- ・ 本来郵政民営化はサービス向上が目的だったはずだが、まだ、向上したとはいえない。窓口の 待ち時間は長くなったと思う。
- ・ なぜ郵便局ネットワークの維持かと言えば、他の金融機関が進出してこないところに金融商品 を提供することが重要なためである。他社の商品を提供するのは、まさに多様で良質なサービス と言えるだろう。
- ・ 僅かながら、国民の利便は改善、向上しつつある。具体的には①既存企業が、郵政民営化に対抗するため商品開発等を行い始めている、②ゆうちょ銀行が、クレジットカード、住宅ローンを市場に供給し始めている、③ゆうちょ銀行が、全銀システムに加盟する、といった点に見られ、今後消費者にとって利便性が高まるであろう。引き続き商品、サービスの提供について、期待したい。
- ・ 身近なところでは、窓口における対応が非常に丁寧になった事により、利用していて気持ちが 良いと感じている。
- 郵便局は利潤を追求しながらも、あくまでも地域密着型の企業であってもらいたい。
- 郵便局は地域密着がその強み。これを今後も生かしてもらいたい。
- ・ 郵便局に求められているのは、新規サービスというよりも既存のサービス、商品を確実に提供 し、利便性を低下させることのないようにすることである。
- ・ ローソン以外のコンビニとも提携すれば、さらに利便性は高まる。
- ・ 民営化するということは、日本全土どこにでもある郵便局を使って国民生活に密着したサービスを提供して利便性を向上させることが目的。これは通常の一般企業ではできないことであり、例えば、ワンストップ・コンビニエンス・サービスということで、郵便局に行けば、何でもできるサービスの提供が受けられるというふうにしていくべきである。
- ・ 地方公共団体からの受託事務については、さらなる展開が必要と感じる。地域の隅々まで、行 政の目が届かなくなってきており、その代替や補完の役割を郵便局に期待している。バス乗車券 の取次や高齢者の生活状況の確認、さらには被害状況の情報収集など、郵便局の活動の多様化を、 我々地方にいるものは期待している。
- ・ 現在、郵便局の数は全国 2.4 万局超あり、地方の端部までをカバーする、国内最大の行政、商業ネットワークである。自社の商品開発に限らず、業務提携により、このネットワークを民間事業者と共有し、サービスの多様化を図ることは、日本郵政グループ各社、民間事業者、さらに地域住民にとっても有意義である。

- ・ 郵便局の一角に車椅子や介護用ベッドといった医療・福祉用製品を展示するというのも民間企業との提携の一つの可能性だと思う。
- ・ まちづくりや農業支援等地域振興は商工会なしには行えないのが現状である。郵便局にはぜひ とも商工会会員として地域経済のネットワークに参加してもらいたい。
- ・ 日本郵政グループには地域活性化に対する社会的使命、地域貢献という理念が欠落していると 思われる。市町村単位では唯一の地域総合経済団体である商工会への加入や、地元企業との業務 提携等が望まれる。例えば、同じく民営化されたNTTは、ユーザ協会を作り、商工会と連携し てIT関係の講習会等を開催する等地域貢献をしている。
- ・ 現状に不満はないが、いいサービス、健全経営が継続されることを望む。地方の観点からは、 地域コミュニティの活性化という役割には期待している。
- ・ 地方できちんとサービスを提供することで存在意義は高まる。また、自治体からの要請がなくても、業務拡大の一環として公的業務を一体として積極的なサービスを展開することによって前に出て行くことが重要。そのような業務を行うことによって、地方の利用者も郵便局の存在意義 (レゾンデートル) が大きいと感じるもの。
- ・ 郵便局は、今まで地域に密着していたことが大きな武器であり、それを捨てて効率のみを求め たものになると、国民の信頼は離れてしまう。今まで培ってきた機動力を生かし、高齢化社会に 対応するやり方を取るならば、国民の支持は得られるものと思う。そのためには、無人駅の活用 とか、商工会館を活用するなど方法もある。また、地域の商工業者とタイアップして地域住民に 対する御用聞き的なサービスに取り組むことも考えられる。
- ・ 我が県の3分の2の旧町村では、郵便局以外に金融機関はない。コミュニティの最低限のインフラとして、郵便局は存続して欲しい。
- ・ これまでに郵便局が地域に果たした役割は大きい。農協なども閉鎖されているが、特に中山間 地の局は合併前の市町村単位で存続してほしい。また、高齢化が進行している山間地に、お年寄 りが郵便を出しやすいようポスト(昔懐かしい赤いポスト等)を多数設置して欲しい。
- ・ 郵便局の優位性は、庶民に身近で敷居が低い点。国際物流等により海外展開を進めるのもよい が、地域に密着した存在である点に立ち戻ることも必要。
- ・ 地域社会の観点からは、CSRの感覚が重要である。地域社会と密着することによって、認知 が高まる。地域ごとに合わせた、地域に密着した何らかの活動が必要ではないか。
- ・ モニター制度を立ち上げて、年に数度、職員自ら地域住民とともにテーブルについて、直に意 見を聞く機会を意識的に作る努力をしてほしい。
- ・ 課税関係については、消費税と固定資産税の問題が残されている。消費税の取り扱いについて は、平成19年度の下半期だけで郵便局会社の事務委託に係る消費税額が300億円に上っており、 経営に大きな影響を与えているにもかかわらず、附帯決議に掲げられた事項についての具体的な 検討がされていない。また、局舎の固定資産税についても、何らかの手当てをしてもよいのでは ないか。
- ・ 郵便局の現場では事務のIT化に対応しなければならなくなったため労働条件が厳しくなり、 使用するシステムがよくダウンして使用不能となる等、内部職員のみではなく利用者にとっても 不便になっている。

## (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、郵便局会社の経営状況及びサービスの維持・向上に

関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 郵便局の接客は良くなった。
- ・ いわゆる「郵便屋さん」と呼ばれ個々の家庭内に立ち入ることができるほどのコミュニケーションを形成してきた。こうした結びつき、触れあいをこれからも大切に残してほしい。
- ・ 郵便局でのサービスそれ自体は、良くなったとも悪くなったとも思わない。依然とかわっていないと感じる。
- ・ 利用者の多くは高齢者であり、郵便局に利便性や公共性を求めており、地域の憩いの場となる 郵便局に戻ってほしい。
- ・ 地域の行政の窓口として郵便局をもっと活用すべきであり、かつ、民営化の視点は常に国民の 幸せのためにあるべきだ。
- ・ 郵便局の利点は、安心・簡単・便利なことにあった。元の郵便局に戻ってほしい。
- ・ 郵便局の窓口が混雑し、待ち時間が増加した。手続は民間の金融機関よりも複雑化になっている。
- 手続の煩雑さや手数料の値上げ等から郵便局からの顧客離れがおきた。
- ・ 馴染みの局長・職員が辞めてしまい、相談しづらくなった。
- ・ 店舗の広さや人員から、新規サービスは大都市が対象とならざるを得ず、全国展開が難しくなっており、サービスの地域間格差を感じる。
- 窓口営業時間が短くなった郵便局があるが、大きいものは時間を延長してはどうか。
- ・ 郵便局はあまり変わったようにみえないのではないか。特に旧特定郵便局にあまり変化がみられない。カタログ販売や物品販売など取扱う商品・サービスに変化があるのだが、一般の来客はその変化に気づいていないのではないか。
- ・ 郵便局に備えているカタログに、地元産品のふるさと小包が減ったように見える。
- ・ 利用者の立場から言えば、例えば買いたい年賀葉書が発売当日に買えないことがあった等、サービスが悪くなったと感じる。
- ・ 簡易郵便局の設備やシステムが良くなり助かっている。適用法令の変更等からの取扱い変更に 関する顧客説明に多少苦労を感じる。印紙税など納税することは良いことだと思う。
- ・ 民営化により小規模の郵便局の統合を期待したが、相変わらず小規模のものが乱立している。 これでは、迅速なサービスや高度な手続に対応できない。
- ・ 窓口の待ち時間の増加は、数人の職員で運営している小規模の郵便局で、煩雑な手続を導入したためだ。このこと事態は民営化と無縁だと考える。
- ・ 旧特定郵便局は、十局で一人の局長又は簡易郵便局とし、人件費を節減すべきではないか。地 方の郵便局は税金投入でまかなうべきでしょう。
- 郵便局長は局外で地域貢献に励むほうが営業につながると思う。
- ・ 度々行われる取扱い変更やマニュアル変更等により窓口の職員は疲弊している。

### (3) 関係業界の意見等

なし。

# 5 成果に対する評価

## (1) 主な指標の状況

(出典)特に注意書きのない限り、日本郵政公表資料又は郵便局会社公表・提供資料から作成した。

### ア 郵便局会社の決算概要

・平成20年3月期決算結果と計画との比較

### ○経営成績

(単位:億円)	平成20年3月期	平成 19 事業年	承継計画
	決算	度事業計画	
営業収益	6,158	6,515	6,630
郵便窓口業務等手数料	1,030	1,207	1,220
銀行代理業務手数料	3,010	3,057	3,140
生命保険代理業務手数料	2,079	2,170	2,190
その他手数料収入等	38	81	80
営業原価	5,553	5,676	5,870
販売費及び一般管理費	530	661	660
営業利益	75	178	90
営業外収益	184	149	160
営業外費用	74	87	0
経常利益	185	241	250
税引前当期純利益	183	238	250
当期純利益	46	321	150

三事業会社と連携し、年賀葉書の販売活動への積極的な取組や各種営業キャンペーンを実施等とともに郵便局ネットワークの水準維持に取り組んだものの、事務取扱方法の変更や金融商品取引法施行に伴う顧客への説明の確実な実施等により、各受託業務とも営業推進が伸び悩む結果となったことに加えて、郵便局窓口扱いの郵便物数の見込み違い等による受託手数料減(314億円)等により、いずれも事業計画との対比で、営業収益が357億円減、営業利益で103億円の減、経常利益で56億円の減、当期純利益で275億円減となった。

(注) 最初期の平成 20 年 3 月期は、設立された平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月までの期間である。

### ○財政状態

(単位:億円)	総資産	負債	純資産
平成 20 年度 3 月 31 日	32,864	30,818	2,046

総資産の主な項目は、現金及び預金1兆9,924億円と有形固定資産1兆592億円である。 負債の主な項目は、郵便局資金預かり金1兆6,500億円、退職給付引当金1兆1,834億円である。

純資産は、会社設立時の2,000億円に当期純利益46億円を加えた結果、増加した。

### ○経営指数

自己資本	総資産	営業収益	総資本回転率
当期純利益率	経常利益率	営業利益率	
2.3%	0.6%	1.2%	0.2 回

(注)総資本回転率は事務局で試算。その他の指数は日本郵政グループディスクロージャー誌を 参照した。

### ○業績の見通し

郵便局会社は、平成 20 年度の業績見通しを営業収益 1 兆 2,760 億円、営業利益 280 億円、経 常利益 370 億円、当期純利益 310 億円と見込んだ。

#### ・平成21年3月期中間決算結果と計画との比較

### ○経営成績

(単位:億円)	平成21年3月期	平成 20 事業年	承継計画
	中間決算	度事業計画	
営業収益	6,351	12,768	13,230
郵便窓口業務等手数料	996	2,207	2,240
銀行代理業務手数料	3,155	6,111	6,270
生命保険代理業務手数料	2,099	4,176	4,440
その他手数料収入等	99	274	290
営業原価	5,527	11,119	11,300
販売費及び一般管理費	531	1,361	1,340
営業利益	292	287	590
営業外収益	163	326	260
営業外費用	75	234	10
経常利益	380	379	840
税引前中間(当期)純利益	381	382	840
中間(当期)純利益	209	315	500

郵便局における営業活動が順調に成果を上げたこと、特に貯金残高の純増拠点の増加や新規保 険契約の増加によることに加え、不動産業務等の新規業務の収益が貢献し、営業収益が順調だっ たことに加えて、引き続き人件費抑制や物件費削減に取組んだことにより、営業利益・経常利益・ 中間純利益とも好調な結果となった。

(注)平成 21 年 3 月期中間決算は、第二四半期までの累計だが、平成 20 年度事業計画と承継計画 は通期のものである。

#### ○財政状態

(単位:億円)	総資産	負債	純資産
平成 20 年度 9 月 30 日	32,166	29,921	2,244

総資産は前年度期と比べ 698 億円減少した。流動資産は 644 億円減少し、2 兆 1,570 億円、固定資産は 54 億円減少し、1 兆 595 億円となった。このうち流動資産減少の主な要因は、郵便局資金預かり金の減額による現金及び預金の減少や、銀行代理業務未決済金が未決済債務であったことによるものである。

負債は前年度末と比べ 896 億円減少した。このうち流動負債は、875 億円減少し、1 兆 8,035 億円となり、その減少の主な要因は郵便局資金預かり金の減少及び退職手当に係る未払金の減少によるものである。固定負債は 20 億円減少し、1 兆 1,886 億円となり、その減少の主な要因は退職給付引当金減少によるものである。

純資産は、前年度末の 2,046 億円から剰余金の配当 11 億円を除き、中間純利益 209 億円を加

えた結果、2,244 億円となった。

## ○業績の見通し

郵便局会社は、平成 20 年度の業績見通しについて、概ね平成 21 年 3 月期中間決算までの営業 成績を反映する修正を行い、いずれも事業計画から、営業収益を 122 億円増、営業利益を 153 億円増、経常利益を 201 億円増、当期純利益を 135 億円増の見込みとした。

## イ 郵便局の設置状況 (平成20年9月30日現在)

直営郵便局 20,246 店

簡易郵便局 4,295 店

うち一時閉鎖 417店

(合計) 24,541 店

## ウ 地方公共団体から受託している証明書交付事務等の推移

	平成 19 年 7 )	平成 19 年 7 月現在		月現在
	地方公共団体 郵便局		地方公共団体	郵便局
証明書交付事務(注 1)	143	548	147	557
受託販売業務(注 2)	120	1,540	105	1,399
受託交付事務(注3)	10	1752	10	1,754
その他(注 4)	2	841	2	1,238
計	247	4,028	239	3,990

- (注1)戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍 の附表の写し等、印鑑登録証明の交付
- (注2)ごみ処理券、ごみ袋、し尿処理券、入場券、公営バス回数券等の販売
- (注3)敬老優待乗車証等の交付
- (注4)住宅再建共済制度の加入申込取次ぎ等
- エ 変額保険年金の販売状況 (保険料額)
  - 70.3 億円 (上半期 (平成 20 年 5 月 29 日販売開始~9 月 30 日))

I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組 I — 4 ゆうちょ銀行の経営状況とサービスの維持・向上

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(定義)

第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株 式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

- 第九十五条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立の発起人となる。
- 2 郵便貯金銀行の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。 (銀行業の免許の付与)
- 第九十八条 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、銀行法第四条第一項の免許を受けたものとみなす。
- 2 前項の免許は、次に掲げる条件が付されたものとする。
  - 第百十条第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。
  - 二 次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者 (銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。)への継続的な業務の委託がされていること。
- 3 前項の条件は、銀行法第四条第四項の規定により付された条件とみなす。

(預入限度額)

- 第百七条 郵便貯金銀行は、一の預金者等(銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この節において同じ。) から、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる預金等(同法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この節において同じ。) の受入れをしてはならない。
  - 一 預金等 (次号に規定する契約に係る預金等及び第三号に規定する契約に係る預金等その他政令で定める預金等を除く。) の額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
    - イ 他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政 令で定める額
    - ロ 当該預金者等の機構への郵便貯金 (整備法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法 (昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。)第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金並びにこの法律の施行前に締結された勤労者財産形成促進法 (昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。)の額の合計額(その合計額が千万円又はイに掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額)

二•三 (略)

(業務の制限)

- 第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣 の認可を受けなければならない。
  - 一 銀行法第十条第一項第一号に掲げる業務(外貨預金の受入れその他の政令で定める業務に限る。)
  - 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)
    - イ 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け

- ロ 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け
- ニ コール資金の貸付け
- ホ 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け
- へ 機構に対する資金の貸付け
- 三 銀行法第十条第二項第一号、第五号の二、第六号、第七号、第十三号及び第十五号から第十七号まで並びに第 十一条第二号に掲げる業務
- 四 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務 (次に掲げる業務を除く。)
  - イ 金融商品取引法第三十三条第一項ただし書に該当するものを行う業務及び同条第二項に規定する書面取次ぎ 行為を行う業務
  - ロ 国債証券等に係る有価証券の募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。)の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務
- ハ 証券投資信託受益証券に係る有価証券の募集の取扱いその他の内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務 五 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)その他の法律(銀行法及び金融商品取引法を除く。)の規定 により銀行(銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。)が営むことができる業務(政令で定めるものを除く。) 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務
- 2 前項第二号ロ及び第四号ロの「国債証券等」とは、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。)をいう。
- 3 第一項第四号ハの「証券投資信託受益証券」とは、金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券のうち 証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項に規定する証 券投資信託をいう。)に係るものをいう。
- 4 第一項第四号及び前二項に規定する有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなしてこれらの規定を適用する。
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。
  - 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等 との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - 二 郵便貯金銀行の経営状況
- 6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(基本計画)

### 第百六十一条 (略)

- 2 基本計画は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。
  - 一 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
  - 二 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
  - 三 承継会社に引き継がせる職員
  - 四 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項
- 3 (略)

第百六十二条 基本計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 この法律の施行の時において、次のイから二までに掲げる契約を機構が当該イから二までに定める者を相手方として締結していることとするものであること。
  - イ 機構法第十五条第一項の契約 郵便貯金銀行
  - ロ 機構法第十六条第一項の再保険の契約 郵便保険会社
  - ハ 機構法第十八条第一項の契約 郵便保険会社
  - 二 機構法第二十八条第一項の規定による郵便貯金資産(機構法第十条に規定する郵便貯金資産をいう。)の運用 のための預金に係る契約 郵便貯金銀行
- 2 (略)
- 3 第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一~三 (略)
  - 四 郵便貯金銀行が、その資産のうち第百十条第一項第二号ハ及びへ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

五・六 (略)

〇 郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)

(業務の範囲)

第四条 (略)

- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 (略)
  - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の 増進に資する業務
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 4 (略)

(郵便局の設置)

- 第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- - 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
    - 一 郵便貯金法 (昭和二十二年法律第百四十四号)
    - 二 (略)
    - 三 郵便振替法 (昭和二十三年法律第六十号)

四~十三 (略)

〇 郵便貯金法 (昭和二十二年法律第百四十四号)

(政府保証)

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払に係る公社の債務を保証する。

〇 郵便振替法 (昭和二十三年法律第六十号)

(政府保証)

- 第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、郵便振替として受け入れた口座の預り金の払出しに係る公社の債務を保証する。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号) (政府保証)
  - 第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、次に掲げるものに係る機構の債務を保証する。
    - 一 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払
    - 二 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

## 2 背景・必要性等

### (1) 背景・必要性

- ① 郵政民営化により公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)をそれぞれ株式会社として独立させることとし、郵便貯金の機能を承継し、銀行業を営むものとしてゆうちょ銀行が設立された。
- ② ゆうちょ銀行については、移行期間中に日本郵政がその保有する同行の全株式を処分し、他の 民間金融機関と同一の条件の下で、自由な経営を行わせることとしている。したがって、ゆうち ょ銀行に他の民間金融機関にはない義務を特別に課すことは不適当であり、金融サービスについ てはユニバーサルサービスの提供を義務付けていない。ただし、ゆうちょ銀行の円滑な業務運営 や健全性を確保する観点から、移行期間をカバーする長期・安定的な代理店契約があることがみ なし免許の条件とされている。

また、ゆうちょ銀行に承継される通常郵便貯金及び郵便振替口座の預り金並びに民営化後にゆうちょ銀行に預けられた預金については政府保証は廃止され、預金保険制度により保護される。

③ ゆうちょ銀行は銀行法に基づく銀行として、金融庁により他の金融機関と同等の検査・監督がなされることとなる。郵便局会社についても、銀行代理業者として金融業務を行うことから、金融庁の検査・監督を受けることとなる。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

- ① ゆうちょ銀行を含む各承継会社は、経営の自主性・創造性・効率性を高めるため、関係法令の規定を遵守しつつ、対等な競争条件の下で自由な経済活動を行う。同行の業務範囲については、民営化当初は、原則として公社と同様の範囲に制限されており、他の金融機関との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供の観点を踏まえ、第三者によって組織される民営化委員会の意見を聴取した上で、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣の認可を受けるという公正・透明な手続を経て、段階的に緩和される。
- ② 民営化後も郵便局における金融サービスの提供が継続されるよう、以下のような仕組みが設けられている。
  - ア あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することが法律上義務付け られており、これによって金融サービスの拠点が確保される。
  - イ ゆうちょ銀行に対し付与するみなし免許の条件として、移行期間をカバーする長期・安定的 な代理店契約があることが付されている。これにより、主務大臣による実施計画の認可と相ま

- ってゆうちょ銀行の郵便局会社への長期にわたる業務委託が担保されている。
- ウ 仮に過疎地などの一部の郵便局で金融サービスの提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して地域にとって必要性の高いサービスの確保を図ることとされている(「II 5 社会・地域貢献基金の整備」を参照)。
- (注)基金の活用対象となるサービスはゆうちょ銀行から委託された金融サービスに限られるものではない。

# (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会) 抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネット ワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供 されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の 利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、二兆円規模まで積み立てること。
- 四、民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険 サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合 的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば 経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。(以下略)
- 七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約 者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。
- 八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会(準備 企画会社)及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係 行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会(準備企画会社)と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)
  - 三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の 強化を図り、職員の専門知識の向上に努め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、 過疎地域における金融業務を維持し、国民に身近な郵便局におけるサービスの低下につながら ないよう、指導すること。
  - 四、法令等遵守の徹底、内部管理態勢の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、 適切な指導に努めること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成19年11月29日

#### 衆議院総務委員会) 抜粋

- 一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社においても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。
- 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。
- 三、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険については、当面の間は国の出資が残ることを踏まえ、公正 な市場競争の支障にならないように配慮すること。
- 五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンス を徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体 制を構築すること。

# 3 進捗状況

## (1) 民営化までの経緯

平成 18 年 1 月 25 日、基本計画が民営化推進本部で決定され、これに則り日本郵政は、同年 7 月 31 日に実施計画の骨格を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出した。

同年8月31日、民営化委員会は、実施計画の骨格に対して、業務遂行におけるコンプライアンス態勢の整備、グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保等の留意事項をとりまとめた所見を公表した。

同年9月1日、民営化推進本部は、実施計画の具体化に当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に対 し、実施計画の骨格に対する民営化委員会の所見に十分留意する旨の指示を行うこととした。

平成19年1月26日、民営化推進本部は、内閣総理大臣及び総務大臣が日本郵政に対して金融二 社の株式の上場を早期に実現するための具体的措置を検討し、日本郵政の自社株式の早期上場及び 政府による処分を可能とするための準備を急ぐよう指示すること等を了承した。

同年4月27日、日本郵政は、内閣総理大臣及び総務大臣に対し実施計画について認可の申請を行った。同年6月8日、民営化委員会は、実施計画は基本計画、実施計画に関する命令及び郵政民営化法案等に対する附帯決議の尊重等の政府の方針に適合していると認められるとし、実施計画の認可とその後の承継会社等の監督に当たり、金融庁及び総務省が留意する必要がある事項を示す意見を提出した。同年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣は実施計画を認可した。

### (2) ゆうちょ銀行の事業戦略

日本郵政が作成した実施計画では、承継会社各社の事業戦略並びに日本郵政グループの経営方針及びグループ経営管理が示されている。このうち、ゆうちょ銀行は事業戦略の柱として、

- (i)運用ビジネスモデルの実現・ALMの高度化
- (ii)リテールビジネスモデルの実現
- (iii)内部統制の強化

を挙げている。

また、ゆうちょ銀行は、実施計画において、より良い商品・サービスの提供のため、直営店と郵便局との連携によるネットワーク機能の維持・強化を図ることを課題として挙げている。また、組織体制として、234 箇所の直営店を設置し、そのうち郵便局会社の支社に対応し、業務を適切にサポートする観点から 13 箇所を統括店と位置づけた。

# (3) サービス水準

- ① 実施計画認可時において、総務大臣が「将来にわたって郵便局ネットワーク・郵便局における サービス水準を維持する」よう日本郵政に要請した(民営化後も機会がある毎に同旨要請)。日 本郵政も国会等において、郵便局におけるサービス水準の維持などを含む郵政民営化法案等に対 する附帯決議について、日本郵政グループとして守っていく旨の答弁を行っている。
- ② 郵政民営化に伴い廃止された金融サービス 郵政民営化に伴い、取扱い件数が大きく減少しており、かつ、他のサービスで代替可能などと された積立貯金、介護定期貯金、電信為替等のサービスや、根拠法の廃止により寄附委託契約が 失効した国際ボランティア貯金等のサービスは廃止された。
- ③ 民営化後に開始された新たな金融サービス(新規業務については(4)②参照) 平成20年10月1日から、独立行政法人国際協力機構と連携し、通常貯金の利子(税引後)の一部(20%)を寄付金として預かり、国際協力活動を行っている民間援助団体の支援に活用するゆうちょボランティア貯金の提供を開始した。
- ④ 送金・決済サービスの料金の引上げ等送金・決済サービスの料金については、民営化後は、新たに印紙税を負担することとなることに伴い、印紙税相当分を反映させるなど、コストに見合った水準に見直したことから、3万円以
  - 一方、ATMを利用したゆうちょ銀行の口座間送金は、民営化後2年間は料金無料としている。
- ⑤ 簡易局の一時閉鎖対策については、「I-6 郵便局ネットワークの水準の維持」を参照。
- ⑥ 民営化後におけるサービス向上事例

上の送金や定額小為替などの料金が引き上げられた。

- ・ ATMを利用したゆうちょ銀行の口座間送金の無料化(平成20年10月1日より1年間の予定だったが、さらに1年間延長)。
- ・ 宝くじキャンペーン、退職金キャンペーン、年金キャンペーン等各種キャンペーンを実施(平成 19 年 11 月以降順次)。
- ・ ゆうちょコールセンターの受付時間拡大(土日、休日の受付、平日の受付終了時間を 18 時 から 21 時に延長)(平成 20 年 6 月~)。
- ゆうちょダイレクトの機能向上(利用者の要望事項について順次改善)。
- ・ 全銀システムに接続し、他の金融機関との振込の取扱を開始(平成21年1月5日~)。
- 新規業務の実施((4)②参照)。
- ⑦ ゆうちょ銀行では、日本郵政グループとして取り組んでいる環境保全活動推進等の取組に加え、 商品・サービスに関連したCSRのための取組を独自に展開している。取組例としては以下のも のがある。
  - ア 全てのATMを視覚障害者対応型として設置。
  - イ 目が不自由な方に対して預入された貯金や各種通知書の内容を点字で印字するサービスを 提供。
  - ウ 障害基礎年金や遺族基礎年金などの公的年金の受給者等を対象に利率を優遇した預入期間

1年の定期貯金(ニュー福祉定期貯金)を提供。

## (4) 業務

- ① ゆうちょ銀行と郵便局会社との間で移行期間をカバーする代理店契約が締結された。
- ② 新規業務の実施等
  - ア 調査審議の考え方の整理

平成18年7月31日、日本郵政が内閣総理大臣及び総務大臣へ提出した実施計画の骨格において、金融二社の新規業務に係る希望の表明がなされた。

同年9月1日、民営化推進本部会合(第3回)における了承を経て、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、民営化委員会に対し、金融二社の新規業務について早急に調査審議を行うよう要請した。

これを受け、民営化委員会は、関係者からの意見聴取等の調査審議を行い、同年12月20日、広く予見可能性を与えるため、金融二社の新規業務を考える際に最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく利用者にもたらされる利便性の向上であること、新規業務の実施に係る先後関係については、「定型的業務から非定型的業務へ」、「市場価格の存在する業務から相対で価格形成を行う業務へ」、「ALMからみた緊要性の高い業務から低い業務へ」、「コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ」という4つの準則に沿って検討されることが望ましいこと等を内容とする「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を取りまとめ公表した。

#### イ 運用対象の自由化

平成19年10月4日、金融二社は、健全経営を確保していく観点から、現在の資産・負債構造から生まれる莫大な金利リスクのコントロール手段を確保するとともに、金利リスクから市場リスク・信用リスクへ、リスク配分のリバランスを進めていくことが必要であるとの基本的考え方の下、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣に対し運用対象の自由化に関する認可申請を行った。民営化委員会の調査審議を経て、同年12月19日、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣は、ゆうちょ銀行に対し、次の業務の実施を認可した。

ゆうちょ銀行は、当該認可を受けた業務を順次実施し、又は今後実施する予定である。

- a シンジケートローン (参加型)【H20.1 実施】、特別目的会社 (SPC) への貸付け
- b 公共債の売買
- c 信託受益権の売買【H20.3 実施】、株式の売買等
- d 貸出債権の取得【H20.2 実施】又は譲渡等
- e 金利スワップ取引【H20.2 実施】、金利先物取引等
- f リバースレポ取引【H20.6 実施】
- ウ 他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し

平成 19 年 11 月 26 日、金融二社は、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣に対し他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直しに関する認可申請を行った。民営化委員会の調査審議を経て、翌年 4 月 18 日、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣は、ゆうちょ銀行に対し、次の業務の実施を認可した。

ゆうちょ銀行は、当該認可を受けた業務を順次実施した。

- a クレジットカード業務 【H20.5 実施】
- b 変額個人年金保険等の生命保険募集業務 【H20.5 実施】
- c 住宅ローン等の媒介業務 【H20.5 実施】

#### エ 限度額の見直しの要望

平成20年4月1日、内閣総理大臣(金融庁長官)、総務大臣及び郵政民営化推進室長に対し、ゆうちょ銀行より流動性預金の限度額規制に関する政令改正について、かんぽ生命保険より加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正についてそれぞれ要望があり、同月9日、民営化委員会は、両社から要望の内容を聴取した。そこでは、ゆうちょ銀行から、流動性預金の預入限度額撤廃は同行の規模拡大につながらないこと、撤廃により同行におけるコストダウンが図られること等の説明があった。

### ③ ゆうちょ銀行と郵便局会社の連携

ゆうちょ銀行は、実施計画において、より良い商品・サービスの提供のため、直営店と郵便局 との連携によるネットワーク機能の維持・強化を図ることを課題として挙げている。

また、ゆうちょ銀行は、郵便局における顧客サービスの提供を円滑に行うため、事務指導、営業支援、顧客対応等、郵便局会社との一体的運営を実施しているとしている。具体的には以下の通り。

-	<u> </u>
項目	内容
事務指導面での連携	・全国 49 ヶ所の地域センターに、臨局指導を行う「業務インストラク
	ター」、郵便局からの照会対応を行う「ヘルプデスク」を配置・設置
	し、郵便局への事務指導を一元的に実施。
営業支援面での連携	・営業推進の企画・調整は、本社・支社(統括店)間レベルで一体的に
	実施。
	・ゆうちょ銀行と郵便局会社の営業インストラクターの連携を図り、郵
	便局に対する営業支援体制を確立。
顧客対応面での連携	・郵便局や店舗、コールセンターに寄せられた利用者の声については、
	システムで一元管理し、全社的な共有化を実現するとともに、その声
	を分析し、必要な改善を実施。

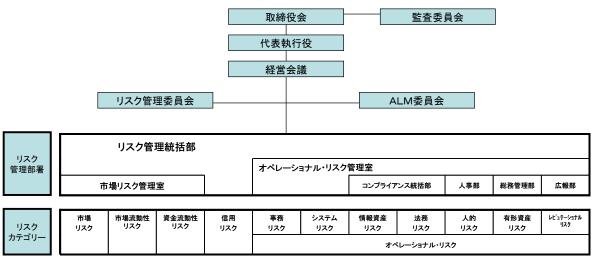
(出典) 民営化委員会資料(平成20年10月8日)

## (5) 内部管理態勢

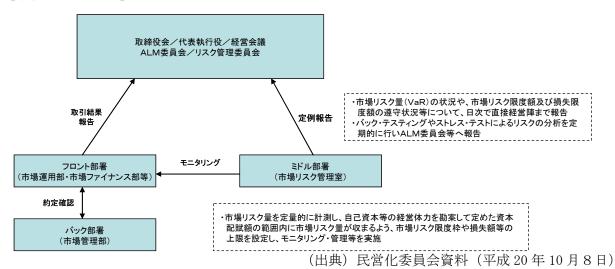
- ① ゆうちょ銀行の経営体制については、委員会設置会社として取締役会のもとに指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、代表執行役のもとに経営会議及びコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会等の各種専門委員会を設置する等の意思決定・ガバナンスシステムが構築されている。
- ② ゆうちょ銀行のリスク管理については、リスク管理統括部や専門委員会(リスク管理委員会、 ALM委員会)等を設置し、必要な体制整備を図っている。

また、リスクを5つのカテゴリーに区分し、定量・定性の両面から管理を実施しており、特に市場リスク管理については、市場運用(国債)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、その業務特性・リスクプロファイルを踏まえて実施している。

### 【リスク管理体制】



#### 【市場リスク管理態勢】

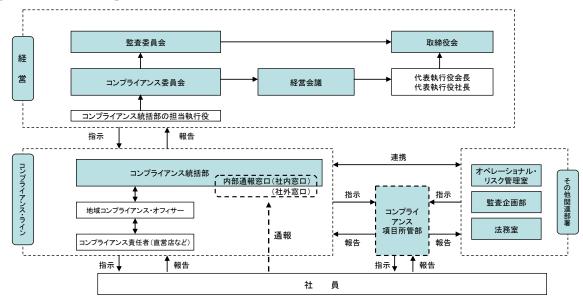


③ ゆうちょ銀行は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス委員会やコンプライアンス統括部の設置、コンプライアンス・オフィサーの配置等の必要な体制整備が図られている。

また、法令等遵守に係る実践計画として毎年「コンプライアンス・プログラム」を定めてコンプライアンスの徹底を図るほか、遵守すべき法令・行内ルール等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を定め、各種研修等を通じてその内容の周知徹底を図っている。

なお、コンプライアンス向上のため、セキュリティカメラの導入による牽制、研修や朝礼等で のコンプライアンス指導の実施、多重債務者無料相談所の設置等、各種施策が講じられている。

### 【コンプライアンス態勢】



(出典) 民営化委員会資料 (平成20年10月8日)

④ 民営化に伴い、ゆうちょ銀行に対して銀行法が適用され、他の金融機関と同様の検査・監督を受けることとなり、平成 19 年度に、金融庁は、同行に対して法令遵守やリスク管理など内部管理態勢全般をチェックするための金融検査を実施した。

# (6) 暗黙の政府保証

① 平成 18 年 12 月 20 日、民営化委員会は、取りまとめた所見の中で「民営化後の金融二社については、他の民間金融機関とは異なり、日本郵政による株式保有が存在する限り『暗黙の政府保証』が残存するため、その間は新規業務を一切認めるべきではないという指摘がある。しかし、民営化の実施後も『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。前述の民営化の意義に照らせば、政府保証を制度面で廃止するだけではなく、こうしたパーセプションをも払拭していくことが不可欠である。金融二社が、政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然であるが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力を行うべきである。民営化後の金融二社に対しては、これに対応し、民間金融機関として自立するための態勢の確立が求められる。」と述べている。

さらに、平成19年6月8日に公表された意見の中でも、「政府保証が撤廃される中で、承継会社は自ら的確なリスク管理を行い、これを開示することにより、市場の信認を確保していく必要がある。他方、顧客においても政府保証の撤廃が十分認識されることが必要であり、『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションの払拭に向けて、最大限の努力が行われるべきである。」と述べている。

- ② 公社は、民営化後の金融二社に政府保証が無い旨の内容を含むパンフレットを全戸に配布した。 また、民営化後、日本郵政及び金融二社のホームページ等においても同様の説明がなされている (参考1参照)。
- ③ 平成 19 年 10 月 1 日、郵政民営化のスタートに際して郵政民営化担当大臣は、「民営化後に預けられた預金や締結された保険等については、政府による保証がなくなり、他の民間金融機関と同一の預金者保護等の制度が適用されることになります。承継会社においては、市場規律に基づく経営へと転換し、他事業者と切磋琢磨していただきたいと思います。」との談話を発表した。

また、平成19年10月1日に行った政府広報等において、「ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険は、銀行法上の銀行、保険業法上の生命保険会社として、的確なリスク管理やディスクロージャーを行い、健全経営を確立する必要がある。金融庁は、両社に対し、他の銀行や生命保険会社と同様、健全経営確保と利用者保護に向けた検査・監督を行う。民営化後に預け入れられた預金等や加入された生命保険契約については、政府保証は無くなり、預金保険制度・生命保険契約者保護制度により保護される」とする旨の周知を行った(その他の政府広報活動の実績は参考2参照)。

#### (参考1) ゆうちょ銀行のホームページより抜粋

#### 民営化に伴うお取扱いの変更について 郵便貯金・金融商品のお取扱い

通常郵便貯金、通常貯蓄貯金、郵便振替の預り金、国債、投資信託、確定拠出年金の金融商品については、ゆうちょ銀行にご契約が引き継がれ、ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口でご利用いただけます。ゆうちょ銀行の貯金につきましては、政府による支払保証はありませんが、預金保険制度により元本 1,000 万円までとその利子は保護されます。

定期性の郵便貯金については、原則として郵貯・簡保管理機構に引き継がれ、満期まで政府による支払保証が継続します。払戻し・手続等は、郵貯・簡保管理機構が委託を受けたゆうちょ銀行及び同行から委託を受けた郵便局の貯金窓口で承っております。

#### (参考2) 政府広報

- ・ テレビ番組「ドゥ! JAPAN」19年9月27日(木) 日経CNBCにて放送
- ・ テレビ番組「ご存じですか」19年9月28日(金) 日本テレビ系列にて放送
- ・ 新聞 突出し広告 19 年 9 月 11 日 (火) ~16 日 (日) 読売・ブロック紙・産経・毎日・地方紙・朝日・日経の 各紙朝刊に掲載)

10月1日に公社が民営化されること、新たに受け入れる預金等には政府保証がなくなること等を紹介

- インターネットサイト「MSN Japan」 テキスト広告19年9月10日(月)~16日(日)
- ・ 政府広報オンライン内の「お役立ち記事」19年10月1日(月)掲載開始
- ・ 視覚障害者向け点字広報誌「ふれあいらしんばん」・音声広報CD「明日への声」19年11月発行
- ・ 政府広報オンライン内の電子書籍「Highlighting JAPAN 10月号」19年11月5日(月)
   に掲載

郵政民営化のメリットやプロセス、民営化後のサービス等(政府保証がなくなることも含め)について紹介

· THE WALL STREET JOURNAL (米国版) 記事広告 20 年 3 月 21 日 (金) (現地) 掲載

## 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、ゆうちょ銀行の経営状況とサービスの維持・向上等に関しては、主に以下のような意見があった。

ア サービスの提供に関するもの

- ・ 定額小為替のように、民営化後に料金が上がったものがある。コストに見合った水準にする ことは当然とも言えるが、利用者にとっては不満である。
- ・ 450 円の小為替を役所に送付した際、小為替1枚で100 円の手数料がかかるが、450 円の小 為替がないため、400 円と50 円の2つに分ける必要があり、手数料が200 円、計650 円を要し た。これでは500 円の小為替を送る方が安い。非常に奇妙であり、対処すべきではないか。
- ・ 僅かながら、国民の利便は改善、向上しつつある。具体的には、①既存企業が、郵政民営化

に対抗するため商品開発等を行い始めている、②ゆうちょ銀行が、クレジットカード、住宅ローンを市場に供給し始めている、③ゆうちょ銀行が、全銀システムに加盟する、といった点に見られ、今後消費者にとって利便性が高まるであろう。引き続き、商品、サービスの提供について、期待したい。

・ 民間金融機関との間での競争の問題はあるのであろうが、ゆうちょ銀行の預入限度額については、思い切って完全に撤廃してもいいのではないか。田舎であれば他の金融機関もなく、現在の限度額以上に預けたい人がたくさんいると思う。

### イ 適正な競争の促進

- ・ ゆうちょ銀行の預金高、かんぽ生命保険の契約件数がいずれも減少しており、現時点で民業 圧迫は生じておらず、適正な競争が行われているのではないか。
- ・ 民営化によって国の保証等がなくなったので、前よりは競争の公正さが高まった感じがする。
- ・ 日本郵政グループの動きに刺激され、ヤマト運輸、地方銀行など競合各社では新規事業や業 務提携が進み、業界全体に良い影響と緊張感を与え始めていると思われる。
- ・ ゆうちょ銀行との提携により新たなサービスを提供しようというところも出てきており、これまで金融業界は護送船団といわれてきたが、経営の裁量で動こうという競争の大きなトリガーとなったといえる。
- ・ 競争促進への寄与については、現時点では、目に見えるような成果は上がっていないのではないか。金融二社に対して業務制限が課されており、政府が株式を保有している現在の状態は、 慣らし運転の状態で、これでは自由競争の推進役にはなり得ない。
- ・ ゆうちょ銀行の預入限度額は公正な競争の実現のため直ちに廃止すべきである。民間金融機 関であるにもかかわらず、他行にはない限度額が設定されていることは同一の競争条件とは言 えない。

### ウ 経済の活性化

- ・ 資金の流れの変化が市場ではっきりと目に見えるというわけではないが、他の民間会社と同一の競争条件となったという意味で経済の活性化が図られつつあるのではないか。
- ・ 金融二社の運用ノウハウが不十分なこともあり、資金の流れは大幅に変化しておらず、現時 点では、経済の活性化は未だ実現していないと思われる。
- ・ 運用手段の拡大については非常に適切なスピードで動いている印象を受ける。公社時代から プロのマーケットプレイヤーとして存在しており、この分野では長けている。
- ・ 金融二社の運用方法の自由化はよかった。今後、日本の銀行において運用力強化の優先度 は高い。貸出については国内銀行は相当なキャパシティがあるが、インベストメントの面で邦 銀は遅れている。ゆうちょ銀行は、運用力強化に力を入れ、グローバルな機関投資家としての 役割を期待したい。
- ・ ゆうちょ銀行は利潤の最大化に突き進むのではなく、地銀や信金が融資しない小規模事業者 への融資を行い、地方の既存企業への支援や将来の地域社会における円滑な事業承継をサポー トすべきである。
- ・ 融資を始めとする新規業務については、株式の売却の進捗度合、民間金融機関であること の認識の浸透度合いと必要なノウハウの具備の状況などの民営化の深度を見て認可するべき である。

#### エ その他

・ 他の民間銀行も政府支援を織り込んで格付けしており、「暗黙の政府保証」は、格付けにおいては特に考慮されない。しかも今回の郵政民営化は 10 年間の期限が区切られており、政府

出資の有無は格付けには関係ない。むしろ、破綻した場合の影響の大きさが問題であり、「暗 黙の政府保証」にアドバンテージはない。

# (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、ゆうちょ銀行の経営状況とサービスの維持・向上等に関しては、主に以下のような意見があった。

### ア 提供サービスに関するもの

- ATMによる口座間送金の料金無料化は魅力的である。
- ・ 定期貯金の金利優遇キャンペーンをするようになったのは良い点である。
- 即日に配達され便利であるため慶弔用に利用していた電信為替が廃止され、不便になった。
- ・ 振替料金・定額小為替・国際送金等の各種料金の大幅な引上げ等、結果的にサービスが低下 している。
- ・ 貯金の限度額1,000万円は、通常貯金には適用しないで欲しい。
- ・ 民間で自由な競争市場を約束するならば、他の民間機関と同じように限度額をなくすべきである。

### イ サービス利用上の手続に関するもの

- ・ 顔見知りであるにもかかわらず本人確認の証明資料の提示が求められる。本人確認手続を簡素化すべきである。
- ・ 貯金、保険の窓口での事務手続が複雑になり、やたら証明書類の提出を要求されるなど、民営化してサービスが悪くなっている。
- ・ ゆうちょ銀行と郵便局会社とは別会社であることにより、事務手続が煩瑣で、処理時間が長くなってしまい、利用者離れが起きている。

### ウ その他

- 三事業一体の体制に戻すことが望ましい。
- ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の金融機関は、ユニバーサルサービスを行うべきである。
- ・ 地方で集めたゆうちょ、かんぽの資金のほとんどが国債購入に充てられているといわれてお り、地方の発展に寄与していない。
- ・ 民間の金融機関が倒産する時代だが、ゆうちょ銀行なら安心だという「安心信頼」のイメージが持ちにくい。

### (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して関係業界団体等から ヒアリングを実施したが、ゆうちょ銀行の経営状況とサービスの維持・向上等に関しては、主に以 下のような意見があった。

#### 【全国銀行協会】

・ 運用手段の多様化は堅実に進み、また、新規商品・サービスは慎重な滑り出しであり、銀行界へ の影響は、これまでのところほとんど見受けられない。

### 【国内各関係業界団体】

・ 民間市場に円滑に融合されていくためには、巨大な規模を縮小することが不可欠である。 最近、ゆうちょ銀行は、キャンペーン金利を導入して残高の減少傾向に歯止めをかけようと する動きも見られ、結果として、貯金の減少傾向は鈍化する傾向にある。 預入限度額規制の見直し要望は、預入限度額を「当面、現行水準に維持する」としている郵 政民営化の基本方針及びそれを受けた郵政民営化法の趣旨にもとるもの。真の狙いは「預金の 増強 (規模の拡大)」にあると言わざるを得ず、「肥大化したバランスシートの縮小が必要」と する方向性にも逆行する。

- ・ 政府出資が行われている間は、公正な競争条件への配慮が不可欠。民業圧迫を回避する観点からは、ゆうちょ銀行は地域リテール業務への参入を志向すべきではなく、機関投資家型のビジネスモデルを目指すべきである。
- ・ 地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮することが不可欠。地域のリテール金融 市場に本格参入することになれば、地域の金融秩序に歪みを生じかねず、ひいては国民の利便 性低下につながりかねない。
- ・ 昨年10月の発足から2か月も経ないうちに、クレジットカード業務や住宅ローン等の代理・ 媒介業務など、リテール業務を含む新規業務の認可申請が行われ、その取扱いが認められたこ とは遺憾である。規模の縮小や公正な競争条件の確保等が図られないままに、業務範囲がなし 崩し的に拡大されていくことにより、地域の金融秩序に歪みを生じる懸念は根強い。
- ・ 他の民間金融機関と同様に、ガバナンスの確立や内部管理態勢の整備・充実が求められる。 内部管理態勢の不備に起因して問題が生じれば、我が国の金融システム全体に影響が広がることも懸念される。
- ・ 国民及び関係業界の予見可能性を高める観点から、ゆうちょ銀行の将来のグランドデザイン、 ビジネスモデルを開示することが必要である。

### 【在日米国商工会議所】

- ・ 日本政府と日本郵政が、日本郵政の金融事業の民営化をこれまで対等な競争条件に沿って進 めるべく努力してきたことを歓迎する。
- ・ 金融庁が、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険に対し他の民間金融機関と同様の監督を行うという金融庁長官の発言を含め、主要な政府関係者の力強い発言を歓迎している。また、スタッフの増強や新しい部門の創設等、世界最大の銀行、保険会社を監督、規制する機能の強化に向けた金融庁の取組を支持する。
- ・ 日本政府は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険が他の市場参加者との競争を拡大することが 許可される前に、同等の競争条件だけではなく、公正性、透明性を確保するために引き続き慎 重に取り組まなければならない。
- ・ 金融サービスの利便性を考える際に重要な点は健全性であり、その観点から、ゆうちょ銀行 及びかんぽ生命保険がその事業分野を拡大するに当たって、金融庁が民間に求めると同様の高 い水準での一連の態勢(コンプライアンス、リスク管理、IT、財務関連等の態勢)を整える ことが必要である。

#### 【欧州ビジネス協会】

・ 日本郵政が取り組んでいる「暗黙の政府保証」に対する消費者の誤解の解消を目指した一連 の施策を歓迎するとともに、その結果を高く評価している。今後もその施策はさらに推進さ れるべきであり、モニターされなければならない。

## 5 成果に対する評価

## (1) 主な指標の状況

(単位:億円)

						(中位・応口)
		平成17年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
		(公社)	(公社)	上期(公社)	(ゆうちょ銀行)	上期
		〔参考〕	[参考]	[参考]		(ゆうちょ銀行)
業	務粗利益	20, 463	18, 960	12, 953	9, 205	8, 935
	うち資金利益	19, 823	19, 094	8, 909	8, 712	8, 296
					8, 800	8, 740
	うち役務取引等利益	859	1,018	516	498	482
	うちその他業務利益	<b>▲</b> 219	<b>▲</b> 1, 151	3, 526	<b>▲</b> 5	156
営	業経費	9, 798	9, 941	5, 175	6, 177	6, 123
					7, 100	6, 595
美	質業務純益	10, 664	9, 018	7, 777	3, 028	2, 811
経	常収益	45, 315	30, 589	17, 715	13, 289	12, 803
					12, 920	12, 240
経	常利益	23, 317	9, 773	8, 170	2, 561	2, 520
					2, 170	2, 675
弄	期純利益	19, 304	9, 406	3, 726	1, 521	1, 501
					1, 300	1,605

- (注1)公社時代のその他業務利益はディスクロージャー誌記載の数値から金銭の信託運用益を減じて 算出し、実質業務純益は「業務粗利益ー営業経費」にて算出。
- (注2)平成19年度(ゆうちょ銀行)は、実質的には同年度下期のみの数値。
- (注3)ゆうちょ銀行の数値のうち、下段は承継計画の数値。ただし、平成20年度上期(中間期)については、「平成20年度の計画値/2」を記載。
- (注4)小数点以下切捨て。

(出典) 日本郵政公社・ゆうちょ銀行ディスクロージャー誌等

## <メガバンクの利益の推移>

(単位:億円)

	三菱東京UFJ銀行 平成19年度 平成20年度		三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行		みずほ銀行	
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	(下期)	(上期)	(下期)	(上期)	(下期)	(上期)
実質業務純益	4, 391	3, 595	4, 287	3, 784	2, 060	1, 397
経常利益	2, 951	378	3, 528	1, 221	1, 260	<b>▲</b> 443
当期純利益	3, 629	250	1, 419	803	947	799

(出典)平成19年度下期については各行ディスクロージャー誌。平成20年度については各行決算短信。

## <日経平均株価の推移>

(単位:円)

平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成 20 年 12 月末
16, 785. 69	12, 525. 54	11, 259. 86	8, 859. 56

(出典) 日本経済新聞社

### <自己資本比率>

(単位:%)

	平成20年3月末	平成20年9月末
単体自己資本比率 (国内基準)	85. 90	90. 78

(出典) ゆうちょ銀行資料

#### <アウトライヤー比率(金利リスクへの対応)>

(単位:億円、%)

	平成20年3月末	平成20年9月末
損失額 (A)	20, 847	21, 526
広義の自己資本	79, 810	80, 505
T i e r I + T i e r II (B)		
アウトライヤー比率(A/B)	26. 12	26. 73

(注)アウトライヤー基準(アウトライヤー比率が20%以上)に該当しているが、ディスクロージャー誌 (平成20年3月期)には、信用リスクが非常に小さいため金利リスクへの備えとしての自己資本は十分に有り、経営上の問題は無いと考える旨記載されている。

(出典) ゆうちょ銀行資料

## <資産効率>

(単位:%)

	平	成 19 年度	き (下期)		平成 20 年度(上期)	
	ゆうちょ	都市	地方	地方	ゆうちょ銀行	
	銀行	銀行	銀行	銀行Ⅱ	ゆりりよ戯11	
ROA	0. 14	0. 22	0. 21	0.03	0.14	
ROE	3. 85	5. 72	3. 89	0.77	3. 71	
OHR	67. 1	51. 3	66. 9	69. 6	68. 5	

- (注1)ROA(総資産当期純利益率)=当期(中間)純利益/〔(開始時(期首)総資産+期末総資産) /2〕×100を年率換算。
- (注2)ROE(自己資本当期純利益率)=当期(中間)純利益/〔(開始時(期首)純資産+期末純資産)/2〕×100を年率換算。
- (注3)OHR=経費/業務粗利益。なお、ゆうちょ銀行の平成20年3月期末(下期)の計数は、実質

的には平成 19 年 10 月 1 日民営化以降半期分(下期)の銀行業務を反映したものであるが、民営化のための準備企画会社の損益(純利益▲731 百万円など。)も上期分として含んでいる。また、都市銀行、地方銀行、地方銀行Ⅱ(第二地方銀行協会加盟銀行)の計数は、業務粗利益を資金運用益、役務取引等収支、特定取引収支、その他業務収支の合計として算出し、当該近似値を用いている。

(注4)都市銀行には6行、地方銀行には64行、地方銀行Ⅱには45行の計数が含まれている。

(出典) ゆうちょ銀行HP、全国銀行財務諸表分析(全国銀行協会)

## <貯金残高の推移>

(単位:兆円)

	H18/3末	H19/3末	H19/9末	H20/3末	H20/9末
貯金残高	203. 9	191. 9	186. 5	181.7	178.5

(注1)未払利子は含まない。

(注2) 貯金残高には振替貯金(民営化前は郵便振替預り金)を含む。

(出典) ゆうちょ銀行資料

## <金融仲介等業務の実績>

金融仲介等業務	実績				
クレジットカード業務	· 平成 20 年 5 月 1 日業務開始 (直営店 233 店舗、郵便局約 20,000				
	局)				
	<ul><li>同年9月末実績 発行枚数85,329枚</li></ul>				
変額個人年金保険等生命	・ 平成 20 年 5 月 29 日業務開始(開始時直営店 82 店舗、同年 10				
保険募集業務	月1日以降同164店舗)				
	• 同年9月末実績 変額年金保険販売件数1,356件 同販売金額				
	6,318 百万円				
住宅ローン等の媒介業務	<ul><li>・ 平成20年5月12日業務開始(直営店50店舗)</li></ul>				
	・ 同年9月末実績 住宅ローン新規貸出額(媒介分)17,538百万				
	円				

(出典) ゆうちょ銀行資料

### <銀行業務を営む店舗数の推移>

サービスネッ	トワーク網	平成19年9月末	平成20年3月末	
直営店(本支店・出張所)		_	234 店	
銀行業務を	郵便局	_	20,000 局	
取扱う郵便局 簡易郵便局		_	3,860 局	
店舗数合計		24,065 局	24,094店(局)	

※簡易郵便局の一時閉鎖数については、「I-6郵便局ネットワークの水準の維持」を参照。

(出典) ゆうちょ銀行資料

## <ゆうちょ銀行のATMの設置台数の推移>

	平成19年3月末	平成19年9月末	平成20年3月末	
設置台数	26,103 台	26,097 台	26,089 台	

(出典) ゆうちょ銀行資料

## <視覚障害者対応ATMの設置状況>

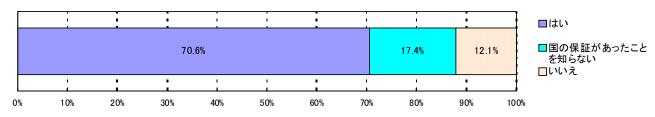
	ATM設置台数(台)	視覚障害者対応(台)	設置率 (%)
都銀	22, 700	11,890	52. 4
地 銀	40, 200	13, 030	32. 4
第二地銀	13, 800	2, 260	16. 4
信用金庫	19, 800	9, 400	47. 5
信用組合	2, 310	820	35. 5
ゆうちょ銀行	26, 089	26, 089	100

(注)ゆうちょ銀行以外は、平成20年9月末、ゆうちょ銀行は、平成20年3月末の数字

(出典) 金融庁資料、ゆうちょ銀行資料

## <政府保証に関する調査>

「Q 民営化後に受け入れられたゆうちょ銀行・かんぽ生命の預金・保険について、国の保証が廃止された (=他の銀行・生保と同様の保証水準になった)ことをご存知ですか。」の回答状況



(出典) 日本郵政による郵便局等の顧客満足度調査(平成20年5月実施)

#### <預金金利の比較>

	ゆうちょ銀行	三大メガバンク
通常(普通)預金	0.05%	0.04%
		300 万円未満: 0.25%
1年定期預金	0.25%	300 万円以上: 0.25%
		1,000 万円以上:0.3%
ゆうちょ銀行:3年定額貯金 三大メガバンク:3年定期預金		300 万円未満: 0.25%
	0. 30%	300 万円以上: 0.30%
		1,000 万円以上:0.35%

(注1)ゆうちょ銀行の「3年定額貯金」の金利は、3年以上保有した場合に適用される金利。

(注2)金利は平成21年1月13日時点のもの。

(出典) ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行HP

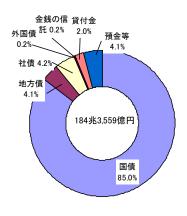
# <ゆうちょ銀行の資産状況(特に、総資産に占める公共債、財投預託金の割合)>

	平成19年9月末		平成 20 年 3 月末		平成20年9月末	
区分	資産残高 (億円)	構成割合	資産残高 (億円)	構成割合	資産残高 (億円)	構成割合
国債	1, 552, 109	78. 5%	1, 567, 731	81.8%	1, 560, 483	80. 1%
地方債	80, 076	4.0%	74, 992	3. 9%	68, 190	3. 5%
預託金	140, 000	7.0%	0	0%	0	0%
総資産	1, 976, 572	100.0%	1, 914, 491	100.0%	1, 946, 539	100.0%

(注)旧金融自由化対策資金の借入金見合いの預託金を除く。

(出典) ゆうちょ銀行資料

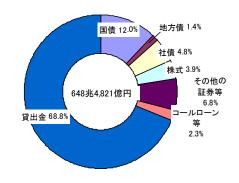
## <ゆうちょ銀行と他の民間銀行との資産運用状況の比較>



### ゆうちょ銀行(平成19年度末)

(注1)貸付金のうち98.5%は、(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構への貸付。 (注2)このほか、旧金融自由化対策資金の借入金見合いの預託金20兆7000億円 がある。 (注3)四捨五入の結果、合計は100%にはならない。

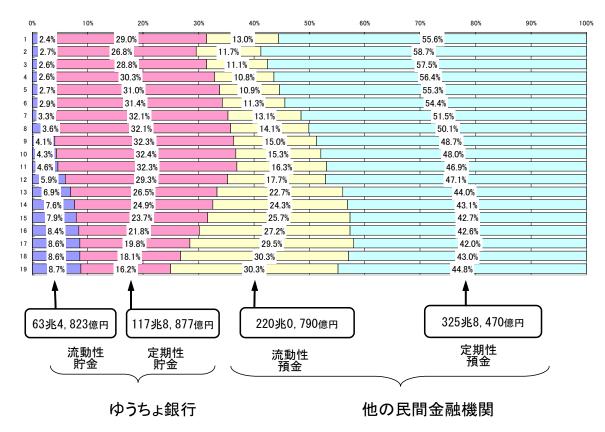
(出典)ゆうちょ銀行資料より作成



全国銀行(124行)(注)(平成19年度末)

エロッパ (注)運用勘定の構成比。ゆうちょ銀行は除く。 (出典)「全国銀行の平成19年度決算の状況(単体ペー

ス)」(全国銀行協会)より作成



(注) ゆうちょ銀行の流動性貯金は、通常貯金と振替貯金 (郵便振替の預り金) の合計。ただし、平成 19 年度の流動性貯金の金額については、通常貯金、振替貯金及び貯蓄貯金の合計。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」、ゆうちょ銀行提供資料から作成

- I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組
  - I-5 かんぽ生命保険の経営状況とサービスの維持・向上

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(定義)

第百二十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本 郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

- 第百二十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の発起人となる。
- 2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

(生命保険業免許の付与)

- 第百三十条 郵便保険会社は、この法律の施行の時において、保険業法第三条第四項の生命保険業免許を受けたもの とみなす。
- 2 前項の生命保険業免許は、次節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人(保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。以下同じ。)への継続的な業務の委託がされている旨の条件が付されたものとする。
- 3 前項の条件は、保険業法第五条第二項 の規定により付された条件とみなす。

(保険金額等の限度額)

- 第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることと なる保険の引受けを行ってはならない。
  - 一 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(次号及び第三号に規定する保険を除く。)の保険契約に係る保険金額(政令で定める保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
    - イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して 政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
    - ロ 当該被保険者を被保険者とする整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下「旧簡易生命保険法」という。)第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保険法第九条から第十二条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供される簡易生命保険を含む。)の旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約(以下「旧簡易生命保険契約」という。)に係る保険金額(政令で定める旧簡易生命保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
  - 二 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号及び第四項第二号に規定する契約に係る保険業法第三条第四項第一 号に掲げる保険の保険契約に係る保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額 イに掲げる 額から口に掲げる額を控除した額
    - イ 百五十万円
    - ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第十三条に規定する財形貯蓄保険の旧簡易生命保険契約の 保険料を払い込むべき期間内に払い込むべき保険料の額の合計額
  - 三 保険業法第三条第四項第一号に掲げる保険(被保険者の生存に関し年金を支払うことを約したものとして政令

で定めるものに限る。第百五十八条第一項第三号ロにおいて同じ。)の保険契約に係る年金の年額(政令で定める 保険契約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額 イに掲げる額からロに掲げる額を控除 した額

- イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して 政令で定める被保険者の区分に応じ、政令で定める額
- ロ 当該被保険者を被保険者とする旧簡易生命保険法第八条に規定する簡易生命保険の種類のうち旧簡易生命保 険法第十四条から第十六条までに規定するもの(旧簡易生命保険法第十七条の規定により一体として提供され る簡易生命保険を含む。)の旧簡易生命保険契約に係る年金の年額(政令で定める旧簡易生命保険契約にあって は、政令で定めるところにより算定した額)の合計額
- 四 政令で定める保険業法第三条第四項第二号に掲げる保険の区分(以下この号において「保険区分」という。) ご との保険契約に係る保険金額の合計額 イに掲げる額から口に掲げる額を控除した額
  - イ 他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便保険会社の経営状況その他の事情を勘案して 保険区分ごとに政令で定める額
- 口 保険区分に対応する政令で定める旧簡易生命保険法第六条に規定する簡易生命保険特約(簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十四号)による改正前の旧簡易生命保険法第六条に規定する傷害特約及び疾病傷害特約を含む。以下この口において「旧特約」という。)の区分ごとの当該被保険者を被保険者とする旧特約に係る保険金額(政令で定める旧特約にあっては、政令で定めるところにより算定した額)の合計額(業務の制限)
- 第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。)のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。
- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
  - ー 保険契約者に対する資金の貸付け
  - 二 地方公共団体に対する資金の貸付け
  - 三 コール資金の貸付け
  - 四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対する資金の貸付け
  - 五 機構に対する資金の貸付け
  - 六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法
- 3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
  - 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会 社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - 二 郵便保険会社の経営状況
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かな ければならない。

(基本計画)

#### 第百六十一条 (略)

- 2 基本計画は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。
  - 一 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
  - 二 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
  - 三 承継会社に引き継がせる職員
  - 四 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項
- 3 (略)

第百六十二条 基本計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 この法律の施行の時において、次のイから二までに掲げる契約を機構が当該イから二までに定める者を相手方と して締結していることとするものであること。
  - イ 機構法第十五条第一項の契約 郵便貯金銀行
  - ロ 機構法第十六条第一項の再保険の契約 郵便保険会社
  - ハ 機構法第十八条第一項の契約 郵便保険会社
  - 二 機構法第二十八条第一項の規定による郵便貯金資産 (機構法第十条 に規定する郵便貯金資産をいう。)の運用 のための預金に係る契約 郵便貯金銀行
- 2 前項第二号ロの再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - ー・ニ (略)
  - 三 郵便保険会社が、その資産のうち第百三十八条第二項第二号及び第五号並びに機構法第二十九条第三号から第十号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立てる金額を下回らない義務を負うものであること。

四・五 (略)

3 (略)

〇 郵便局株式会社法 (平成十七年法律第百号)

(業務の範囲)

第四条 (略)

- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 (略
  - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増 進に資する業務
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3・4 (略)

(郵便局の設置)

- 第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。
- 郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一~三 (略)

四 簡易生命保険法 (昭和二十四年法律第六十八号)

○ 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号) (政府保証)

- 第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。
- 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法 (平成十七年法律第百一号) (政府保証)
  - 第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定 にかかわらず、次に掲げるものに係る機構の債務を保証する。
    - 一 郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払
    - 二 旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払

### 2 背景·必要性等

### (1) 背景・必要性

- ① 郵政民営化により公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険)をそれぞれ株式会社として独立させることとし、簡易保険の機能を承継し、生命保険業務を営むものとしてかんぽ生命保険が設立された。
- ② かんぽ生命保険については、移行期間中に日本郵政がその保有するその全株式を処分し、他の民間生命保険会社と同一の条件の下で、自由な経営を行わせることとしている。したがって、かんぽ生命保険に他の民間生命保険会社にはない義務を特別に課すことは不適当であり、保険サービスについてはユニバーサルサービスの提供を義務付けていない。ただし、かんぽ生命保険の円滑な業務運営や健全性を確保する観点から、移行期間をカバーする長期・安定的な生命保険募集人への業務の委託がされていることがみなし免許の条件とされている。

また、民営化後にかんぽ生命保険と締結した保険契約については政府保証が廃止され、保険契約者保護制度により保護される。

③ かんぽ生命保険は、保険業法に基づく生命保険会社として、金融庁により他の生命保険会社と同等の検査・監督がなされることとなる。郵便局会社についても、保険募集人として金融業務を行うことから、金融庁の検査・監督を受けることとなる。

### (2) 法令等により予定された事項の概要

- ① 各承継会社は、経営の自主性・創造性・効率性を高めるため、関係法令の規定を遵守しつつ、対等な競争条件の下で自由な経済活動を行う。かんぽ生命保険の業務範囲については、民営化当初は、原則として公社と同様の範囲に制限されており、他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供の観点を踏まえ、第三者によって組織される民営化委員会の意見を聴取した上で、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣の認可を受けるという公正・透明な手続を経て、段階的に緩和される。
- ② 民営化後も郵便局における保険サービスの提供が継続されるよう、以下のような仕組みが設けられている。

ア あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することが法律上義務付け

られており、これによって保険サービスの拠点が確保される。

- イ かんぽ生命保険に対し付与するみなし免許の条件として、移行期間をカバーする長期・安定 的な生命保険募集人への業務の委託がされていることが付されている。これにより、主務大臣 による実施計画の認可と相まってかんぽ生命保険の郵便局会社への長期にわたる業務委託が 担保されている。
- ウ 仮に過疎地などの一部の郵便局で保険サービスの提供が困難となる場合には、社会・地域貢献基金を活用して地域にとって必要性の高いサービスの確保を図ることとされている(「II 5 社会・地域貢献基金の整備」を参照)。
- (注)基金の交付対象となるサービスはかんぽ生命保険から委託された保険サービスに限られるものではない。

## (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会) 抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネット ワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供 されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の 利便に支障が生じないよう、万全を期すこと。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、二兆円規模まで積み立てること。
- 四、民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険 サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合 的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば 経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。(以下、略)
- 七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約 者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。
- 八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会(準備 企画会社)及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係 行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会(準備企画会社)と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋
  - 三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の 強化を図り、職員の専門知識の向上に努め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、 過疎地域における金融業務を維持し、国民に身近な郵便局におけるサービスの低下につながら ないよう、指導すること。

- 四、法令等遵守の徹底、内部管理体制の充実が図られ、国民の信頼確保に引き続き努めるよう、 適切な指導に努めること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社に おいても、国民、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保するこ と。
  - 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネット一区の重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応すること。
  - 三、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険については、当面の間は国の出資が残ることを踏まえ、公正 な市場競争の支障にならないように配慮すること。
  - 五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンス を徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体 制を構築すること。

#### 3 進捗状況

#### (1) 民営化までの経緯

平成 18 年 1 月 25 日、基本計画が民営化推進本部で決定され、これに則り日本郵政は同年 7 月 31 日に実施計画の骨格を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣に提出した。

同年8月31日、民営化委員会は、実施計画の骨格に対して、業務遂行におけるコンプライアンス態勢の整備、グループ経営における経済合理性と投資家の信認の確保等の留意事項をとりまとめた所見を公表した。同年9月1日、民営化推進本部は、実施計画の具体化に当たり、内閣総理大臣及び総務大臣に対し、実施計画の骨格に対する民営化委員会の所見に十分留意する旨の指示を行うこととした。

平成19年1月26日、民営化推進本部は、内閣総理大臣及び総務大臣が日本郵政に対して金融二社の株式の上場を早期に実現するための具体的措置を検討し、日本郵政の自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐよう指示すること等を了承した。

同年4月27日、日本郵政は、内閣総理大臣総理及び総務大臣に対し実施計画について認可の申請を行った。同年6月8日、民営化委員会は、実施計画は基本計画、実施計画に関する命令及び郵政民営化法案等に対する附帯決議の尊重等の政府の方針に適合していると認められるとし、実施計画の認可とその後の承継会社等の監督に当たり、金融庁及び総務省が留意する必要がある事項を示す意見を提出した。同年9月10日に内閣総理大臣及び総務大臣は、実施計画を認可した。

#### (2) 事業戦略

日本郵政が作成した実施計画では、承継会社各社の事業戦略並びに日本郵政グループの経営方針

及びグループ経営管理が示されている。このうち、かんぽ生命保険は事業戦略の柱として、

- (i) 新しい営業モデルの構築
- (ii) 事業インフラの整備
- (iii) 内部統制、コンプライアンス態勢の確立・強化
- (iv) 財務基盤の健全性維持
- (v) 地域・社会への貢献

を掲げている。

また、上記(i)に関し、かんぽ生命保険は、郵便局を、「住域・個人マーケット」を中心に「シンプルで分かりやすい商品(小口・無診査・簡易)」を全国の郵便局ネットワークを活かして効率的かつきめ細かく販売していくチャネルと位置づける一方で、直営店の法人営業部を、中小企業を中心とする「法人・職域マーケット」開拓の主力とし、郵便局チャネルと併せて幅広いマーケットをカバーするものと位置づけた。また、直営店のうち 13 箇所は、統括支店と位置づけ、エリア内の郵便局会社の支社との連絡・調整等を担うとした。

## (3) サービス水準

- ① 実施計画認可時において、総務大臣が「将来にわたって郵便局ネットワーク・郵便局におけるサービス水準を維持する」よう日本郵政に要請(民営化後も機会がある毎に同旨要請)。日本郵政も国会等において、郵便局におけるサービス水準の維持などを含む郵政民営化法案等に対する附帯決議について、日本郵政グループとして守っていく旨の答弁を行っている。
- ② 民営化後、例えば以下のサービス向上の事例が見られる。
  - かんぽコールセンターの席数の拡充【H19.11 実施】
  - 被保険者の性別確認方法の簡素化【H20.6実施】
  - 契約申込書の記載内容の簡素化【H20.7実施】
  - ・ 被保険者が自ら保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定した「指定代理 請求人」による保険金等の請求を可能とする指定代理請求特則の創設【H20.7 実施】
  - ・ 普通養老保険の加入年齢の上限の引き上げ【H20.7実施】
  - ・ 所定のお客さまを対象とした診断書取得費用相当額(5,000円)の負担開始【H20.10 実施】
  - ・ 新規業務(上記以外のもの)については、(4)参照
- ③ 簡易郵便局の一時閉鎖等に対する対策は、「I-6 郵便局ネットワークの水準の維持」を参照。なお、保険募集業務を行う簡易局は、民営化後減少しているが、その大半は紹介代理店となり、保険募集業務は近隣の郵便局で対応するようにしている。また、民営化後、ニーズが極めて少ない一部の取扱商品の販売を停止している。さらに、手続きが煩雑化したこと等により事務処理に時間がかかるようになったとの意見がある。
- ④ なお、かんぽ生命保険は、公共性の高い生命保険事業を営む企業として、引き続き、ラジオ体操の普及促進などに取り組んでいる。

#### (4) 業務

- ① かんぽ生命保険と郵便局会社の間で移行期間をカバーする生命保険募集・契約維持管理業務委 託契約が締結された。
- ② 新規業務
  - ア 調査審議の考え方の整理

平成18年7月31日、日本郵政が内閣総理大臣及び総務大臣へ提出した実施計画の骨格にお

いて、金融二社の新規業務に係る希望の表明がなされた。

同年9月1日、郵政民営化推進本部会合(第3回)における了承を経て、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、民営化委員会に対し、金融二社の新規業務について早急に調査審議を行うよう要請した。

これを受け、民営化委員会は、関係者からの意見聴取等の調査審議を行い、同年 12 月 20 日、広く予見可能性を与えるため、金融二社の新規業務を考える際の最も重要な視点は、金融二社と関係業界の利害の調整ではなく利用者にもたらされる利便性の向上であること、新規業務の実施に係る先後関係について、「定型的業務から非定型的業務へ」、「市場価格の存在する業務から相対で価格形成を行う業務へ」、「ALMからみた緊要性の高い業務から低い業務へ」、「コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ」という4つの準則に沿って検討されることが望ましいこと等を内容とする「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」を取りまとめ公表した。

#### イ 運用対象の自由化

平成19年10月4日、金融二社は、健全経営を確保していく観点から、現在の資産・負債構造から生まれる莫大な金利リスクのコントロール手段を確保するとともに、金利リスクから市場リスク・信用リスクへ、リスク配分のリバランスを進めていくことが必要であるとの基本的考え方の下、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣に対し運用対象の自由化に関する認可申請を行った。民営化委員会の調査審議を経て、同年12月19日、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣は、かんぽ生命保険に対し、次の業務の実施を認可した。

かんぽ生命保険は、当該認可を受けた業務を順次実施し、又は今後実施する予定である。

- a シンジケートローン (参加型)【H20.8 実施】
- b 信託受益権の取得、株式の取得等【H20.7実施】
- c 貸出債権の取得等
- d 金利スワップ取引等【H20.12 実施】
- ウ 他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直し

平成19年11月26日、金融二社は、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣に対し他社商品仲介及び既存商品・サービスの見直しに関する認可申請を行った。民営化委員会の調査審議を経て、翌年4月18日、内閣総理大臣(金融庁長官)及び総務大臣は、かんぽ生命保険に対しては次の業務の実施を認可した。

かんぽ生命保険は、当該認可を受けた業務を順次実施している。

- a 他の保険会社の法人向け商品の受託販売【H20.6実施】
- b 新たな保険の引受け(入院特約の見直し)【H20.7実施】
- エ 平成20年4月1日、内閣総理大臣(金融庁長官)、総務大臣及び郵政民営化推進室長に対し、ゆうちょ銀行より流動性預金の限度額規制に関する政令改正について、かんぽ生命保険より加入後一定期間経過した場合の限度額規制に関する政令改正についてそれぞれ要望があり、同月9日、民営化委員会は、両社から要望の内容を聴取した。そこではかんぽ生命保険から、市場に評価されるためには商品の魅力向上が不可欠であり、また、利用者の多様なニーズに応えるために既存商品の加入限度額の見直しが必要であるとの説明があった。
- オ かんぽ生命保険は、実施計画において、第三分野等の新たな商品については、お客様の生存 保障ニーズに適切に応えるため、引受け・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で、他の生 命保険会社との連携を含めた幅広い選択肢の下で商品を開発・提供することを希望している。 これを踏まえ、かんぽ生命保険は、平成20年2月22日、日本生命保険相互会社との間で、

商品開発、事務・システムの構築、リスク管理上の方策等について協力施策を検討していく旨の一部業務の提携を行うことに合意したことを発表した。

### ③ その他の取組

### ア 業務運営の効率化

全ての業務運営の基盤となる事務・システムの改革に取り組み、また、高額な経費が必要となる施策については、施策実施の意思決定を行う過程で、コストマネジメント会議を開催して施策経費の妥当性や期待効果の実現性等を審議している。

<事務・システム改革の取組例>

項目	内 容
11 18 = 1-1 1-1	· 本社にサービスセンター改革室を設置【H20.4実施】
サービスセンター改革	<ul><li>5つのサービスセンターにおける事務フローの統一の推進</li></ul>
IT BANG IT ALL ON IN	・ 口座振込みの対象金融機関の拡大【H20.4実施】
保険料収納のキャッシュ	・ 初回保険料のデビットカード、クレジットカードによる取扱い、保険料
レス化推進	の送金扱いの実施(予定)【H21.4実施予定】
	・ コールセンターでの払込証明書の再発行、インターネットを活用した住
ダイレクト処理の拡大 	所変更事務の効率化【H20.10 実施】

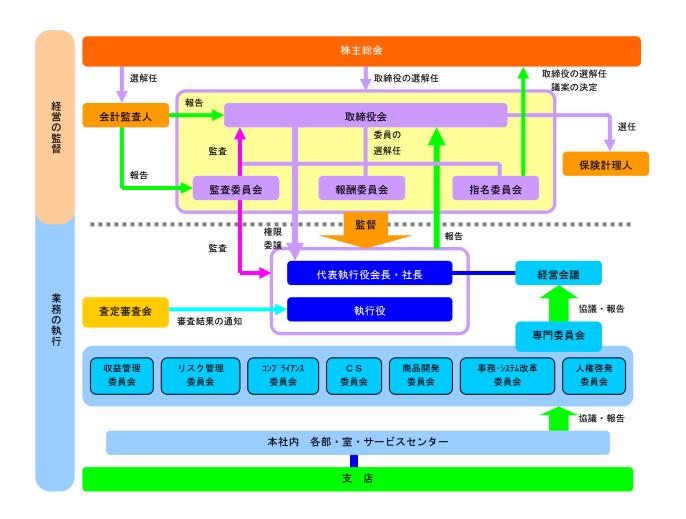
イ かんぽ生命保険は、郵便局でサービスの提供を円滑に行うため、郵便局会社との間で密接な 連携を実施している。

項目	内 容
	・ 全国のかんぽ生命保険直営店 (80支店) に代理店に対する営業・事務の指導・
連体はの建築	支援を担うパートナー営業部を設置し、各郵便局へのきめ細やかな支援を実施
連携体制の構築	・ 郵便局会社との間で、本社・支店レベルでの会議を設置。本社レベルでは、
	パートナー会議を設置して全体方針を調整
事效化溢化熱の沿り	・ 郵便局へのモニタリング等をかんぽ生命保険で一元的に実施する態勢を整備
事務指導態勢の強化	・ 両社の本社間、統括支店・支社・サービスセンター間、郵便局・支店間の各
【H20.9 実施】	レベルで連絡調整会議等を定期的に開催して連携を強化
保険営業協働推進	・ 「両社一体となった保険営業推進」を強化すべく、推進体制の中核(エンジ
本部の設置	ン)となる協働推進本部を、統括支店(かんぽ生命保険)-支社(郵便局会社)
【H20.8実施】	間に設置して、営業推進状況、取組施策を協議
	<ul><li>郵便局やコールセンターに寄せられたお客さまの声を、かんぱ生命保険のC</li></ul>
お客さまの声の活用	S推進部へ集約し、一元管理のもとで分析して、お客さまサービスの向上、新
	たな商品開発等へ活用

# (5) 内部管理態勢

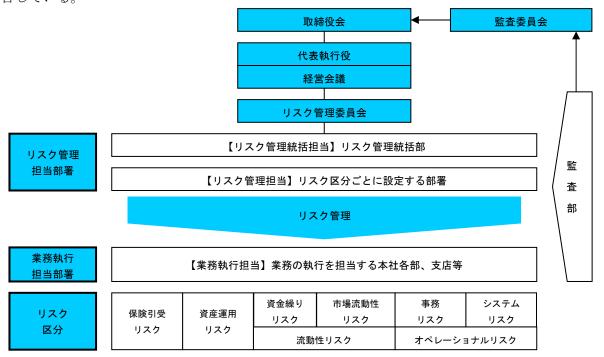
#### ① ガバナンス

かんぽ生命保険は、委員会設置会社として指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置し、取締役会の経営監督機能の公正性を確保するとともに、業務執行面においては、経営会議及び7つの専門委員会を設置し、定期的に開催している。



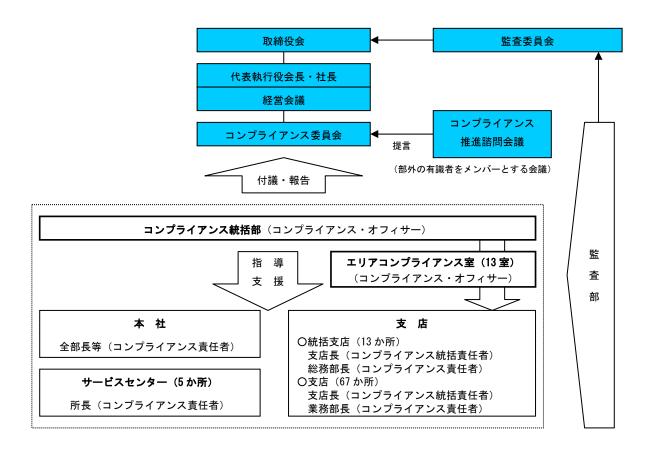
### ② リスク管理

リスク区分ごとに業務執行担当部署とは別に、業務執行担当部署への牽制機能を確保するとともにリスクを総合的に管理する組織としてリスク管理統括部を設置している。また、リスク管理委員会でリスク関連事項のモニタリング、協議を実施して、定期的に経営会議及び取締役会に報告している。



#### ③ コンプライアンス

お客さまに『最も身近で、最も信頼される保険会社』として、お客さまからの信頼の礎の基に成長・発展していけるよう、「コンプライアンス委員会の設置」「コンプライアンス・オフィサーの配置」等の推進体制を整備している。さらに、「コンプライアンス・プログラム」により実践的な推進計画を策定し、法令等遵守の取組を徹底している。



- ④ 健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、資産と負債の両方を考慮して資産全体の最適配分を一体として決定する、いわゆる「サープラス型ALM」に基づく資産運用を実施している。
- ⑤ 民営化に伴い、かんぽ生命保険に対して保険業法が適用され、他の生命保険会社と同等の検査・監督を受けることとなり、平成20年2月から金融庁は、かんぽ生命保険に対して、法令遵守やリスク管理など内部管理態勢全般をチェックするため金融検査を実施した。

#### (6) 暗黙の政府保証

① 平成 18 年 12 月 20 日、民営化委員会は、取りまとめた所見の中で「民営化後の金融二社については、他の民間金融機関とは異なり、日本郵政による株式保有が存在する限り『暗黙の政府保証』が残存するため、その間は新規業務を一切認めるべきではないという指摘がある。しかし、民営化の実施後も『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。前述の民営化の意義に照らせば、政府保証を制度面で廃止するだけではなく、こうしたパーセプションをも払拭していくことが不可欠である。金融二社が、政府保証が存在しないことを明確に説明することは当然であるが、政府においても、その払拭に向けて最大限の努力を行うべきである。民営化後の金融二社に対しては、これに対応し、民間金融機関として自立するための態勢の確立が求められる。」と述べている。

さらに、平成 19 年 6月8日に公表された意見の中でも、「政府保証が撤廃される中で、承継会社は自ら的確なリスク管理を行い、これを開示することにより、市場の信認を確保していく必要がある。他方、顧客においても政府保証の撤廃が十分認識されることが必要であり、『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションの払拭に向けて、最大限の努力が行われるべきである。」と述べている。

- ② 公社は、民営化後の金融二社に政府保証がない旨の内容を含むパンフレットを全戸に配布した。 また、民営化後、日本郵政及び金融二社のホームページ等においても同様の説明がなされてい る。(参考1参照)
- ③ 平成 19 年 10 月 1 日、郵政民営化のスタートに際して郵政民営化担当大臣は、「民営化後に預けられた預金や締結された保険等については、政府による保証がなくなり、他の民間金融機関と同一の預金者保護等の制度が適用されることになります。承継会社においては、市場規律に基づく経営へと転換し、他事業者と切磋琢磨していただきたいと思います。」との談話を発表した。また、平成 19 年 10 月 1 日に行った政府広報等において、「ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険は、銀行法上の銀行、保険業法上の生命保険会社として、的確なリスク管理やディスクロージャーを行い、健全経営を確立する必要がある。金融庁は、両社に対し、他の銀行や生命保険会社と同様、健全経営確保と利用者保護に向けた検査・監督を行う。民営化後に預け入れられた預金等や加入された生命保険契約については、政府保証はなくなり、預金保険制度・生命保険契約者保護制度により保護される」とする旨の周知を行った。(その他の政府広報活動の実績は参考2参照)

(参考1) かんぽ生命保険のホームページより抜粋

簡易生命保険契約に関する重要なお知らせ

#### 政府保証

民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。

かんぽ生命の生命保険契約は、現在の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度により保護されます。

#### (参考2) 政府広報

- ・ テレビ番組「ドゥ! JAPAN | 19年9月27日(木) 日経CNBCにて放送
- ・ テレビ番組「ご存じですか」19年9月28日(金) 日本テレビ系列にて放送
- ・ 新聞 突出し広告 19 年 9 月 11 日 (火) ~16 日 (日) 読売・ブロック紙・産経・毎日・地方紙・朝日・日経の 各紙朝刊に掲載)

10月1日に公社が民営化されること、新たに受け入れる預金等には政府保証がなくなること等を紹介

- インターネットサイト「MSN Japan」 テキスト広告 19年9月 10日(月)~16日(日)
- ・ 政府広報オンライン内の「お役立ち記事」19年10月1日(月)掲載開始
- ・ 視覚障害者向け点字広報誌「ふれあいらしんばん」・音声広報 CD「明日への声」19年11月発行
- ・ 政府広報オンライン内の電子書籍「Highlighting JAPAN 10月号」19年11月5日(月)掲載 郵政民営化のメリットやプロセス、民営化後のサービス等(政府保証がなくなることも含め)について紹介
- ・ THE WALL STREET JOURNAL (米国版) 記事広告 20 年 3 月 21 日 (金) (現地) 掲載

### 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、かんぽ生命保険に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 本来郵政民営化はサービス向上が目的だったはずだが、まだ、向上したとはいえない。窓口の 待ち時間は長くなったと思う。
- ・ 金融二社については、経済活性化のためにも集めた資金を地域の企業への融資にも回してほしい。
- ・ かんぽ生命保険は、職員の事務上の負担を軽減するためにも、商品をもっと単純化すべきである。
- ・ ゆうちょ銀行の預金高、かんぽ生命保険の契約件数がいずれも減少しており、現時点では民業 圧迫は生じておらず、適正な競争が行われているのではないか。
- ・ 民営化によって国の保証等がなくなったので、前よりは競争の公正さが高まった感じがする。
- ・ 競争促進への寄与については、現時点では、目に見えるような成果は上がっていないのではないか。金融二社に対して業務制限が課されており、政府が株式保有している現在の状態は、慣ら し運転の状態で、これでは自由競争の推進役になり得ない。
- ・ 民営化後、運用対象は拡大したが、資産構成が急激に変わるとは思えない。今後の推移を見守 る必要がある。
- ・ 金融二社の運用ノウハウが不十分なこともあり、資金の流れは大幅に変化しておらず、現時点では、経済の活性化は未だ実現していないと思われる。
- ・ 金融二社が独自の運用対象を開発することが最大の課題と考える。この点ではまだ成果をあげられていない。
- ・ 金融二社が集めた資金が国債や財投などに回って非効率となっている資金の流れを改善するということであれば、資金運用を多種多様なものにしていくとか、規模を縮小して証券市場等のリスクマネーに資金を回していくという流れがあると思うが、規模を拡大しながら運用の多様化を図ることは、ノウハウや人材が必要であり簡単なことではなく、これによる経済の活性化を強く追い求めると失敗するのではないか。
- ・ 資産構成は依然として国債が中心である上その比率はわずかではあるが上昇している一方で、 経営的に金利リスクへの対応が求められているところであり、総評としては、ポートフォリオの 拡大が望まれた中で、資産運用の適正化が徐々に進み始めたという感がある。
- ・ 株式上場において重要なのは、移行期間中に金融二社に業務制限が課せられているということではなく、透明性のある経営がなされているか、コンプライアンスは機能しているか、市場に対して必要な情報が提供される体制となっているかということである。
- ・ 「暗黙の政府保証」については、過去の経緯や規模の大きさから、利用者の間にそういうもの が存在するという認識は正直あると思う。

### (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対して「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、かんぽ生命保険に関しては、主に以下のような意見があった。

ア 提供サービスに関するもの

- 郵便事業会社の外務員が配達先で保険の相談や保険料の集金等ができなくなった。
- ・ 金融二社の経営の自由度は増しているが、先行する民間企業の後追いサービスの提供にとど まり目新しいものがない。
- ・ 民営化したのに貯金も保険も1000万円以上できない(限度額を見直して欲しい)。
- 特に簡易郵便局ではかんぽ生命保険の業務を扱っていない局が多い。
- ・ 金融二社の直轄支店と郵便局会社の窓口等でのサービスの範囲がどう異なるのか、一般的に は知られていない。

#### イ サービス利用上の手続に関するもの

- 貯金と保険の手続きが複雑になり、事務処理に時間がかかるようになった。
- ・ 保険金の支払に際して、本人確認処理が複雑化した。

#### ウその他

- 貯金サービスや保険サービスについてもユニバーサルサービスを義務付けるべき。
- ・ 地方の活性化資金として大いに利用されてきた郵便貯金や保険の資金が、国際的な金融不安 のなかで、資金が海外に流出し損失を被ることを危惧する。
- ・ かつて郵貯・簡保は民間銀行・生保の行き過ぎに対する歯止め的な役割を果たしていたが、 庶民の生活のファンダメンタルとしての金融二社の機能をベースに経営形態の見直しを検討 すべき。

# (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して関係業界団体等から ヒアリングを実施したが、かんぽ生命保険に関しては、主に以下のような意見があった。

#### 【社団法人生命保険協会】

- ・ 郵政民営化の目的は、簡保事業を自由で公正な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会を実現し、国民の利益を増大させることであり、そのためには、市場競争を歪めることのないよう「公正な競争条件を確保すること」が前提である。
- ・ 生命保険業の健全な発展のためには「適切な態勢整備」が必要であり、これが行われていな ければ、利用者利便を低下させることとなる。
- ・ 政府が間接的に100%議決権保有を続けている状況の中では、未だ、信用補完(いわゆる「暗 黙の政府保証」)が生じることによって、健全な競争を阻害し、マーケットを歪めるといった 懸念は継続しており、引き続き、かんぽ生命保険及び政府は、「暗黙の政府保証」が残存する というパーセプションの解消に向けた努力を続けるべきである。
- 今後、限度額の引き上げや第三分野商品を開発する場合には、相応の態勢整備が必要である。

#### 【全国共済農業共同組合連合会】

- ・ 「暗黙の政府保証」に係る誤解払拭のため、引き続き、広報活動等の取組を継続し、適宜、 国民の認識を確認することが必要である。
- ・ 現在のところ、民営化の理念に反するような状況は特段把握していないが、上記「暗黙の政 府保証」等の懸念事項は依然として残されている。現時点では、契約実績等のデータも少ない ことから、今後の推移を見守る必要がある。
- ・ 民営化委員会において、引き続き、新規業務の実施等について慎重な審議が行われることを 要望する。

#### 【在日米国商工会議所】

・ 日本政府と日本郵政が、日本郵政の金融事業の民営化をこれまで対等な競争条件に沿って進

めるべく努力してきたことを歓迎する。

- ・ 金融庁が、金融二社に対し他の民間金融機関と同様の監督を行うという金融庁長官の発言を 含め、主要な政府関係者の力強い発言を歓迎している。また、スタッフの増強や新しい部門の 創設等、世界最大の銀行、保険会社を監督、規制する機能の強化に向けた金融庁の取組を支持 する。
- ・ 日本政府は、金融二社が他の市場参加者との競争を拡大することが許可される前に、同等の 競争条件だけではなく、公正性、透明性を確保するために引き続き慎重に取り組まなければな らない。
- ・ 金融サービスの利便性を考える際に重要な点は健全性であり、その観点から、郵政関連金融 機関がその事業分野を拡大するに当たって、金融庁が民間に求めると同様の高い水準での一連 の態勢(コンプライアンス、リスク管理、IT、財務関連等の態勢)を整えることが必要であ る。

#### 【欧州ビジネス協会】

- ・ 日本郵政が取り組んでいる「暗黙の政府保証」に対する消費者の誤解の解消を目指した一連 の施策を歓迎するとともに、その結果を高く評価しており、今後もその施策はさらに推進され るべきであり、モニターされなければならない。
- ・ かんぽ生命保険においては、コンプライアンス態勢及びリスク管理態勢を構築し、経営の改善を目指す一連の取組を歓迎するが、民間保険会社と同じ水準の経営の健全性を確保することが必要である。
- ・ 新規業務については、民間の競合他社に与える甚大な影響を慎重に分析した後についてのみ、 認可されるべきであり、かんぽ生命保険からの新規業務の要請に対応する場合には、民間の保 険会社との公正な競争条件の確保をガイダンスとするべきである。
- ・ かんぽ生命保険と日本生命の業務提携については、既存または新規の他の保険会社との販売 提携の領域に影響を与えるものであってはならない。

#### 【市場関係者】

・ かんぽ生命保険の上場にあたっては、成長戦略が一番のポイントとなる。特に、最大の販売 チャネルである郵便局の販売方針、販売体制をかんぽ生命保険がどのようにコントロールでき るのか、郵便局と一体でどのように効率化を図るのかを示すことが必要である。

また、新商品については、上場の前に一定程度の導入を行って、販売実績をつくっていく必要がある。例えば単品の医療販売を実現するまでのプロセスが長く、まだ進出していないのは今後の課題である。

・ 資金運用について、かんぽ生命保険の資産配分からしてもっとリスクをとれるのではないか との意見があるが、金銭の信託で株を保有しているところの時価が大きく値下がりした時の純 資産へのインパクトが純資産規模からすると大きいのではないか。

また、逆ざやに対応する追加責任準備金は積んであるが、死亡保障よりも養老タイプが多いので、フローの利益に対して資産が非常に大きいという構造であるので、運用リスクをとるには慎重な検討が必要。将来、追加責任準備金に対する余裕が出てきた時にはもう少しリスクをとって、超過収益を上げていくということが望まれてくるのではないかと考えている。

# 5 成果に対する評価

# (1) 主な指標の状況

# <拠点数、保険募集人の数>

		民営化直後 (H19年10月)	H20 年 9 月末時点	(参考)
垂	(郵便局会社)			
	局数	20,204 局	20,204 局	
	保険募集人の数	106,354 人	108,573 人	主として住域・個人マーケット
簡	易郵便局			主として住場・個人マーケット
	局数	2,715 局	2,684 局	
	保険募集人の数	1,443 人	1,146 人	
直	[営店			
	支店数	81 支店	80 支店	主として法人・職域マーケット
	保険募集人の数	2,491 人	4,734 人	

<sup>(</sup>注)郵便局及び簡易郵便局については、営業中で生命保険維持管理業務を行っている局数(生命保険募集業務を行っているものを含む)である。

(注)郵便局及び簡易郵便局の保険募集人の数には、法人として登録している郵便局会社及び簡易郵便局は含まない。

(出典) かんぽ生命保険提出資料等より作成

# <新契約・保有契約>

(単位:件、百万円)

		H19年10月	H19年12月	H20年3月	H20年6月	H20年9月
固人保険						
新規契約	件数	44,710	96,851	124,840	147,534	168,335
利风矢利	金額	126,342	272,475	339,780	410,806	480,305
/u += +n 4/-	件数	44,710	229,519	588,970	1,001,862	1,471,456
保有契約	金額	126,342	641,546	1,626,980	2,777,552	4,093,552
固人年金保険						
⊅r +H ±π √4	件数	6,057	10,237	11,973	18,302	15,901
新規契約	金額	21,331	36,407	41,655	61,332	52,888
四七和幼	件数	6,057	25,569	61,985	115,940	160,588
保有契約	金額	21,334	90,687	216,033	401,080	548,648

(注)新規契約は単月の数値。

(出典) かんぽ生命保険発表資料より作成

# <契約別の新契約の保険金額の推移>

(単位:億円、%)

		1110 左座	1117年南	1110 左帝	H19 年度	H19年度	H20 年度
		H16 年度	H17 年度	H18 年度	上期(公社)	(かんぽ生命保険)	上期
個	1人保険	99,146	84,697	69,041	35,518	16,350	25,212
	終身	15,877	15,457	16,138	9,250	3,033	5,444
	於分	(16.0)	(18.2)	(23.4)	(26.0)	(18.6)	(21.6)
	定期	79	56	44	18	7	11
	<b>足</b> 朔	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
	養老	82,128	68,367	52,183	25,929	13,303	19,749
	後七	(82.8)	(80.7)	(75.6)	(73.0)	(81.4)	(78.3)
	上記以外	1,064	817	674	321	7	8
	上山火グト	(1.1)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.0)	(0.0)
個	1人年金保険	1,548	1,309	1,015	536	2,173	3,396

<sup>(</sup>注)下段は個人保険の構成割合を示している。

(出典) かんぽ生命保険決算資料及び日本郵政公社事業報告書より作成

# <新規業務>

業務	実績
業務 法人向け商品の受託販売	<ul> <li>・ 平成20年6月1日受託販売開始</li> <li>・ 全国のかんぽ生命保険直営店(80支店)に配置する営業社員が販売</li> <li>・ 商品を供給する生命保険会社</li> <li>アイエヌジー生命保険株式会社、アクサ生命保険株式会社、アメリカン・ライフ・</li> </ul>
	インシュアランス・カンパニー、住友生命保険相互会社、東京海上日動あんしん 生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、三井住友海上きらめき生命保険株式 会社、明治安田生命保険相互会社 ・ 販売実績:新規契約件数:398件(平成20年6月~9月)
入院特約の見直し	<ul> <li>平成20年7月2日販売開始</li> <li>全国のかんぽ生命保険の直営店(80支店)及び郵便局(約20,000局)で販売</li> <li>販売実績:新規契約:37.6万件(平成20年7月~9月)</li> </ul>
運用対象の自由化	<ul> <li>信託受益権の取得:平成20年7月9日開始</li> <li>シンジケートローン(参加型):平成20年8月6日開始</li> <li>金利スワップ取引:平成20年12月22日開始</li> </ul>

(出典) かんぽ生命保険提出資料等より作成

<sup>(</sup>注)保険金額の計算方法は民営化前後において一部異なる。

### <運用対象の自由化>

	民営化直後	H20年9月末
	(H19年10月)	時点
国債	0	0
政府保証債	0	0
地方債	0	0
特殊法人債	0	0
社債	0	0
金融債	0	0
特定社債	0	0
貸付信託の受益証券	0	0
コマーシャルペーパー	0	0
株式	×	0
投資信託の受益証券	×	0
投資証券·投資法人債券	×	0
外国債	△(注 1)	0
ABS	×(注 2)	0

民営化直後	H20年9月末
(H19年10月)	時点
0	0
V	)
*	
△(注 3)	0
× (注 4)	C
人(在 4)	
×	0
×	0
×(注 5)	0
△(注 6)	△(注 6)
△(注 7)	0
0	0
0	0
×(注 8)	△(注8´)
	(H19年10月)  (H19年10月)  (X  (注3)  ×(注4)  ×  ×(注5)  △(注6)  △(注7)  ()

- ※ 認可を受けて運用対象が拡大したもののうち網掛け部分については、未実行または一部実行のものである。
- 注1:外国社債については、株式又は債券を上場していない法人のものは不可
  - 2:海外 SPC への投資は不可
  - 3:外国で行われるものは不可
  - 4:通貨先物・通貨オプションは、取引所取引として行うものは不可。通貨スワップは不可
  - 5:譲渡性預金、CP(外国含む)については可
  - 6:特定信託については自己運用が可能な資産の運用を指図する場合、又は投資一任勘定契約を締結する場合に限定
  - 7:貸付対象債券及び貸付対象機関に制限有り
  - 8:コール資金の貸付けについては可
  - 8: コール資金の貸付け及びシンジケートローン (参加型) については可
  - ※ 運用対象の分類及び可否については、資金運用上の制約の観点から出典元にて記載。なお、注記については制限等の概要 を記載したものであり、必ずしも網羅しているものではない。

(出典) 日本郵政及びかんぽ生命保険発表資料等より作成

### <運用資産、資産構成の推移(下段は構成割合)>

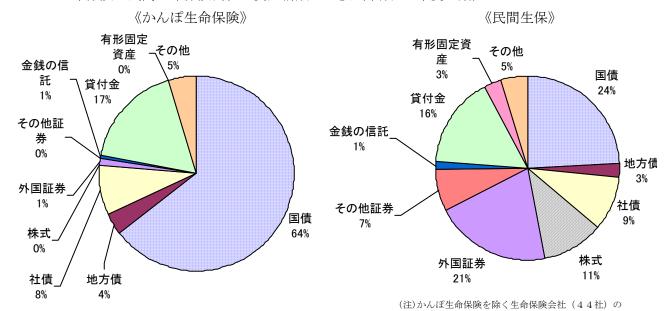
(単位:億円)

						(十一下・1/2/17)
	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H19 年度	H20 年度
	1110 +/2	1111 +/X	1110 +/2	上期(公社)	(かんぽ生命保険)	上期
有価証券	847,312	848,505	842,176	842,898	855,688	854,624
有''''	(70.7%)	(71.4%)	(73.1%)	(74.4%)	(76.6%)	(78.0%)
	575,292	616,911	654,373	672,193	689,599	710,652
11月	(48.0%)	(51.9%)	(56.8%)	(59.3%)	(61.7%)	(64.8%)
地方債	65,220	49,807	38,597	36,282	37,115	40,721
地刀頂	(5.4%)	(4.2%)	(3.3%)	(3.2%)	(3.3%)	(3.7%)
社債等	191,194	163,235	129,180	120,480	103,874	92,146
11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	(15.9%)	(13.7%)	(11.2%)	(10.6%)	(9.3%)	(8.4%)
力団体	15,605	18,550	20,025	13,941	25,098	11,103
外国債	(1.3%)	(1.6%)	(1.7%)	(1.2%)	(2.2%)	(1.0%)
金銭の信託	89,300	91,517	75,752	58,994	18,615	5,732
並跋り信託	(7.4%)	(7.7%)	(6.6%)	(5.2%)	(1.7%)	(0.5%)
貸付金	238,985	227,571	222,031	215,335	199,212	190,223
貝门並	(19.9%)	(19.1%)	(19.3%)	(19.0%)	(17.8%)	(17.4%)
その他(現預金等)	23,551	21,173	12,610	16,453	43,836	45,465
その他(現預金等)	(2.0%)	(1.8%)	(1.1%)	(1.5%)	(3.9%)	(4.1%)
△⇒	1,199,150	1,188,767	1,152,570	1,133,681	1,117,353	1,096,045
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
総資産	1,212,688	1,199,623	1,166,113	1,149,253	1,125,246	1,103,533
(承継計画)	1,212,000	1,100,020	1,100,110	1,110,200	(110.5 兆円)	1,100,000
(承継計画)					(110.5 兆円)	

<sup>(</sup>注)平成19年度の総資産の下段の括弧内は、承継計画の数値。

(出典) かんぽ生命保険及び日本郵政公社ディスクロージャー誌等より作成

### <かんぽ生命保険と民間生命保険会社の資産構成の比較(平成20年度上期)>



(出典) かんぽ生命保険決算資料及び生命保険協会資料より作成

資産の合計の構成割合を示している。

(単位:億円)

		山16 年度	H16 年度 H17 年度	H18 年度	H19 年度	H19 年度	H20 年度
		月10 平及	日17 牛皮	110 平度	上期 (公社)	(かんぽ生命保険)	上期
	危険差益	7,800	7,800	7,200	3,600	1,700	1,900
	費差益	7,300	7,300	7,100	3,200	2,900	2,400
	利差益	△17,400	△15,800	△13,100	$\triangle 5{,}600$	$\triangle 2,000$	$\triangle 2,000$
£	計 (三利源)	$\triangle 2,239$	$\triangle 697$	1,176	1,173	_	_
	追加責任準備金 )戻入額	4,302	4,239	4,012	1,911	_	_
É	計(基礎利益)	2,062	3,541	5,188	3,085	2,672	2,298

- (注)内訳は百億円単位で未満を四捨五入しているため、合計と一致しない。
- (注)民営化前後で三利源の算出方法が異なるため、民営化前においては、三利源の合計に追加責任準備金の戻入額 を加算して基礎利益を算出している。

(出典) かんぽ生命保険及び日本郵政公社ディスクロージャー誌より作成

# <業務利益の推移>

(単位:億円)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H19 年度	H20 年度
	月10 平度	日17年度	日10 平度	上期 (公社)	(かんぽ生命保険)	上期
経常収益	146,650	166,721	147,261	73,362	76,868	73,151
(承継計画)					(75,210)	
経常費用	140,317	163,521	144,319	68,957	76,748	72,087
(承継計画)					(73,180)	
経常利益	6,333	3,200	2,941	4,404	119	1,063
(承継計画)					(2,030)	
当期純利益	-	_	-	_	76	247
(承継計画)					(80)	

(注)平成19年度の下段の括弧内は、承継計画の数値。

(出典) かんぽ生命保険決算資料及び日本郵政公社事業報告書等より作成

#### <内部留保、追加責任準備金、ソルベンシー・マージン比率>

(単位:億円)

	事業開始時 (H19年10月1日)	H19 年度末	H21年3月期 中間期末
内部留保合計	39,887	36,352	35,596
危険準備金	33,162	30,762	30,869
(充足率)	(94%)	(86%)	(89%)
価格変動準備金	6,725	5,590	4,726
(充足率)	(101%)	(100%)	(100%)
追加責任準備金	73,779	71,925	70,181
ソルベンシー・マージン比率	1,117.9%	1,116.3%	1,357.2%

(出典) かんぽ生命保険決算資料より作成

### <事業費(率)の推移>

(単位:億円)

	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H19 年度	H20 年度
	1110 平反	1111 千皮	1110 千皮	上期(公社)	(かんぽ生命保険)	上期
事業費	5,595	5,461	5,636	2,563	2,665	2,678
事業費率	4.000/	4.000/	0.100/	F 010/	0.000/	C 790/
(対収入保険料)	4.80%	4.86%	6.10%	5.61%	6.86%	6.73%

(注)事業費率については、新規・保有契約の減少に伴い保険料収入が大幅に減少していること、事業費の大部分 が郵便局会社への委託手数料として計上されるものであること等から民営化前後の単純な比較は困難である。

(出典) かんぽ生命保険決算資料及び日本郵政公社事業報告書等より作成

# <生命保険業界全体の新規契約数(個人保険)の推移、かんぽ生命保険のシェアの推移>

(単位:千件、億円、%)

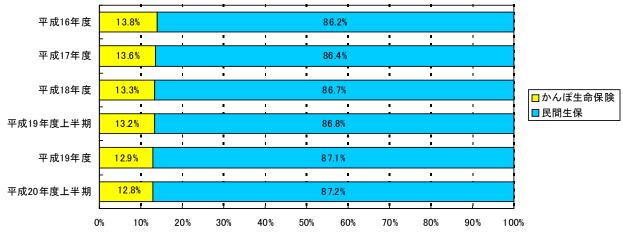
		1110 左座 1115 左座		III0 左座	H19 年度	H19 年度	H20 年度
		H16 年度	H17 年度	H18 年度	上期	下期	上期
生	命保険業界全体						
	件数	13,533	12,898	11,104	5,291	3,595	5,254
	金額	940,909	851,142	739,499	329,852	286,789	311,156

		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H19 年度	H20 年度
		П10 平皮	П11 牛皮	上期(公社)		(かんぽ生命保険)	上期
カ	いんぽ生命保険						
	件数	3,500	2,997	2,381	1,198	592	900
	(シェア)	(25.9)	(23.2)	(21.4)	(22.6)	(16.5)	(17.1)
	金額	99,146	84,697	69,041	35,518	16,350	25,212
	(シェア)	(10.5)	(10.0)	(9.3)	(10.8)	(5.7)	(8.1)

(注)平成19年上期以前の業界全体の数値は、民間生命保険契約の数値に簡易生命保険契約の数値を合計したものである。

(出典) 生命保険協会発表資料、かんぽ生命保険決算資料及び日本郵政公社事業報告書より作成

<かんぽ生命保険と民間生命保険会社の保険金額(個人保険)のシェアの推移>

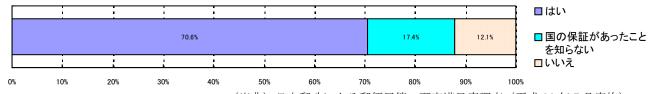


- (注) 平成19年度上期以前のかんぼ生命保険は簡易生命保険の保険金額
- (注) 平成 19 年度以降のかんぽ生命保険には簡易生命保険の保険金額を含み、民間生保にはかんぽ生命保険(簡易生命保険を含む)の保険金額は含まない。

(出典) 生命保険協会資料及びかんぽ生命保険決算資料等より作成

#### <政府保証に関する調査>

「Q 民営化後に受け入れられたゆうちょ銀行・かんぽ生命の預金・保険について、国の保証が廃止された (=他の銀行・生保と同様の保証水準になった)ことをご存知ですか。」の回答状況



(出典) 日本郵政による郵便局等の顧客満足度調査(平成20年5月実施)

- I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組
  - 〇 郵便局ネットワーク
  - I-6 郵便局ネットワークの水準の維持

### 1 関係法令

郵便局株式会社法(平成十七年法律第百号)

(郵便局の設置)

第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

(事業計画)

- 第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 郵便局株式会社法施行規則(平成十九年総務省令第三十七号)

(郵便局の設置基準)

- 第二条 法第五条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際現に存する 郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。
  - ー 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
  - 二 いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。
  - 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。
  - 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
  - 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
  - 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
  - 四 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和四十四年法律第七十九号) 第二条第一項に規定する小笠原諸島
  - 五 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島
- 3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。 (事業計画の提出)
- 第八条 会社は、法第九条 前段の規定により毎事業年度の事業計画を提出しようとするときは、当該事業計画に資金 計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の事業計画は、次に掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
  - ー 業務運営の基本方針
  - 二 法第四条第一項から第三項までに規定する業務に関する計画
  - 三 郵便局の設置に関する計画
  - 四 その他事業の運営に関する事項
- 3 会社は、法第九条後段の規定により事業計画を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に当該変更後の事業計画を添えて、総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一項の規定により当該事業計画を提出するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。
  - ー 変更しようとする事項

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

### 2 背景·必要性等

### (1) 背景・必要性

全国に張り巡らされた郵便局ネットワークは国民の大切な資産であり、これを活用し維持する必要がある。

### (2) 法令等により予定された事項の概要

郵便局の設置については、郵便局株式会社法第5条及び郵便局株式会社法施行規則第2条の規定により、

- ① 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- ② いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること。
- ③ 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されて いること。

との基準によるものとされており、特に過疎地については、民営化時点の「郵便局ネットワークの 水準を維持することを旨」とすることとされている。

郵便局の設置計画については、毎事業年度、郵便局会社が総務大臣に提出する事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」として明らかにするものとされている。

# (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネット ワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供 されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の 利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え 方の下で万全の対応をすること。

- 四、民営化委員会が行う三年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険 サービスの提供状況を含めること。(以下略)
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークの重要性にかんがみ、郵便局の現行の設置水準を維持すること。また、簡易郵便局の一時閉鎖、集配局の再編等により、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すこと。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネ

ットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、 貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行 水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすること のないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに 対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の 急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワー クの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。

### 3 進捗状況

# (1) 民営化までの経緯

総務省は、平成 18 年 5 月及び 7 月の民営化委員会の審議を経て、郵便局の設置基準(郵便局株式会社法施行規則第 2 条)を定めた。

民営化委員会は、郵便局ネットワークの水準の維持への配慮等を指摘した「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」を平成18年8月31日に取りまとめるとともに、郵便局ネットワークの水準の維持に言及した「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見」を平成19年6月8日に取りまとめた。

内閣総理大臣及び総務大臣は、民営化委員会の意見等を踏まえ、日本郵政の提出した実施計画を 平成19年9月10日に認可した。

### (2) 民営化後の状況

平成 19 年 10 月 1 日の民営化において、郵便局会社は、同社の営業所として 24,540 局の郵便局を公社から承継した。

平成19事業年度事業計画において、郵便局会社は、「過疎地については、郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として郵便局を設置」するとともに「一市町村に一以上の営業中の郵便局は確保」し「郵便局の設置や廃止(利用者が全く異なるような長距離の移転を含む)は予定しておりません」等とする「郵便局の設置に関する計画」を定め、総務大臣に提出した。

しかしながら、郵便局会社が個人や農協等へ運営を委託する簡易郵便局において、廃止はされて いないものの実際は窓口サービスを提供していない一時閉鎖局(5日以上閉鎖している郵便局)が 増加した。

簡易郵便局の一時閉鎖の問題に対応するため、日本郵政は、平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月 にかけて「簡易局チャネルの強化のための検討会」を開催し、対策を打ち出した。

その内容は、当面の間の緊急対策として、

- ① 渉外社員出張サービス (直営郵便局の渉外社員を派遣)
- ② 移動郵便局 (郵便局機能を持つ自動車を運行)
- ③ 暫定分室の開設(暫定的に直営郵便局の分室を開設)

を実施するとともに、中長期的な抜本対策として、

- ① 取扱手数料の見直し(手数料体系見直し・手数料引上げ。平成20年8月から実施。)
- ② 施設転貸制度の創設 (会社が施設等を借り入れ、受託者に有償で転貸)
- ③ サポート体制の改善(訓練・研修の充実、補助者登録システムの導入等)
- ④ 業務・システムの改善 (業務フローの改善、新システムの導入等)

を行っていくというものである。

郵便局会社は、平成20事業年度事業計画の中で、一時閉鎖となっている簡易郵便局について、

- ① 地方公共団体等へ協力を依頼しながら受託者の公募を行い早期再開に向け取り組む
- ② 手数料の見直し、簡易郵便局のサポート体制の改善等の対策を通じ、簡易郵便局を受託しやすい環境の整備に取り組む
- ③ 移動郵便局や出張サービス、郵便局の分室の暫定的開設といった取組を実施する旨を「郵便局の設置に関する計画」に記載し、総務大臣に提出した。

総務省は、簡易郵便局の一時閉鎖について必要に応じ郵便局会社から報告を受け状況を把握する とともに、この問題について、総務大臣が西川日本郵政社長へ直接その対策を指示した(平成 20 年3月19日参議院・予算委員会における増田総務大臣答弁)。

### 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、郵便局ネットワークの水準の維持に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 民営化して目に見えて良くなったものはないように思われる。郵便局が四分割され、各会社間 の連携が取れていないのではないかとの利用者の不満もある。また、公社時代のサービスが廃止 されたり、簡易郵便局の一時閉鎖局が増えたり、逆に、利便性が低下しているのではないか。
- ・ 我が県の3分の2の旧町村では、郵便局以外に金融機関はない。コミュニティの最低限のインフラとして、郵便局は存続して欲しい。
- ・ これまでに郵便局が地域に果たした役割は大きい。農協なども閉鎖されているが、特に中山間 地の局は合併前の市町村単位で存続してほしい。また、高齢化が進行している山間地に、お年寄 りが郵便を出しやすいようポスト(昔懐かしい赤いポスト等)を多数設置して欲しい。

#### (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、郵便局ネットワークの水準の維持に関しては、主に以下のような意見があった。

・ 全国で簡易郵便局が 400 局余り一時閉鎖状態となっており、郵便局ネットワークが維持されて おらず、利用者の利便が確保されていない。

### (3) 関係業界の意見等

なし。

### 5 成果に対する評価

- (1) 主な指標の状況
  - ① 指標

<全国の郵便局数>

(局数)

	H16年度末	H17年度末	H18年度末	民営化時 (H19.10.1	H19年度末	H20年9月 末	H20年11月 末
直営郵便局	20, 231	20, 221	20, 218	20, 241	20, 243	20, 246	20, 246
簡易郵便局	4, 447	4, 410	4, 356	4, 299	4, 297	4, 295	4, 293
うち 一時閉鎖	162	222	307	417	438	417	404(💥)
合 計	24,678	24, 631	24, 574	24, 540	24, 540	24, 541	24, 539

(出典) 日本郵政公社ディスクロージャー誌、郵便局会社資料

- ※ 緊急対策として、渉外社員出張サービス (138 箇所)、移動郵便局の巡回 (2 箇所) を実施。
- (注1)「直営郵便局」とは、郵便局会社(民営化前は公社)が自ら運営する郵便局をいう。
- (注2)「簡易郵便局」とは、郵便局会社(民営化前は公社)からの委託を受け、個人等が運営する郵便局をいう。
- (注3)「一時閉鎖」とは、受託者の都合等により、5日以上閉鎖している状態をいう。

#### <民営化後の過疎地の郵便局数>

(局数)

	民営化時	H19年度末	H20年9月末
	(H19. 10. 1)		
直営郵便局	5, 460	5, 461	5, 460
簡易郵便局	2, 046	2, 045	2,046
うち 一時閉鎖	151	160	151
うち 営業中	1, 895	1,885	1,895
うち 郵便窓口業務	1, 895	1,885	1,895
うち 銀行代理業務	1,886	1,875	1,870
うち 保険管理業務	1, 256	1, 252	1, 245
合計	7, 506	7, 506	7, 506

(出典) 郵便局会社資料

(注)「過疎地」とは、郵便局株式会社法施行規則第2条に規定する過疎地をいう。

<民営化後廃止した郵便局(平成20年11月18日現在)>

山古志簡易郵便局 (新潟県長岡市)

西友荻窪簡易郵便局 (東京都杉並区)

丸栄スカイル簡易郵便局(愛知県名古屋市)

広島段原山崎郵便局 (広島県広島市)

横浜松坂屋簡易郵便局 (神奈川県横浜市)

(注)いずれも過疎地以外の地域の郵便局

(出典) 郵便局会社資料

### ② 参考となる指標

<簡易郵便局の受託者の属性(平成20年9月末現在)>

① 個人 86 %

② 農協·漁協 9 %

(出典) 郵便局会社資料

<簡易郵便局の一時閉鎖の主な理由(平成 20 年 9 月末現在)>

- ① 個人受託者の病気・高齢等 44 %
- ② 農協・漁協の統廃合・人員削減等 46 %

(出典) 郵便局会社資料

### I 国民の利便向上及び経済の活性化に向けた取組

### I-7 郵便局における一元的対応

### 1 関係法律

〇 郵便局株式会社法 (平成十七年法律第百号)

(会社の目的)

第一条 郵便局株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進 に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- ー 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項 に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
  - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の 増進に資する業務
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業 務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

#### 2 背景・必要性等

#### (1) 背景・必要性等

民営化により郵政事業は四分社化されたが、郵政事業がこれまで永年にわたり三事業一体で行われてきた経緯を踏まえれば、民営化後も郵便局ネットワークを活用して、郵便、銀行、保険の事業が一体感をもって運営されることは経営上の要請もあると考えられ、また利用者の利便にも資するものと考えられる。そのため、郵便局会社は、郵便、銀行、保険の3つのサービスを郵便局において提供し、利用者に対し一元的に対応することが求められる。

#### (2) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネット ワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供 されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の 利便に支障が生じないよう、万全を期すること。(以下略)
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋

二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、 貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行 水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすること のないよう、万全を期すこと。(以下略)

# 3 進捗状況

### (1) 民営化までの経緯

民営化委員会は、「郵便局が長年提供してきたサービスが引き続き提供されるよう配慮すること」とした「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」を平成18年8月31日に取りまとめた。この所見等を踏まえ、日本郵政は実施計画を提出し、内閣総理大臣及び総務大臣は、民営化委員会の審議を経た後、平成19年9月10日、これを認可した。

## (2) 民営化後の各社のサービスの概要

上のとおり認可された承継計画に従い、平成19年10月1日の民営化において、公社の有する郵便、窓口サービス、郵便貯金、簡易保険の各機能は、それぞれ郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険に承継され、民営化後、郵便局会社は、他の3社からの委託を受けて、郵便、銀行、保険の窓口サービスを提供することとなった。

郵便局会社は、「郵便局」を同社の営業所として設置する一方、委託元各社は、自ら運営する「支店」又は「直営店」と呼ばれる営業所を設置している。これらの支店や直営店は、そのほとんどが都市部の比較的大規模な郵便局に併設されている。

また、窓口サービス以外の業務は委託元会社が実施することとなり、例えば、郵便物等の集配は、原則として、郵便事業会社が行っている。

<各社の営業所について>

	名称	拠点数 <sup>(注1)</sup>	提供する窓口サービスの概要
郵便局会社	郵便局	24, 541 <sup>(注2)</sup>	郵便、銀行、保険の窓口サービス
			(ただし、ゆうちょ銀行の直営店が併設されてい
			る場合、銀行の窓口サービスは提供しない。)
郵便事業会社	支店	1,091 <sup>(注3)</sup>	いわゆる「ゆうゆう窓口」における
			昼間:不在持戻り郵便物等の交付や各種申請・
			届出の受付に限定した窓口サービス
			夜間:郵便の窓口サービス
ゆうちょ銀行	直営店	234	銀行の窓口サービス
かんぽ生命保険	直営店	80	_
			(法人営業の拠点であり、個人向けの窓口サー
			ビスは提供しない。)

- (注1)平成20年9月30日現在の拠点数。
- (注2)簡易郵便局を含む。一時閉鎖局を含む。
- (注3)集配センターを含まない。

### (3) サービス水準の維持に関する問題点

民営化後、郵便事業会社、郵便局会社、金融二社は、独立した会社として業務を行っており、サービス水準の維持に関して、分社化の影響による問題点として以下が指摘された。

- ① 公社時代までは、一人の郵便局員が郵便・貯金・保険の三事業全てを行ういわゆる「総合担務」が可能であり、一部の地域において、郵便局員が郵便物の配達する途中で貯金の払戻金の交付や簡易保険の保険料の集金等を行っていた。民営化後、郵便物等の配達は郵便事業会社の業務となり、同社は銀行や保険の業務を行わないため、前述のようなサービスの提供が困難となった。
- ② 公社時代までは、顧客の希望に応じ郵便局の職員が柔軟に郵便物の取集を行っていた。民営化後、荷物の集荷は原則として郵便事業会社の業務となり、郵便局会社の職員が顧客からの依頼を受けて柔軟に集荷を行うことが困難となった。
- ③ 公社時代までは、同一の事業体が年賀葉書等の販売を行っていたが、民営化後、郵便事業会社 と郵便局会社が販売面で競合し、非効率な営業活動が行われている。
- ④ 公社時代までは、郵便局は同一の事業体の営業所であったが、民営化後、一部の郵便局舎内に おいて、郵便局会社の郵便窓口と郵便事業会社の「ゆうゆう窓口」が併存し、どちらを利用すれ ばよいか分かり難くなった。
- ⑤ 公社時代まで、苦情等は、基本的に郵便局が対応していたが、民営化後は、例えば、郵便の集 配関係は郵便事業会社が対応するなど、案件によっては別会社が対応することとなり、利用者か ら見て分かりづらくなっている。更に、郵便局で対応しているものでも、内容によっては委託元 会社への引継ぎ等が必要であるため、対応に時間がかかることがある。

### (4) 各社の対応

上述の指摘事項に関して、郵政グループ各社は、以下のとおり対応している。

① 公社時代に総合担務を実施していた地域において、郵便事業会社の集配担当者が金融サービスの依頼を受けた場合、郵便事業会社が郵便局会社へ連絡し、郵便局の職員が依頼者を訪問することとしている。このため、郵便局会社は、約2,600の郵便局(※)に対し指示文書を発出し、本施策の実施の徹底を図っている。

また、旧総合担務実施地域において、郵便局の地区グループに担当職員を配置する等、訪問の要請に対応できる体制を構築している。

- ※ 郵便事業会社の支店又は集配センターが併設された約 3,600 局のうち、公社時代に総合担務を実施していた地域を一部でも営業エリアに含む郵便局。
- ② 民営化以降も一部の郵便局において台車等で集荷を実施している。また、地域特産品等の集荷について、郵便局の職員が柔軟に対応できるよう、約20の地域において、郵便局会社による軽四輪車を用いた集荷を試行することを検討している(平成20年12月1日現在)。
- ③ 郵便事業会社と郵便局会社の現場レベルで開催している「フロントライン協議会」において年 賀葉書等の営業について両社間で調整を行う等の取組を実施している。
- ④ 郵便局の郵便窓口と「ゆうゆう窓口」のサービス内容を案内する看板等を必要に応じ設置する とともに、一部の郵便局・郵便事業会社支店において、郵便局の郵便窓口で不在保管郵便物等の 交付事務の取次ぎを試行している。
- ⑤ 郵便局に寄せられた利用者からの苦情等については、当該苦情を受け付けた郵便局が対応することを原則とし、郵便局レベルで対応できないものについては、郵便局会社の支社や委託元会社に引き継ぐこととしている。これを徹底するため、「お客さまの声対応マニュアル」を営業中の全郵便局に配布するとともに、苦情等の内容の迅速な把握・収集のための「お客さまの声報告システム」を営業中のほぼ全ての郵便局に導入している。

### 4 関係する意見

# (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、郵便局における一元的対応に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 民営化して目に見えて良くなったものはないように思われる。郵便局が四分割され、各会社間 の連携が取れていないのではないかとの利用者の不満もある。また、公社時代のサービスが廃止 されたり、簡易郵便局の一時閉鎖局が増えたり、逆に、利便性が低下しているのではないか。
- ・ 郵便配達職員に預金通帳を預けられなくなったのは利用者にとって非効率である。民間会社と して会社間の受委託の関係により従来どおりの取扱いが可能となる部分があるのではないか。特 に地方の過疎地で行われていたのであろうから、地域のためにも検討すべきではないか。
- ・ 多量の郵便物を差し出そうとする際、これまでは近くの特定局が車で集荷に来てくれたが、分 社化で来れなくなった。実際には集荷に来てくれる民間宅配に頼むことも増え、サービスダウン であるだけでなく顧客を失っている面もあると思われる。
- ・ 集配が再編された地域では、郵便の配達時間が遅れているという話は聞いていないが、休日の 郵便引き取りがなくなったり、ポストからの収集の回数が減ったりして、少しサービスが低下し たと感じる。
- ・ 世の中変わっていかないといけないので、元に戻すというのは無理だが、四会社は利潤を追求 するだけではなく、もっと密なる連携ができるようにして欲しい。たらい回しではなく、どこの 部署の誰でも同じように相談できて、客のニーズに合わせた対応ができるようにシステム化して 欲しい。

### (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、郵便局における一元的対応に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 郵便配達員に貯金や保険の業務の依頼があった場合、民営化後は取扱業務外であるため対応することができず、特に地方の高齢者等に対するサービスが低下している。
- ・ 郵便局会社はゆうパックの集荷ができないため、地域特産品等の生産者から集荷の依頼を受けても郵便局では対応できず、顧客離れが生じている。
- ・ 郵便局会社と郵便事業会社に分かれたことにより、非効率な営業活動が生じている。特に年賀 葉書に関して、両社が同一地区で同一商品を販売することもあり、職員のみならず地域の人達に も悪い印象を与えている。
- ・ 民営化は知っていても分社化したことを知らない利用者もおり、郵便局会社の窓口と郵便事業会社の「ゆうゆう窓口」の区別は分かり難い。また、窓口が会社別に仕切られており、息苦しさを感じる。
- ・ 利用者からの苦情や意見に対し、郵便局では責任をもった回答が困難である。郵便の誤配等は 郵便事業会社の支店から回答が行われ、貯金や保険も同様。利用からみれば「たらい回し」であ る。
- ・ 分社化により、郵便・貯金・保険の三事業の連携が失われ、サービス低下を招いている。三事

業の一体的な運営が必要であり、特に郵便事業会社と郵便局会社の統合が必要である。

# (3) 関係業界の意見等

なし。

# 5 成果に対する評価

(1) 主な指標の状況

なし。

#### Ⅱ その他

### Ⅱ-1 職員が安心して働ける環境づくり

#### 1 関係法律

〇 郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号)

(国等の青務)

第三条 (略)

2 公社及び公社を承継する組織は、前条の基本理念にのっとり、郵政民営化に関する施策が確実かつ円滑に実施されるよう必要な取組を行う責務を有する。

(公社の業務等の承継等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 公社の職員の雇用は、承継会社において確保するものとする。

(職員の引継ぎ)

第百六十七条 公社の解散の際現に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の時において、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいずれかの職員となるものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例等)

- 第百六十九条 第百六十七条の規定により承継会社の職員となる者(以下「承継職員」という。)に対しては、国家 公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。
- 2 承継会社は、前項の規定の適用を受けた承継会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。) としての引き続いた在職期間を承継会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 (略)

(承継労働協約)

- 第百七十一条 公社の職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「公社職員労働組合」という。)と日本郵政株式会 社は、承継職員の労働条件その他に関する労働協約(以下「承継労働協約」という。)を締結するための交渉をし、 及び承継労働協約を締結することができる。
- 2 承継労働協約は、この法律の施行の時において、承継会社の職員が結成し、又は加入する労働組合と承継会社と の間において締結された労働協約とみなす。

(日本郵政株式会社の配慮)

- 第百七十三条 日本郵政株式会社は、第百七十一条第一項の規定による交渉をし、及び承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮するものとする。
- 〇 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第六十六条 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) の一部を次のように改正する。(略) 附則第二十条の三を次のように改める。

(郵政会社等の役職員の取扱い)

- 第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「郵政会社等役職員」という。)をもつて組織する共済組合を設ける。
- 2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 日本郵政株式会社

- 二 郵便事業株式会社
- 三 郵便局株式会社
- 四 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便 貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務 大臣が定めるもの

イ~ニ (略)

- 五 郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次 に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
- 六 独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構

3・4 (略)

# 2 背景・必要性等

### (1) 背景・必要性

郵政民営化において、公社の機能を円滑に新会社に承継させるためには、雇用関係の安定を図ることが重要であるとともに、職員の待遇について不利益を生じさせない等の観点から必要な措置をとることが求められている。

### (2) 法令等により予定された事項の概要

公社解散の際に同公社に所属する全職員は、別に辞令を発せられない限り、承継計画に従い、承継会社のいずれかの職員となる(民営化法第167条)。

承継会社の職員となる者の労働条件その他に関する労働協約(以下「承継労働協約」という。) を締結するため、公社の職員が結成し、又は加入する労働組合は、あらかじめ日本郵政との間で交 渉し、承継労働協約を締結することができる(同法第171条)。

また、日本郵政は、その交渉をし、及び承継職員の労働条件を定めようとするときは、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮する(同法第173条)。

加えて、承継会社における退職手当の支給に当たり、国家公務員時代の在職期間を通算するとともに(同法第169条)、民営化後も当分の間、国家公務員共済組合制度を適用する(整備法第66条)以上について適切に実施することに加え、郵政民営化を円滑に実施するため、職員の勤労意欲の向上や良好な労使関係の維持等に配慮すること等が求められている。

# (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループ としての一体感の醸成を図り、職員のモラールの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマ ークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引 き続き使用すること。
  - 十一、職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切 に対応すること。
    - 1 現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。
    - 2 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すこと。

- 3 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。
- 4 労使交渉の結果が誠実に実施されること。
- 5 新会社間の人事交流が円滑に行われること。
- 十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した 場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋
  - 五、職員の労働条件及び処遇環境の向上に向け、職員の勤労意欲が低下することなく、良好な労 使関係が維持されるよう、十分配慮すること。また、メルパルクなどの廃止又は譲渡に際して も、雇用に十分配慮すること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 六、職員が安心して働ける環境づくりについて、労使交渉の結果が確実に実施され、労使間の十分な意思疎通を図り、適切に対応すること。

### 3 進捗状況

# (1) 民営化までの経緯

### ① 職員の承継会社への帰属

民営化法第167条の規定に基づく公社職員の承継会社への帰属については、日本郵政が、平成18年7月、原則として、同年9月1日に所属している局所において担当している業務を民営・分社化時に担当するという帰属方針を定めるとともに、同年8月、職員に周知した。

その後、日本郵政は、職員から希望等を聴取し、調整を行った上で、平成19年1月、職員に対して帰属会社の内定通知を行った。

また、内定通知で示された帰属会社に関する苦情については、職員がこれを苦情処理機関に申し立てることができる手続<sup>注</sup>が日本郵政により設けられ、職員からの申立てに対し必要な審査が行われた。その結果については、平成19年4月初めに、申立てを行った職員に対し通知された。

以上のような手続を経た上で、日本郵政は、同年4月27日、承継職員及びその帰属会社を記載 した実施計画について、内閣総理大臣及び総務大臣に対し認可の申請を行い、同年9月10日認可 された。

当該認可を踏まえ、日本郵政は、同年9月10日から17日までの間に、職員に対し、承継会社及び労働条件を通知し、同年10日1日、公社に所属する全職員は、実施計画に定めるところに従い、承継会社のいずれかに帰属された(独立行政法人等の職員となる者に対しては別に辞令が発せられた。)。

(注)日本郵政と関係労働組合との間で処理を行う苦情処理委員会(所属の労働組合員が対象)及 び日本郵政の責任で処理を行う苦情相談制度(全職員が対象)が設けられた。

# ② 承継労働協約の締結等

民営化後の社員の労働条件に関しては、民営化前の平成 18 年 12 月上旬から、日本郵政と各労働組合との間で、断続的に交渉が行われた。

その結果、労使間において、平成 19 年8月下旬から9月にかけて、人事、給与、勤務時間・休暇、労使関係等に関する承継労働協約が締結された。

また、以上の労使交渉を踏まえ、日本郵政においては、公社の職員の勤務条件に配慮し、民営 化後の社員の労働条件を定めた(詳細は「5(1)主な指標の状況 〇 民営・分社化時の労働条 件概要(日本郵政作成)」を参照)。

#### ○ 民営化前の労使交渉の状況

	内容
平成18年12月上旬	日本郵政が人事制度・労働条件等(制度の方向性) を労働組合に提示
平成19年3月下旬	日本郵政が人事制度・労働条件等を労働組合に提示
8月下旬~9月	労使間で承継労働協約締結(交渉結果により、締結日は労働組合ごとに異なる)

※平成18年12月上旬から承継労働協約締結までの間、断続的に交渉を継続 (出典) 日本郵政資料

### (2) 民営化後の状況

### ① 労使関係

日本郵政グループでは、民営化後においても、労使間で、適時適切な意志疎通の実施等、良好な労使関係の維持に努めているところであり、例えば、平成20年春闘も、日本郵政グループ労働組合(以下「JP労組」という。)との間では、平成19年度内の平成20年3月13日に妥結されている。

また、日本郵政グループ各社は、平成19年10月1日、日本郵政公社労働組合及び全日本郵政労働組合(現在は両組合が統合しJP労組)との間で「労使関係の基本に関する協約」を締結し、「事業を支える重要なパートナーとしての労使関係」「グループー体性の確保」「雇用安定努力」について確認した。

#### ② 労働条件

既述のとおり、日本郵政グループ各社の社員の労働条件については、民営化時に公社の職員の 勤務条件に配慮して定められたが、その後も、大きな変更は行われていない。

### ③ 日本郵政グループ会社間の人事交流

日本郵政グループ各社においては、グループとしての一体感の醸成を図る等の観点から、日本 郵政グループ会社間の人事交流が実施できるよう、出向・転籍に関する規程及び各社間協定(日本郵政グループ出向・転籍協定)等が整備され、社員の希望等も考慮しつつ、必要に応じ、各会 社間において社員の出向・転籍が実施された。

# 4 関係する意見

# (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、職員が安心して働ける環境づくりに関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 職員のモチベーションを上げることが必要。
- 郵便局の現場では事務のIT化への対応のため労働条件が厳しくなっている。

# (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、職員が安心して働ける環境づくりに関しては、主に以下のような意見があった。

- 基本給は下げ、歩合給の部分を上げる方が渉外職員の人達もやりがいがあるのではないか。
- ・ 日々の労働過重が社員のモチベーションに影響(決算事務への対応、集配再編対応等)。 等

# (3) 関係業界の意見等

なし。

# 5 成果に対する評価

### (1) 主な指標の状況

# ○ 職員の承継会社への承継実績

	1
承継時の苦情等	件数
民営化に伴う承継者数	240,100 名
苦情件数	5,073 件
うち係争となった数	0 件
(参考)	
退職者数(19年度)	10,367 名
うち定年	2,019 名
うち勧奨	2,380 名
うち自己都合等	5,968 名
(自己都合のうち、民営化前の退職者数)	(3,420 名)

(出典) 日本郵政資料

# ○ 民営・分社化時の労働条件概要(日本郵政作成)

項目	民営・分社化時の概要
身分保障	労働契約法上、解雇理由には合理性などが求められており、実際の運用につ
	いて、大きな差異はない。
給与	民営化法(第 173 条)における公社時代の勤務条件の配慮義務に基づき、基
	本的には公社職員の勤務条件(給与)と同じものになっている。
勤務時間・	民営化法(第 173 条)における公社時代の勤務条件の配慮義務に基づき、基
休暇	本的には公社職員の勤務条件(勤務時間・休暇)と同じものになっている。
定年	正社員の定年は、医師を除いて60歳とした。ただし、定年年齢が早まる社員
	に対しては、急激な変更を避けるため、段階的に実施。
退職手当	民営化法(第 173 条)における公社時代の勤務条件の配慮義務に基づき、公
	社職員の勤務条件(退職手当)と同じものになっている。
社宅	入居や対象者、貸与基準等、公社時と同様。
共済	引き続き国家公務員共済組合法が適用され、公社時と同様。
労働保険	労働者災害補償保険法、雇用保険法に基づき、労災保険、雇用保険が適用。
	雇用保険に関しては、会社と社員がそれぞれ雇用保険料を負担(労働保険料
	は、会社が負担。)。
出向・転籍	グループ会社間で人事交流ができるよう、出向・転籍制度を構築。
社員区分	雇用形態・採用が自由になったことから、常勤職員、非常勤職員という区分
	に代わり、職務の内容及び雇用内容(契約期間、勤務時間)に応じ、正社員、
	期間雇用社員、短時間社員、高齢再雇用社員の区分を設定。
	期間雇用社員から正社員への登用制度等あり。

### (出典) 日本郵政

- 「郵便局活力向上宣言」の4つの柱と主な施策
  - 1. 業務改革とシステムの充実により過剰な業務負担を削減
    - ・正当権利者確認基準の見直し
    - ・ 少額相続手続の簡素化
  - 2. 積極的に営業できる態勢をつくる
    - キャンペーンやフェアの開催
    - ・営業力養成センターの設置
  - 3. 働きがいのある職場をつくる
    - ・契約社員から正社員へ登用
    - ・キャリアアップ、人材育成体系の明示
  - 4. 郵便局の営業基盤を強化
    - ・携帯電話の増備
    - ・地域スタッフの車両増備

(出典) 郵便局会社資料 (平成20年9月25日 民営化委員会提出資料)

# ○ 日本郵政グループ各社間における人事交流の実績

人事交流全体	延べ約 1,740 人
うち 出向	延べ約 1, 100 人
転籍	延べ約 640人

※ 平成19年10月1日から平成20年10月1日の間の実績 (出典)日本郵政資料

#### Ⅱ その他

# Ⅱ-2 国債市場への配慮

#### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(業務の制限)

- 第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣 の認可を受けなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務(次に掲げる業務を除く。)

イ・ロ (略)

- ハ 地方公共団体に対する資金の貸付け
- ニ・ホ (略)
- へ 機構に対する資金の貸付け

三~六 (略)

2~6 (略)

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

- 2 郵便保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとする ときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 地方公共団体に対する資金の貸付け
  - 三・四 (略)
  - 五 機構に対する資金の貸付け

六 (略)

3~5 (略)

第百六十二条 基本計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 2 前項第二号ロの再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 (略
  - 二 この法律の施行の時において、次のイから二までに掲げる契約を機構が当該イから二までに定める者を相手方として締結していることとするものであること。

イ (略)

- ロ 機構法第十六条第一項の再保険の契約 郵便保険会社
- ハ (略)
- 二 機構法第二十八条第一項の規定による郵便貯金資産(機構法第十条に規定する郵便貯金資産をいう。)の運用 のための預金に係る契約 郵便貯金銀行
- 三 郵便保険会社が、その資産のうち第百三十八条第二項第二号及び第五号並びに機構法第二十九条第三号から第 十号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立 てる金額を下回らない義務を負うものであること。
- 四 郵便保険会社が、第九章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の 翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

- 五 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
- 3 第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 この法律の施行の時において、機構が公社から承継する整備法附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金の総額 に相当する額について、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。
  - 二 (略)
  - 三 機構が、郵便貯金の預金者からの預入があったときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。
  - 四 郵便貯金銀行が、その資産のうち第百十条第一項第二号ハ及びへ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。
  - 五 郵便貯金銀行が、第八章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の 翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。
  - 六 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
- 公 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)(再保険の契約)
  - 第十六条 機構は、生命保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条 第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方として、旧簡易生命保険契約(旧簡易生命保険 法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。以下同じ。)に基づき機構が負う保険責任について、機構と当該生命 保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
  - 2・3 (略)

(郵便貯金資産の運用)

- 第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。
  - 一 (略)
  - 二 次に掲げる債券 (その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもって行われるものを除く。) の売買
    - イ 国債
    - 口 地方債
    - ハ 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。次条第三号チにおいて同じ。)のうち口に掲げる債券に該当するもの以外のもの
  - 三・四 (略)
- 2 (略)

(簡易生命保険資産の運用)

- 第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。
  - ー・二 (略)
  - 三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買
    - イ 国債(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。リ及び第七号において同じ。)が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)
    - ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する 債券
    - ハ 地方債

- 二 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券
- ホ 金融機関が発行する債券(次条において「金融債」という。)
- へ 社債で政令で定めるもの
- ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。 次条において同じ。)で政令で定めるもの
- チ 政府保証債のうち口からトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの
- リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(ヲ及び次条において「外国政府等」という。)の発行する債券その他外国法人の発行する政令で定める債券(金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。同条 において「外国債」という。)
- ヌ 貸付信託の受益証券
- ル 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの
- ヲ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの
- 四 金融機関への預金
- 五 第三号に掲げる方法により取得した債券であって政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対す る貸付け
- 六 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第三号イ及びリに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であって、政令で定めるものをいう。) の取得又は付与
- 七 先物外国為替(外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は 消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融商品取引所 の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であって、政令で定めるものに該当するものを除 く。)の対象となるものをいう。)の売買
- 八 通貨オプション (当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与
- 九 コール資金の貸付け
- 十 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあっては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
  - イ 第三号から前号までに掲げる方法
  - ロ 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。) との投資一任契約 (同条第八項第十二号ロに規定する契約をいい、同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。) の締結

#### 2 背景・必要性等

#### (1) 背景・必要性

民営化時点で、ゆうちょ銀行は約156兆円、かんぽ生命保険は約67兆円の国債を保有していた。 民営化後、両社は、各々自立した民間企業として資金の運用を行うこととなり、その際、市場規律 の下における自らの経営判断として適正な資産負債総合管理がなされる必要がある。一方、両社は、 その保有する国債の規模の大きさにかんがみ、自らの運用行動が、国債市場に与える影響及び自ら の経営に跳ね返る影響についても考慮する必要がある。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

民営化前に契約された、旧契約の郵便貯金・簡易生命保険に係る資産は、金融二社において、新契約の預金・保険に係る資産と一括して運用することとしていることから、金融二社は、民営化前と同様の資産負債管理手法を用いることとなる。

また、旧契約には政府による支払保証が付されており、これに係る資産については、引き続き、国債等の安全資産で運用することとしている。民営化当初は、旧契約に係る資産が金融二社の運用資産の大部分を占めることから、金融二社の資産構成に極端な変化が生じにくいものとなっている。さらに、移行期間中においては、民営化法第162条に基づき、機構が、金融二社からその運用資産(旧契約分及び新契約分)に占める安全資産の額の見通し及びその根拠について報告を受け、その内容を公表することとしている。これにより、金融二社における国債等への運用動向に関する情報が、市場に対して継続的に提供されることとなる。

## (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それまでの間、 郵政民営化法第百六十二条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう対応 すること。

## 3 進捗状況

- (1) 平成19年4月27日、日本郵政は、機構とゆうちょ銀行との間の特別預金契約及び機構とかんぽ生命保険との間の再保険契約の案が添付された実施計画を金融庁及び総務省に認可申請し、同年9月10日、内閣総理大臣及び総務大臣は、実施計画を認可した。これを受けて機構と両社は、上記の契約を締結した。
- (2) 平成 19 年 10 月 26 日、民営化法第 162 条に基づき、機構は、金融二社の安全資産の保有状況について以下の内容を公表した。
  - ① 平成19事業年度の開始時における安全資産の額の合計額の見通し
  - ② 平成19事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画
  - ③ 平成19事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し
- (3) 平成20年2月18日、日本郵政は民営化各社の平成19年10月1日時点での貸借対照表を公表した。
- (4) 平成 20 年 3 月 31 日、民営化法第 162 条に基づき、機構は、金融二社の安全資産の保有状況について以下の内容を公表した。
  - ① 平成19事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し
  - ② 平成20事業年度における安全資産の運用方針及び運用計画
  - ③ 平成20事業年度の末日における安全資産の額の合計額の見通し
- (5) 平成20年5月30日、日本郵政が平成20年3月期日本郵政グループ決算を公表した。

- (6) 平成20年11月28日、日本郵政が平成21年3月期日本郵政グループ中間決算を公表した。
- (7) 毎月、機構は、ゆうちょ銀行から特別貯金の残高を基準として定められる担保設定基準額及び特別貯金の担保とされている国債、地方債及び政府保証債の額の報告を受けて、また、かんぽ生命保険から運用状況に関する報告を受けて、両社の安全資産保有義務に関する実績を検証している。

## 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、国債市場への配慮に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ まだ国債中心の運用に大きな変化はないようだ。また、急激に変化するのも国債消化の観点からは問題だ。
- ・ 「プールの中の巨鯨」と揶揄されるほど圧倒的な資産規模であり、民間金融機関・金融市場へ の影響を考慮して慎重に進めて頂きたい。
- ・ 運用手段の拡大については非常に適切なスピードで動いている印象を受ける。公社時代から プロのマーケットプレーヤーとして存在しており、この分野では長けている。

## (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成20年11月10日から同年12月10日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、国債市場への配慮に関しては、意見は特になかった。

#### (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して財務省、市場関係者 等からヒアリングを実施したが、国債市場への配慮に関しては、主に以下のような意見があった。 【財務省】

- ・ 入札状況を見たり、市場関係者の声を聞く限りでは、国債市場においてゆうちょ銀行、かん ぽ生命保険の民営化による大きな影響はないと認識している。
- ・ ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険ともに非常に自分たちのプレゼンスが国債市場で大きいという認識を強くお持ちのようであり、やはり自分たちのプレゼンスが大きくて、そこで何らか大きな動きをしてしまうと、それが自分たちの方にも跳ね返ってしまうということで、やはりそこの動きは慎重に、資産のポートフォリオを変更するにしても、徐々にやっていくというようなことではないかと思っている。

### 【市場関係者】

- ・ 昨今は多くの金融機関、投資家がハイリターンを求め、結果的にハイリスクを抱え込んでしまい身動きがとれなくなっている状況。そうした中で、負債特性を踏まえて、堅実な運用姿勢を貫いていく投資家が存在することは、大変貴重なこと。洗練された投資家は、マーケットインパクトというものを一番気にしながら運用するものであり、また、しっかりした運用哲学を持ち、それが変にぶれていかないということが大事である。今後とも、そうした投資家であることが期待されている。
- ・ 「旧契約に係る資産運用は、安全資産に運用すること」とされていることは、国債の安定消

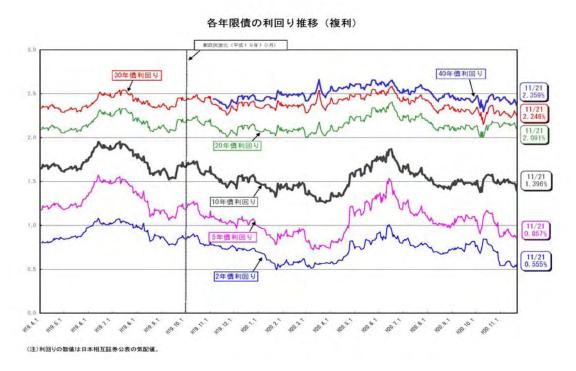
化に寄与しており、今のところ大きな影響は出ていないと見られる。

運用の多様化の国債市場への影響は、どのような多様化がなされるかによって異なる。

# 5 成果に対する評価

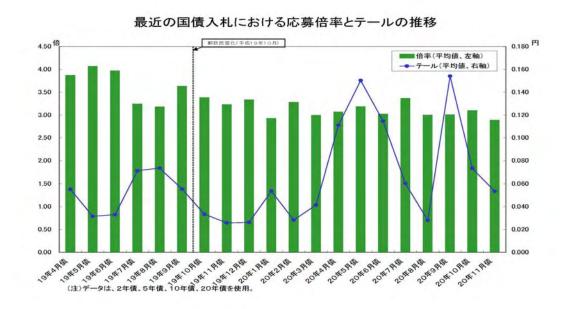
## (1) 主な指標の状況

<各年限債の利回り推移(複利)>



(出典):民営化委員会提出資料(財務省作成)

<最近の国債入札における応募倍率とテールの推移>



(出典):民営化委員会提出資料(財務省作成)

ゆうちょ銀行 (単位:億円)

		平成20年度		
	開始時見通し	期末見通し		期末見通し
	(H19年10月公表)	(H19年10月公表)	(H20年3月公表)	(H20年3月公表)
合計	1,706,687	1,788,279	1,733,154	1,666,048
債券(国債、地方債及 び政府保証債	1,666,516	1,750,788	1,696,206	1,632,087
貸付金(地方公共団体 貸付及び機構貸付)	40,171	37,491	36,948	33,961

(注)計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(出典) 独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構資料

(単位・億円)

かんぽ生命保険

7 70 (8 T. H) M/M					(十四・1211)
		平成19年度			平成20年度
		開始時見通し	期末見通し		期末見通し
		(H19年10月公表)	(H19年10月公表)	(H20年3月公表)	(H20年3月公表)
,	合計	1,126,033	1,100,958	1,099,847	1,035,327
	債券等	911,609	900,467	900,365	852,120
	貸付金(地方公共団体	214,424	200,491	199,482	183,207
	貸付及び機構貸付)	214,424	200,491	199,402	105,207

- (注1)「債券等」は預金、金銭の信託、国債等。
- (注2)計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(出典) 独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構資料

### <金融二社の安全資産の運用計画>

ゆうちょ銀行 (単位:億円)

			平成 19 年度	平成 20 年度	
合計			297,735	329,959	
	債券		294,870	320,600	
		国債	291,670	304,200	
		地方債及び政府保証債	3,200	16,400	
	貸	付金(地方公共団体貸付	0.004	0.950	
	及	び機構貸付)	2,865	9,359	

- (注1)平成19年度の「国債」には、経過措置による財投債引受額(27,400億円)を含む。
- (注2)運用期間が1年以下の短期資産については、それぞれの年度末における運用予定額を計上している。
- (注3)計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(出典) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構資料

かんぽ生命保険 (単位:億円)

			平成 19 年度	平成 20 年度
合	合計		90,786	114,547
	債券		35,857	57,697
		国債	29,587	52,662
		地方債及び社債	6,270	5,036
		外国債	0	0
	その他資産 貸付金(地方公共団体貸付 及び機構貸付)		36,692	34,926
			10.097	01.006
			18,237	21,923

- (注1)平成19年度の「国債」には、経過措置による財投債引受額(2,480億円)を含む。
- (注2)「地方債及び社債」には公庫公団債等を含む。
- (注3)「その他資産」は、預金、金銭の信託等。
- (注4)「その他資産」のうち運用期間が1年以下の短期資産については、それぞれの年度末における 運用予定額を計上している。
- (注5)計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(出典) 独立行政法人郵便貯金·簡易生命保険管理機構資料

### Ⅱ その他

## Ⅱ-3 上場に向けた体制整備

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の株式)

- 第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずる ものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。
- 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成 二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しな ければならない。

2・3 (略)

#### 〇 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)

(株式の政府保有)

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法 (平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

附則

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式 (第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。) については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

## 2 背景・必要性等

### (1) 背景・必要性

郵政民営化に伴い、公社の業務等は、民営化会社(日本郵政、郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険)及び機構に承継されるとともに、民営化当初は、日本郵政の株式の全てを政府が保有し、日本郵政が持株会社として4つの事業会社を100%子会社として保有することとなった。

このうち、金融業務については、信用が競争上決定的に重要であり、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険が、民間銀行・民間保険会社と同一の条件で自由な経営を行い、より質の高い多様なサービス提供を可能とするとの民営化の趣旨を徹底するため、両社を特殊会社とせず一般の会社法上の会社として設立し、その全株式を処分することとしている。

また、日本郵政の株式についても、郵政民営化の趣旨にかんがみ、民間の創意工夫による、より 質の高いサービスの提供を図るため、政府の関与を極力減らすこととされている。

#### (2) 法令等により予定された事項の概要

日本郵政が保有するゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式は、移行期間(平成19年10月1日 ~平成29年9月30日までの間)中、その全部を段階的に処分する(民営化法第62条第1項等)。 また、政府は、その保有する日本郵政の株式については、保有義務が課される三分の一超の株式 を除き、できるだけ早期に処分するよう努める(民営化法第7条第1項等)。

これらの株式の処分については、その売却規模が極めて大きくなると考えられること等から、市場で売却することが基本となる(その他の方法を排除するものではない)。

## 3 進捗状況

## (1) 民営化までの経緯

平成18年7月31日、日本郵政は、実施計画の骨格において、郵便貯金銀行(ゆうちょ銀行)及び郵便保険会社(かんぽ生命保険)の株式については、遅くとも民営化後4年目の上場を目指し、5年間で処分する方針を明らかにした。この金融二社の株式の早期上場・処分の方針に対して、民営化委員会は、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見」(平成18年8月31日)において、郵政民営化の趣旨に沿うものとして評価する旨明らかにした。

平成19年1月26日には、民営化推進本部の議論を経て、内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政に対して、金融二社の株式の上場を早期に実施するための具体的措置を検討するとともに、日本郵政の自社株式の早期上場及び政府による処分を可能とするための準備を急ぐよう指示した。

この指示を受けて日本郵政は実施計画を作成し、同年4月27日に内閣総理大臣及び総務大臣に 提出した。

実施計画においては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険については、早期の自立を果たすため、遅くとも民営化後4年目、可能であれば、東証の審査基準の特例が認められることを前提に、民営化後3年目の上場を目指し、両社の株式を5年間で処分する方針が示された。

また、日本郵政自身も金融二社と同時期の上場が可能となるよう、金融二社と同様の準備を実施するとともに、持株会社として郵便事業会社、郵便局会社の株式総数を常時保有することから、株式上場に向け、非金融二社の経営上の重要課題の解決に向け、事業計画の立案、実施について指導、監督を行うとともに、財務の健全性、業務の適切性の確保を図っていく観点からその進捗状況を管理し、必要に応じて適切な支援を行うことにより、統制を実施するとした。

実施計画に対して、同年6月8日、民営化委員会は、金融二社及び日本郵政の株式上場は、投資家の目線に基づく市場規律の貫徹という意義を有しており、目標時期を明示して上場や完全処分の準備を進めることは、経営の透明性向上につながるものとして評価する旨意見を述べた。内閣総理大臣及び総務大臣は、同計画の内容等の審査を行い、同年9月10日に日本郵政に認可した。

なお、民営化後ではあるが、平成 20 年 3 月 30 日、総務大臣は、日本郵政の平成 20 事業年度事業計画の認可に当たり、日本郵政に対して、郵便貯金銀行(ゆうちょ銀行)及び郵便保険会社(かんぽ生命保険)の遅くとも平成 23 年度の上場に向けて、子会社各社の経営の基本方針の実施の確保を図るよう要請している。

### (2) 株式上場に向けた準備状況

これらを踏まえて日本郵政、金融二社は株式の上場準備を進めており、平成 20 年度中に、上場審査基準に適合する内部管理態勢の運用を実施し未整備項目の整備を終えるとともに、原則として、株式上場の直前期の1年間は完全運用を予定している(日本郵政及び金融二社における具体的な内部管理態勢の整備の状況については、「I 〇 経営状況とサービスの維持・向上」を参照。)。

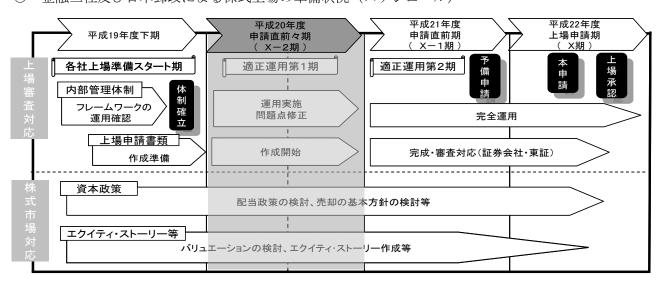
なお、金融二社については、その内部管理態勢の整備状況や業務遂行能力を確認するため、金融 庁による金融検査が、前者に対しては平成19年11月に、後者に対しては平成20年2月に、実施さ れている。 また、企業内容等の開示という観点から株式上場に当たって重要となる、決算への対応に関しては、日本郵政グループ各社においては、これまで、平成20年3月期及び同年9月期の2回の(半期)決算を取りまとめたところであるが、株式上場後に必要となる、四半期決算<sup>注1</sup>や決算期末後45日以内の決算情報の開示<sup>注2</sup>には、現時点では対応できていないことから、段階的に決算体制の整備等を行っている状況である(かんぽ生命保険については、平成20年度第1四半期より四半期決算報告を実施。)。

その他、上場申請書類の作成等、株式上場のための必要な準備についても、取り組んでいるところである。

加えて、株式市場(投資家)への対応として、配当政策等の資本政策の検討、エクイティ・ストーリー作成等についても、今後、順次進めていくこととしている。

(なお、株式上場に向けた日本郵政及び金融二社における収益性向上の取組については「I ○ 経営状況とサービスの維持・向上」を参照。)

- (注1)金融商品取引法により、平成20年4月1日から開始する事業年度以後、四半期報告書制度が適用されることに伴い、東京証券取引所でも、同事業年度以後、中間決算短信を廃止し、四半期決算短信の開示に統合した。
- (注2)年度末決算短信については、「決算短信様式・作成要領」(東京証券取引所)において、遅くとも期末後45日以内に開示されることが適当であり、更に30日以内の開示がより望ましいとされている。また、四半期決算短信については、「四半期決算短信様式・作成要領」(東京証券取引所)において、少なくとも年度末の決算発表と同等以上の早期開示が求められるところであり、目安としては、四半期末後30日以内の開示がより望ましいとされている。
- 金融二社及び日本郵政による株式上場の準備状況 (スケジュール)



(出典) 日本郵政資料(平成20年11月6日 民営化委員会提出資料))

### 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、日本郵政及び金融二社の株式上場に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 早期の上場・完全処分を進めることが基本。
- ・ 株式を処分しイコールフッティングを確保しつつ利便性向上のため金融二社の業容を拡大すべき。市場や株主によるガバナンスも確保される。
- ・ 日本のマクロ経済が良くなっていく状況にない中で、マーケットの状況を見つつ、株式売却に ついてはリスケジュールを含め再調整の検討をする必要が生ずるのではないか。
- ・ 株式上場において重要なのは、透明性のある経営がなされているのか、コンプライアンスは機能しているのか、市場に対して必要な情報が提供される体制となっているのかということ。
- ・ 金融二社の上場については、エクイティ・ストーリー、企業価値をどのように描くかが問題。 等

## (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、日本郵政及び金融二社の株式上場に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 株式の上場は慎重にするべき (ユニバーサルサービス確保への懸念、過疎地における郵便局廃止への懸念等)。
- ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の早期上場と完全民営化の実現(効率化等の観点)。

## (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して関係業界団体等から ヒアリングを実施したが、日本郵政及び金融二社の株式上場に関しては、主に以下のような意見が あった。

- 実態を正確に開示し、コミュニケートし、実態を正確に反映する株価での上場が必要。
- ・ ゴーイングコンサーンとしての評価の確立が必要。
- 大きなポイントは、内部統制・ガバナンス、IR。
- ・ 銀行については、時価総額と総資産の規模との相関が非常に高いので、ゆうちょ銀行について も、郵便貯金の残高が将来的にどのくらいになるのかがポイントになるのではないか。
- ・ かんぽ生命保険が上場する際の課題は成長戦略。郵便局及び郵便事業と協働できる強みを利用 する必要。 等

## 5 成果に対する評価

## (1) 主な指標の状況

※ 日本郵政等の収益性の指標については「I ○ 経営状況とサービスの維持・向上」を参照。

### Ⅱ その他

### Ⅱ—4 敵対的買収防衛策

### 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の株式)

- 第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずる ものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。
- 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成 二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2•3 (略)

〇 日本郵政株式会社法 (平成十七年法律第九十八号)

(株式の政府保有)

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

附 則

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式 (第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。) については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

### 2 背景·必要性等

#### (1) 背景・必要性

日本郵政が保有する金融二社の株式は、移行期間(平成19年10月1日から平成29年9月30日までの間)中、その全部を段階的に処分することとされている。それに当たっては、その規模が極めて大きくなると考えられること等から、市場で売却することが基本となる。

一方、近年、我が国の企業を巡っては、友好的な買収ではなく、敵対的な買収も見られるようになっている。このような中、企業価値・株主共同利益を損ねるような敵対的買収を排除する防衛策のルールに対する必要性が高まり、平成 17 年 5 月に経済産業省・法務省が「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を、同年 11 月に経済産業省経済産業政策局長の研究会である企業価値研究会が買収防衛策に関する開示のあり方及び証券取引所の取扱いのあり方に関する論点を公表するとともに、これらを踏まえ、平成 18 年 3 月には東京証券取引所が、買収防衛策の導入に係る適時開示の枠組みの整備、買収防衛策の導入に当たって尊重すべき事項の明示等を内容とする上場審査基準等の改正を行うなど、ルールの整備が進み、一般の民間企業においても敵対的買収防衛策導入の検討が進んでいる模様である。

このような中、金融二社についても、従業員や取引先、地域社会といったステークホルダーの利

益も含めた企業価値や株主共同の利益が損なわれることがないよう、敵対的買収に対しては適切な防衛策を講じることが求められている。ただし、民営化の趣旨に鑑み、制度上、特別の措置を講ずるのではなく、一般の民間企業と同様、会社法の一般的な規定を活用した防衛策を講ずることが必要である。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

金融二社においては、会社法の一般的な規定を活用し、適切な敵対的買収防衛策を措置する。

## (3) 関係する国会決議

○ 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会) 抜粋

十四、商法等の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

○ 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋

八、当面の間、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

## 3 進捗状況

金融二社の導入する敵対的買収防衛策については、民営化準備の段階で、日本郵政において、企業 買収の有識者や市場関係者から意見を聴き、国会審議等での議論や他の民間会社における導入状況等 を踏まえ、幅広く検討・議論を実施した。

これを踏まえ、金融二社においては、民営化時にそれぞれの定款において、敵対的買収防衛策の導入と守るべき企業価値の定義を規定した。

具体的には、企業価値の源泉として、「当銀行(当会社)に期待される社会的責任を果たし、当銀行(当会社)の有する全国的なネットワークを通じた地域社会や幅広い顧客層等との信頼関係を維持・強化すること等」と定義している。

また、金融二社においては、現時点では、信託型ライツプランを採用し、企業価値の向上が認められない買収の場合は原則的に防衛策を発動することを考えているが、買収防衛策の在り方について、 未だ市場や経済界において議論の過程にあり、また、今後の状況変化に適切に対応する必要があることから、そのスキームの最終決定・導入手続は株式上場までの適切な時期に行うこととしている。

なお、日本郵政については、①日本郵政は、特殊会社として設立され、特定の者に経営が支配されたり、株主権が濫用されないように、国が、常時、3分の1超の議決権を保有する義務が定められていること、②日本郵政の事業計画や取締役の選解任については総務大臣の認可事項となっていることから、敵対的買収防衛策を導入することは予定されていない。

### 4 関係する意見

### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、金融二社の敵対的買収防衛策に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ 株式を売却した場合には、買収防止策は必要。
- ・ 金融二社に対する外資規制の議論があるが、特殊な規制を課せば株式上場時に株価を下げて国

民共有の財産である株式価値を減少させて国民全体の損失となる。

## (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、金融二社の敵対的買収防衛策に関しては、主に以下のような意見があった。

・ ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険の株式をすべて売却すると、外国資本に買い取られてしまうの ではないか。

### (3) 関係業界の意見等

なし。

## 5 成果に対する評価

(1) 主な指標の状況

(金融二社の定款における敵対的買収防衛策関連部分(抜粋))

○ ㈱ゆうちょ銀行定款

(買収防衛策)

- 第15条 当銀行の株主総会は、次項に規定する当銀行の企業価値が不当に毀損されることを未 然に防止するために、買収防衛策(当銀行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り 方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当銀行の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組みをいう。)の導入、継続又は廃止に関する決議を行 うことができる。
- 2 当銀行の企業価値とは、当銀行に期待される社会的責任を果たし、当銀行の有する全国的なネットワークを通じた地域社会や幅広い顧客層等との信頼関係を維持・強化すること等に基づいて得られる、当銀行の財産、収益力、安定性、効率性、成長力等株主の利益に資する銀行の属性又はその程度をいう。

#### ○ ㈱かんぽ生命保険定款

(買収防衛策)

- 第15条 当会社の株主総会は、次項に規定する当会社の企業価値が不当に毀損されることを未然に防止するために、買収防衛策(当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。)の導入、継続又は廃止に関する決議を行うことができる。
- 2 当会社の企業価値とは、当会社に期待される社会的責任を果たし、当会社の有する全国的なネットワークを通じた地域社会や幅広い顧客層等との信頼関係を維持・強化すること等に基づいて得られる、当会社の財産、収益力、安定性、効率性、成長力等株主の利益に資する会社の属性又はその程度をいう。

### Ⅱ その他

### Ⅱ-5 社会・地域貢献基金の整備

#### 1 関係法律

日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)

(社会・地域貢献基金)

- 第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金(以下「基金」という。)を設け、次項の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならない。
- 3 基金の運用により生じた収益は、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるほか、当該収益の生じた事業年度中 会社の他の支出の財源に充ててはならない。
- 4 基金は、取り崩してはならない。ただし、基金の運用により生じた収益のみによっては社会・地域貢献資金の交付の財源を確保することができない場合であって、社会・地域貢献資金が交付されないことにより郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の経営努力のみによっては社会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難となり、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 5 会社は、基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければ ならない。
- 6 会社は、総務省令で定めるところにより、確実かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。
- 7 会社は、郵便事業株式会社法第四条第三項又は郵便局株式会社法第六条第四項 の規定により提出された申請書を総務大臣に提出するときは、基金の運用により生ずる収益の見通しに関する書類を併せて提出しなければならない。
- 8 第二項の規定は、一兆円を超えて基金を積み立てることを妨げるものではない。ただし、二兆円に達するまでは、 同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもって積み立てなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

#### 〇 郵便事業株式会社法 (平成十七年法律第九十九号)

(業務の範囲)

- 第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
  - 一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務
  - 二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便 葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
  - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を 受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

(社会貢献業務計画)

第四条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする社会貢献業務の実施 に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受け なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「社会貢献業務」とは、会社が営む次に掲げる業務であって、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第六条第一項の規定による社会貢献資金の交付を受けなければ、当該業務に係る役務の水準を著しく低下させることなく当該業務を実施すること(第五号に掲げる業務にあっては、当該業務を実施すること)が困難であると認められるものをいう。
  - 一 郵便法第十八条の規定により無償で交付する郵便葉書及び郵便書簡に係る郵便物に係る業務
- 二 郵便法第十八条及び第十九条の規定により料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除する郵便物に係る業務
- 三 郵便法第二十二条第一項に規定する第三種郵便物に係る業務のうち、社会福祉の増進に寄与するものであって、 総務省令で定めるもの
- 四 郵便法第二十七条第二号及び第三号に掲げる郵便物に係る業務
- 五 前条第三項に規定する業務のうち、天災その他非常の災害の被災者の救援又は社会福祉の増進に寄与するものであって、会社以外の者による実施が困難なもの
- 3 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。
- 4 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「社会貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。
- 5 会社は、社会貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

#### (参照 郵便事業株式会社法第4条第2項関係)

- 〇 郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号)
  - 第十八条(郵便葉書の無償交付等) 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者(法人を除く。以下この条において同じ。)に対し料額 印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。
  - 第十九条(救助用の郵便物等の料金の免除) 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金(特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。
  - ② 会社は、総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金 (特殊取扱の料金を含む。)を免除することができる。
  - 第二十二条(第三種郵便物) 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で 開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。
  - ② 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。
  - ③ 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。
    - ー 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追つて定期に発行するものであること。
    - 二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
    - 三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。
  - ④ 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。
  - ⑤ 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

- 第二十七条(第四種郵便物) 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したものも、同様とする。
  - 一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信 教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)で郵便約款の定めるところにより差 し出されるもの
  - 二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの
  - 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施 設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)か ら差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
  - 四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの
  - 五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの
- 〇 郵便局株式会社法 (平成十七年法律第百号)

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に 規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増 進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3・4 (略)

(地域貢献業務計画)

- 第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施 に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受け なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
- 3 前二項の「地域貢献業務」とは、会社が営む第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるものをいう。
  - 一 地域住民の生活の安定の確保のために必要であること。
  - **二** 会社以外の者による実施が困難であること。
- 三 日本郵政株式会社法 (平成十七年法律第九十八号) 第六条第二項の規定による地域貢献資金の交付を受けなければ、その実施が困難であること。
- 4 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。
- 5 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「地域貢献業務計画」という。)を公表しなければならない。

6 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務 計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 2 背景·必要性等

## (1) 背景・必要性

公社がこれまで果たしてきた第三種、第四種郵便や過疎地の金融サービスの提供等公共的な役割を踏まえると、民営化後においても郵便事業会社又は郵便局会社が引き続き社会・地域にとって真に必要なサービスを確実かつ安定的に提供することが可能となるよう、制度的に担保する必要がある。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

郵便事業会社及び郵便局会社が、それぞれ社会貢献業務及び地域貢献業務を確実かつ安定的に実施できるよう、これらの業務の実施に必要な経費を運用益で賄うために、日本郵政に基金を設置することとする(日本郵政株式会社法第13条第1項)。

日本郵政は、毎事業年度の利益金の額のうち、政令で定めるところにより計算した金額を、1兆円に達するまで、基金に積み立てなければならない(同条第2項)。また、1兆円を超えて基金を積み立てる場合において、2兆円に達するまでは、上記の政令で定めるところにより計算した金額をもって積み立てなければならない(同条第8項)。

また、積み立てられた基金は、確実かつ有利な方法により運用しなければならない(同条第6項)。

## (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別 委員会)抜粋
  - 二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、二兆円規模まで積み立てること。
- 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋
  - 三、銀行業務及び生命保険業務については、地域に信頼される金融機関として財務基盤の一層の 強化を図り、職員の専門知識の向上に努め、利用者に対し引き続き十分な説明を行うとともに、 過疎地域における金融業務を維持し、国民に身近な郵便局におけるサービスの低下につながら ないよう、指導すること。
- 国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(平成 19 年 11 月 29 日 衆議院総務委員会)抜粋
  - 二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティーネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに

対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の 急激な負担増とならないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワー クの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。

## 3 進捗状況

民営化法等の制定時の国会審議や参議院郵政民営化に関する特別委員会での郵政民営化法案等に対する附帯決議を踏まえて、基金が2兆円に達するまで日本郵政が基金へ積み立てるべき金額の計算方法が、日本郵政株式会社法施行令の一部を改正する政令(平成20年1月23日公布・施行)により定められた。改正後の日本郵政株式会社法施行令は、毎事業年度の当期純利益のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式の処分益に相当する部分の80%を積み立て、その他の部分についてはその10%を積立てることとした。また、積み立てられた基金の運用方法は、日本郵政株式会社法施行規則(平成18年総務省令第3号)第13条の規定により、国債、地方債、政府保証債等特定の方法のみによることと規定された。

郵便事業会社及び郵便局会社は、平成 19 事業年度から平成 21 事業年度までの 3 カ年を計画期間とする社会貢献業務の実施に関する計画及び地域貢献業務の実施に関する計画を作成し、日本郵政を経由して総務大臣に提出し、総務大臣は平成 20 年 2 月 22 日にこれを認可した。

なお、認可された当初計画においては、社会・地域貢献業務として予定されているものはなく、基 金の運用益からの資金の交付は要しない。

日本郵政は、上記政令の規定により計算したところにより基金に積み立てた。

## 4 関係する意見

(1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、社会・地域貢献基金に関しては、以下のような意見があった。

- ・ 社会・地域貢献事業の維持を目的とした基金が設置され、その運用益によってこれらの事業を 行っていくとされていたが、民間会社であれば基金の用途も評価に晒されるべきであろう。
- (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見なし。
- (3) 関係業界の意見等

なし。

### 5 成果に対する評価

(1) 主な指標の状況

< 積み立てられた基金の額 > 平成 20 事業年度(平成 19 事業年度分) 4,259 百万円

<基金の運用益の見込額>

平成 19 年度 -

平成 20 年度 40 百万円 (上期実績 15 百万円) 平成 21 年度 144 百万円

(出典:日本郵政資料)

#### Ⅱ その他

### Ⅱ-6 旧契約者の保護

### 1 関係法律

郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(公社の業務等の承継等)

#### 第六条 (略)

- 2 従前の郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び簡易生命保険の管理に関する業務は、新たに設立する独立行政法 人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)に承継させるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務(以下「業務等」という。)は、前条 第二項各号に定める株式会社(以下「承継会社」という。)又は機構(以下「承継会社等」という。)に承継させ るものとする。
- 4 (略)

(機構法の認可に関する特例)

- 第百五十五条 機構は、この法律の施行の時において、次の各号に掲げる契約について、当該各号に定める認可を受けたものとみなす。
  - 一 承継計画において定める第百六十二条第一項第二号イの契約 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 法(平成十七年法律第百一号。以下「機構法」という。)第十五条第二項の認可
  - 二 承継計画において定める第百六十二条第一項第二号ロの再保険の契約 機構法第十六条第二項の認可
  - 三 承継計画において定める第百六十二条第一項第二号ハの契約 機構法第十八条第二項の認可 (基本計画)
- 第百六十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、公社の業務等の承継会社等への適正かつ円滑な承継を図るため、本部 の決定を経て、公社の業務等の承継に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。
  - 一 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
  - 二 承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務
  - 三 (略)
  - 四 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項
- 3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 第百六十二条 基本計画は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
  - 一 (略)
  - 二 この法律の施行の時において、次のイから二までに掲げる契約を機構が当該イから二までに定める者を相手方として締結していることとするものであること。
    - イ 機構法第十五条第一項の契約 郵便貯金銀行
    - ロ 機構法第十六条第一項の再保険の契約 郵便保険会社
    - ハ 機構法第十八条第一項の契約 郵便保険会社
    - 二 機構法第二十八条第一項の規定による郵便貯金資産(機構法第十条に規定する郵便貯金資産をいう。)の運用 のための預金に係る契約 郵便貯金銀行
- 2 前項第二号ロの再保険の契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 この法律の施行の時において、公社から承継する旧簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、機構と郵便保険会社との間に再保険関係が成立しているものであること。

- 二 郵便保険会社が承継計画において定めるところに従い承継する資産をもって、当該契約の再保険料の支払に充 てるものであること。
- 三 郵便保険会社が、その資産のうち第百三十八条第二項第二号及び第五号並びに機構法第二十九条第三号から第 十号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立 てる金額を下回らない義務を負うものであること。
- 四 郵便保険会社が、第九章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の 翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであ ること。
- 五 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
- 3 第一項第二号二の預金に係る契約は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 この法律の施行の時において、機構が公社から承継する整備法附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金の総額 に相当する額について、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。
  - 二 郵便貯金銀行が承継計画において定めるところに従い承継する資産をもって、当該預金の預入に充てるものであること。
  - 三 機構が、郵便貯金の預金者からの預入があったときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。
  - 四 郵便貯金銀行が、その資産のうち第百十条第一項第二号ハ及びへ並びに機構法第二十八条第一項第二号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が第一号及び前号の預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。
  - 五 郵便貯金銀行が、第八章第三節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の 翌事業年度の末日における前号の資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであ ること。
  - 六 機構が、前号の報告に係る事項について、公表することができるものであること。
- 公 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社から承継した郵 便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

(業務の範囲)

- 第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号。以下この号及び第二十八条第一項第一号において「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。
  - 二 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前 の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この号及び第十六条第一項において「旧簡易生命保険法」 という。)の規定、整備法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める

法律の規定及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の 規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
  - 一 国民生活金融公庫の委託を受けて、整備法附則第六十四条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金 の交付に関する業務を行うこと。
  - 二 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第百条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。
  - 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。
- 2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
  - 一 当該委託が郵便貯金の預金者の保護の観点から適当なものであること。
  - 二 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
- 4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、 当該契約により委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。
- 5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再 委託する場合について準用する。
- 6 銀行は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項(前項において準用する場合を含む。) の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

(再保険の契約)

- 第十六条 機構は、生命保険会社(保険業法 (平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方として、旧簡易生命保険契約(旧簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約をいう。以下同じ。)に基づき機構が負う保険責任について、機構と当該生命保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。
- 2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第一項の契約には、再保険関係に係る再保険金額、再保険期間、再保険料率、支払うべき再保険金の金額、再保 険料の収受、再保険金の支払、再保険 料の払戻し、当該契約の変更及び解除、当該契約に係る資産の運用、再保険 責任に係る再再保険契約の締結の可否その他総務省令で定める事項を定めなければならない。

(先取特権)

- 第十七条 旧簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任について、機構と生命保険会社との間に再保険関係が成立する旨を定める契約が締結されたときは、機構は、払戻しを受けることができる再保険料の請求権、再保険金の 請求権その他の当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産について先取特権を有する。
- 2 (略)

(業務の委託)

- 第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。
- 2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 総務大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
  - 一 当該委託が保険加入者 (保険契約者、被保険者及び保険金受取人をいう。第二十二条第四項において同じ。) の保護の観点から適当なものであること。

- 二 当該委託を受ける者が当該委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
- 4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、 当該契約により委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。
- 5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者 に再委託する場合について準用する。
- 6 生命保険会社は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による委託又は第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受け、当該業務を行うことができる。

(郵便貯金資産の運用)

- 第二十八条 機構は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資産を運用してはならない。
  - (略)
  - 二 次に掲げる債券(その元本の償還又は利息の支払が外国通貨をもって行われるものを除く。)の売買
    - イ 国債
    - 口 地方債
    - ハ 政府保証債 (その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。次条第三号チにおいて同じ。) のうち口に掲げる債券に該当するもの以外のもの
  - 三 金融機関(銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会をいう。次条第三号 ホ、第四号及び第五号において同じ。)への預金(外貨預金を除く。)

四 (略)

2 機構は、前項第三号に掲げる方法により郵便貯金資産を運用するときは、総務省令で定めるところにより、担保 を徴しなければならない。ただし、当該預金の額その他の事情を勘案して総務大臣が支障がないものと認めて承認 したときは、この限りでない。

(簡易生命保険資産の運用)

- 第二十九条 機構は、次の方法による場合を除くほか、簡易生命保険資産を運用してはならない。
  - 一 (略)
  - 二 第十八条第一項の規定により機構が業務を委託した生命保険会社への預託
  - 三 次に掲げる有価証券その他の資産の売買
    - イ 国債(金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。リ及び第七号において同じ。)が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)
    - ロ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する 債券
    - ハ 地方債
    - 二 特別の法律により設立された法人(ロに規定する法人を除く。)で、国、ロに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券
    - ホ 金融機関が発行する債券(次条において「金融債」という。)
    - へ 社債で政令で定めるもの
    - ト 特定社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第七項に規定する特定社債をいう。 次条において同じ。)で政令で定めるもの
    - チ 政府保証債のうち口からトまでに掲げる債券に該当するもの以外のもの
    - リ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関(ヲ及び次条において「外国政府等」という。)の発行する債券の他外国法人の発行する政令で定める債券(金融商品取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の

発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を 含む。同条において「外国債」という。)

- ヌ 貸付信託の受益証券
- ル 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形で総務省令で定めるもの
- ヲ 外国政府等又は外国法人の発行する証券又は証書でルに規定する約束手形の性質を有するもの
- 四 金融機関への預金

五~十 (略)

(報告及び検査)

第三十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定による委託若 しくは同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託又は第十八条第一項の規定に よる委託若しくは同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者に対し、 その委託若しくは再委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所に立ち入り、その委託 若しくは再委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### 2・3 (略)

(特に必要がある場合の総務大臣の要求)

- 第三十二条 総務大臣は、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 機構は、総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければ ならない。
- 〇 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)

(役員の解任)

第二十三条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の 執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行 わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 4 (略)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員 会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び 分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならな い。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会(以下「審議会」という。)に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による 勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に 対し、意見を述べることができる。

(中期目標に係る事業報告書)

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標 に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価 委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる 必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ず るものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に 関し、主務大臣に勧告することができる。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その 他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後 三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及 び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定 により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。) を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並び に資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しく は帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

### 2 背景・必要性等

### (1) 背景・必要性

郵政民営化においては、政府保証が付されている旧契約と政府保証のない新契約を分離し、旧契約に係る預金者及び保険契約者(以下「旧契約者」という。)の保護を図る観点から、旧契約を管理する機構を設立し、機構は、金融二社と特別預金契約、再保険契約及び業務委託契約を締結し、旧契約者の権利・利便の確保を適切に図ることとしている。

## ① 特別預金・再保険利益の旧契約者への還元

民営化前までに預け入れられた郵便貯金のうち定額郵便貯金等の定期性の郵便貯金(旧契約)及び民営化前に契約した簡易生命保険(旧契約)は、機構に承継されるが、これら旧契約に係る資産については、特別預金契約及び再保険契約を通じて、金融二社で一括して運用することとされている。

また、「郵政民営化の基本方針(平成16年9月10日閣議決定)」にあるとおり、旧契約分の勘定から生じた損益は金融二社に帰属することとされているが、本来旧契約者が受け取るべきである利息や配当については旧契約者に適切に還元する必要がある。

## ② 維持管理業務の適切な執行

旧契約を承継する機構は、金融二社との契約により、旧契約の維持管理業務を金融二社に委託することとしており、旧契約者の利便を確保するためには、当該維持管理業務が金融二社において適切に履行されるとともに、郵便局においても預金の払戻し、保険金の支払い等のサービスが提供される必要がある。

## ③ 顧客情報の適切な取扱い

民営化前に公社が保有していた顧客情報については、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)等の関係法令を遵守しつつ、旧契約者の権利・利便が損なわれないように適切に利用される必要がある。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

機構法第 15 条、第 16 条及び第 18 条において、機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の一部を銀行等及び生命保険会社等に対して委託することができることとなっており、また、民営化法第 162 条における基本計画では、これらの業務を機構が金融二社を相手方として委託する契約を締結することとなっている。

機構と金融二社が締結している特別預金契約、再保険契約及び業務委託契約は、基本計画を受けて日本郵政が作成した実施計画に添付された契約書案においてその具体的な内容が定められているものであり、これらの契約は、民営化委員会による旧契約者の権利・利便の確保を求めた意見を踏まえ、内閣総理大臣及び総務大臣による認可を経て、締結される。

旧契約者の保護という観点からは、機構が旧契約を承継し、旧契約者に対する義務を履行する立場にあることから、機構が金融二社による委託業務の実施の確実性・適切性を担保することになり、また、機構に対して総務大臣が監督を行うことにより、旧契約者に対する確実な義務の履行が確保される。

なお、このほか旧契約者を保護するための具体的な仕組みは以下のとおり。

① 再保険契約及び業務委託契約の変更認可 (機構法第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項、第 18 条第 2 項)

当該契約の変更に総務大臣の認可を係らしめることで、当該契約の変更が旧契約者の保護に反するものとなっていないかどうかをチェックすることができる。

#### ② 担保徴求(機構法第28条第2項)

機構が金融機関に預金をする際には、当該預金の安全性を担保するため、当該金融機関より国 債等の担保を徴することとしている

③ 総務大臣による検査監督 (機構法第31条、第32条、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第64条)

機構、その委託先及びその再委託先が旧契約者に対する義務を適切に履行しているかどうか、

総務大臣が必要に応じて検査監督を行うことができる (検査や報告徴求を実施済)。

## 4 金融庁による検査監督(銀行法、保険業法)

金融二社が、新旧勘定の区分経理の徹底や個人情報の保護に関する法律等の遵守を含めた健全な業務運営を行い、(旧契約者を含めた)利用者の保護に欠けることのないよう、金融庁が検査・ 監督を行う。

## ⑤ その他(独立行政法人通則法第23条第3項等)

独立行政法人制度は、国から相当程度の自立性、独立性を認められる一方、ディスクロージャー制度を徹底し、中期的な観点から評価委員会により厳重な事後評価を行い、業績悪化をもたらした役員の解任、業務・組織全般の見直し等の仕組みが確立しており、機構もこの制度の下、旧契約者の保護に務めることとなる。

## (3) 関係する国会決議

なし。

## 3 進捗状況

#### (1) 民営化までの経緯

- ア 平成 19 年 4 月 27 日、日本郵政は、機構とゆうちょ銀行との間の特別預金契約及び業務委託契約並びに機構とかんぽ生命保険との間の再保険契約及び業務委託契約の案が添付され、また、公社が保有する個人情報に係る権利及び義務の承継に関する事項が記載された実施計画を内閣総理大臣及び総務大臣に認可申請し、同年 9 月 10 日、認可された。
- イ これを受けて、機構と両社は、上記契約を締結し、更に、両社は、郵便局会社との間で機構から委託された業務についての再委託契約を締結した。さらに郵便局会社は、簡易郵便局の受託者との間で両社から再委託された業務についての再々委託契約を締結した。
- ウ 平成 19 年 10 月 1 日、総務省は機構に対し、資産の確実かつ安定的な運用、委託先が提供する サービスの質の確保、業務の実施状況の継続的な分析等を内容に含む中期目標を指示した。機構 は、当該中期目標を達成するため、中期計画を定め、総務大臣の認可を得た。

### (2) 業務

- ア 平成 19 年 10 月 12 日、機構はゆうちょ銀行に対し、同月 1 日に発生した同行における顧客情報管理システムのトラブルについて、業務委託契約に定める適宜・適切な報告が行われていないことについて当該トラブルの解決のための措置を講ずること、機構に対して事故の詳細を報告すること、報告体制を速やかに整備することを求める通知を行った。
- イ 機構は、ホームページにおいて、「満期を経過した郵便貯金の早期お受取り等に関するお知らせ」及び「保険金等の早期お受取りに関するお知らせ」を掲載するとともに、満期となる旧郵便貯金の預金者や旧簡易生命保険の支払通知書を発行した契約者等に対して通知を発送し、その早期受取りを促した。また、平成19年12月~平成20年1月、平成20年3月及び同年8月の3回、新聞、生活情報紙等で満期後の郵便貯金の早期払戻し及び支払通知書送付後の保険金の早期受取りを勧奨した。
- ウ 機構は、旧契約者を含む利用者の意向等を把握するため、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 4 月 にインターネット調査を、同年 8 月に訪問調査を実施した。

#### 4 関係する意見

## (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、旧契約者の保護に関しては、主に以下のような意見があった。

・ 旧簡保契約に係る苦情について、かんぽ生命保険では対応できないということがあり、きちん と対応するようにしてほしい。

## (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成 20 年 11 月 10 日から同年 12 月 10 日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、旧契約者の保護に関しては、主だった意見は特になかった。

## (3) 関係業界の意見等

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際して関係業界団体等から ヒアリングを実施したが、旧契約者の保護に関しては、主に以下のような意見があった。

- ・ かんぽ生命保険は、新・旧契約の分離のための措置として、新・旧の区分経理、ディスクロージャーを実施している。また、旧契約の顧客情報の利用について、限度額管理等の旧簡保事業の利用目的を超える場合の顧客同意取得等の民間事業者として適切な措置を実施している。
- ・ 旧簡易保険契約の再保険契約について、明確な区分経理と適切な利益還元は引き続き重要と考 える。

## 5 成果に対する評価

(1) 主な指標の状況

なし。

### Ⅱ その他

### Ⅱ-7 郵貯施設・簡保施設の譲渡等

### 1 関係法律

〇 日本郵政株式会社法 (平成十七年法律第九十八号)

附則

(業務の特例)

- 第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止
    - イ 承継計画 (郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。口において同じ。) において定める ところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百 二号。口において「整備法」という。) 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四 号) 第四条第一項の施設
    - ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第百一条第一項の施設
  - 二 前号イ又は口に掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

### 2 背景·必要性等

#### (1) 背景·必要性

承継計画において定めるところに従い日本郵政が承継した整備法第2条の規定による、廃止前の郵便貯金法第4条第1項の施設(以下「郵貯施設」という。)及び廃止前の簡易生命保険法第101条第1項の施設(以下「簡保施設」という。)の運営又は管理については、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の本来業務ではなく、民営化までの間非営利の公的宿泊施設として設置、運営されてきたことから民間施設の持つ経営上のノウハウや専門性の面において優位性が乏しいため、譲渡又は廃止(以下「譲渡等」という。)することとされた。

ただし、これらの施設の譲渡等には、譲渡先の選定・調整や当該施設に従事する職員の雇用調整 等相当の期間を要するため、期限を定めて必要な措置を講ずることとした。

#### (2) 法律等により予定された事項の概要

日本郵政は、郵貯施設及び簡保施設について、平成 24 年 9 月 30 日までに譲渡等することとし、 それまでの間は日本郵政が施設を適切に運営又は管理することと定められた。

#### (3) 関係する国会決議

○ 国民の利便向上を図るための郵政事業の推進に関する決議(平成 19 年 11 月 22 日 参議院総 務委員会)抜粋

五、(前略)また、メルパルクなどの廃止又は譲渡に際しても、雇用に十分配慮すること。

#### 3 進捗状況

## (1) 実施計画

実施計画において、郵貯施設及び簡保施設については、平成24年9月30日までに譲渡等することとし、それまでの期間は日本郵政が施設を適切に運営することと定められた。

## (2) 事業計画

## ① 平成 19 事業年度事業計画

関係機関等と調整を図り、施設の円滑な譲渡に向けた取組を行いつつ、運営期間中は顧客満足度の向上に努め、客室稼働率、宿泊利用単価の向上により収入の改善を図ること等とし、平成19年3月30日に総務大臣の認可を得た(民営化以後の事業経営の内容等の確定に伴い同年9月10日変更認可)。

## ② 平成 20 事業年度事業計画

郵貯施設は平成20年10月を目途に、定期建物賃貸借契約を締結して他の事業者に賃貸しつつ、 関係機関等と調整を図り、施設の円滑な譲渡等に向けた取組を行うこととされ、簡保施設につい ては、平成20事業年度内の譲渡完了に向けて手続を進めること等とし、平成20年3月31日に 総務大臣の認可を得た(旧郵便貯金周知宣伝施設に係る定期建物賃貸借契約の締結に伴い同年9月30日変更認可)。

なお同計画では、簡保施設の運営に当たっては顧客満足度の向上に努め、収益改善を図りつつ、 業務委託の直営化等により効率化を着実に推進することとされ、客室稼働率は73%とし、宿泊利 用単価は10,700円とする目標が設定された。

## (3) 承継計画及び事業計画に基づく取組

- ① 郵貯施設については、民間の経営ノウハウを活用して施設の資産価値を高める観点から、平成 20 年 10 月から民間事業者と定期建物賃貸借契約を締結し、当該施設の賃貸を実施した。
- ② 簡保施設については、平成20年4月からゆうぽうとを除く70箇所及び各施設に附帯する社宅等を一括して日本郵政の社員を含めた事業体として譲渡するための手続を開始した。

## 4 関係する意見

#### (1) インタビューによる意見

民営化委員会は、郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに際し、様々な角度からの評価を踏まえるため、オピニオンリーダーに対するインタビューを実施したが、このうち、郵貯施設及び簡保施設に関しては、主に以下のような意見があった。

• 民営化については、かんぽの宿等に見られる無駄な部分は、結果として国の競争力を削いでいるわけで、ここにメスを入れるという意味では意義があると思うが、特に郵便について疑義がないわけではない。しかし、民営化を選択した以上は、より良い方向に発展させていくことを考えるべきであろう。

### (2) 「郵政民営化に関する意見募集」で寄せられた意見

民営化委員会は、平成20年11月10日から同年12月10日までの期間において広く国民に対し「郵政民営化に関する意見募集」を行ったが、郵貯施設及び簡保施設の譲渡並びに従業員の雇用に関しては、主に以下のような意見があった。

・ 全国約80所ある「加入者福祉施設」は温泉の質もよく、観光地にあり、大変素晴らしい施設

である。民営化法の規定に基づき既に幾つかの拠点は廃止(譲渡)されたが、この経済状況の中で安く譲渡されるのはもったいない気がする。

また、これらの施設の譲渡に伴い、正社員は継続して譲渡先の民間企業に雇用されるが、全国で数百から千人に上る非正規社員は次のオーナー次第ということは明白である。非正規社員の雇用の安定を望む。

## (3) 関係業界の意見等

なし。

## 5 成果に対する評価

## (1) 主な指標の状況

#### <運営状況>

	施設の種別等	平成17年度①	平成18年度②	対前年比	平成19年度	対前年比	平成20年度上期
郵見	宁施設						
	客室稼働率	72%	73%		78%		76%
	宿泊利用単価	6, 339 円	6,380 円	0.6 %	6,377 円	△ 0.0 %	6,331 円
	事業収益額	31,835 百万円	31,025 百万円	△ 2.5 %	25,351 百万円	△ 18.3 %	11,430 百万円
	事業費用額	35, 401 百万円	32, 420 百万円	△ 8.4 %	23, 216 百万円	△ 28.4 %	10,342 百万円
	事業損益額	△ 3,567 百万円	△ 1,395 百万円	60.9 %	2,136 百万円	253.1 %	1,088 百万円
簡化	呆施設						
	客室稼働率	74%	73%		72%		71%
	宿泊利用単価	9, 938 円	10, 236 円	3.0 %	10,587 円	3.4 %	10,548 円
	事業収益額	45,524 百万円	42,689 百万円	△ 6.2 %	36, 105 百万円	△ 15.4 %	17,229 百万円
	事業費用額	54,692 百万円	50,564 百万円	△ 7.5 %	41,629 百万円	△ 17.7 %	19,994 百万円
	事業損益額	△ 9,168 百万円	△ 7,875 百万円	14.1 %	△ 5,524 百万円	29.9 %	△ 2,765 百万円

<sup>※</sup> メルパルク等に関する上記計数は、運営を委託していた(財)ゆうちょ財団 (旧・(財)郵便貯金振興会)における収支を含めたものであり、日本郵政(株) (旧・日本郵政公社)の決算上の計数と合致するものではない。

(出典:日本郵政資料)

<sup>※</sup> メルパルク等及びかんぽの宿等の各年度の損益には、減損会計導入に伴う特別損失を含まない。

#### Ⅱ その他

- 〇 参考となる事実
- Ⅱ-8 株式の連続的保有

## 1 関係法律

〇 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成 二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2•3 (略)

(定款)

第百六条 郵便貯金銀行の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総務省 令で定める事項を定めなければならない。

(定款)

第百三十六条 郵便保険会社の定款には、少なくとも株主総会における議決権の行使に関する事項として内閣府令・総 務省令で定める事項を定めなければならない。

### 2 背景・必要性等

## (1) 背景・必要性

日本郵政等が、経営戦略に基づき、日本郵政グループ各社の株式を連続的に保有することが妨げられないようにしておく必要がある。

## (2) 法令等により予定された事項の概要

民営化法において、移行期間中に日本郵政が保有する金融二社の株式の全部を処分するよう規定 しているが、移行期間後、日本郵政が、金融二社の株式を市場から速やかに取得することにより、 結果的に「株式の連続的保有」を可能とする。

#### (3) 関係する国会決議

- 郵政民営化法案等に対する附帯決議(平成 17 年 10 月 14 日 参議院郵政民営化に関する特別委員会)抜粋
- 三、持株会社及び四子会社が、統合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう、以下のとおり株式の持ち合いを認めること。
  - 1. 持株会社について、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断

により他の民間金融機関と同様な株式保有を可能とし、その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げないこと。そのため、郵政民営化法第百六条、第百三十六条の趣旨を踏まえ、 株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。

- 2. 移行期間中と言えども、郵政民営化法第百五条、第百三十五条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。
- 3. 前記 1、2 によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う三年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。
- 4. 新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記1、2、3を踏まえた適切な経営形態を採ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

## 3 進捗状況

株式の連続的保有に関しては、郵政民営化法案審議時の衆議院修正により、株主総会における議決権の行使に関する事項を金融二社の定款に必ず定めなければならない旨法律上明確に規定されたところであり(民営化法第 106 条及び第 136 条)、同法の趣旨を踏まえ、民営化時に、株主の権利行使の基準日について金融二社の定款に規定された。

#### (金融二社の定款における株主の権利行使の基準日関連部分(抜粋))

○ (株) ゆうちょ銀行定款 (定時株主総会の基準日)

- 第10条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
- ○(株)かんぽ生命保険定款 (定時株主総会の基準日)
- 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。